

第3次蟹江町 地域福祉計画・地域福祉活動計画

ともにいきる つながりのまち かにえ

令和8年度～令和13年度
(2026) (2031)



蟹江町

第3次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和8年度 ～ 令和13年度
(2026) (2031)

ともにいきる つながりのまち かにえ

ごあいさつ



現代社会において、人口減少、少子高齢化や核家族化の進展を背景に、家族のつながりの希薄化や 8050 問題を始めとする複雑化・複合化した社会問題が顕在化しています。

また、コロナ禍を経て地域のつながりは希薄化し、地域で支え合う機能の低下が懸念されています。

こうした中、今までの制度・分野ごとの縦割りや支援する側、支援される側という関係を超えて、地域住民を始めとする多様な主体が地域の課題解決に参画し、世代や分野を超えたつながり合える地域づくりが必要となっています。

当町では、前計画と同様、町社会福祉協議会と一体となって「第3次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画では、前計画を継承するとともに、地域住民が相互に支え合うことができる地域づくりに取り組み、「ともにいきる つながりのまち かにえ」を実現するための施策を推進してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、アンケート調査や地域福祉懇談会にご協力をいただきました町民の皆さまを始め、貴重なご意見やご提案をいただきました策定委員会の皆さま並びに関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和8年3月
蟹江町長 横江淳一

ごあいさつ



私たちを取り巻く環境は、つながりの希薄化や望まない孤独・孤立が深刻化する中で、従来の分野別の福祉制度の狭間や複数の分野にまたがるような福祉ニーズが増えてきており、それらは、より一層、複雑化・多様化しています。

このような状況の中、蟹江町社会福祉協議会では、地域福祉の中核的な役割を担う団体として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現に向けて事業を推進してまいりました。

このたび、地域のことを話し合う地域福祉懇談会や各種アンケートなどで寄せられた地域の皆さまの意見をもとに「蟹江町地域福祉計画・蟹江町地域福祉活動計画」を策定しました。本計画は、令和8年度から令和13年度までの6年間の地域福祉推進の基本的な方向性を示したもので、私たち社会福祉協議会の活動の指針となるものです。

「ともにいきる つながりのまち かにえ」という基本理念に沿って、地域の皆さまと共に地域福祉を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いします。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、アンケートや地域福祉懇談会にご協力いただきました町民の皆さまを始め、多大なご尽力をいただきました策定委員会委員の皆さま方並びに関係者の皆さまに心より感謝を申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人 蟹江町社会福祉協議会長 飯田數義

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画の基本的な考え方	1
1-1	地域福祉とは	1
1-2	地域福祉を進めるための考え方	1
1-3	蟹江町における地域の捉え方	2
2	計画の位置づけ	3
2-1	地域福祉計画の位置づけ	3
2-2	地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性	3
2-3	その他の計画との関係	4
3	計画の期間	5
4	計画の策定体制	5

第2章 蟹江町の課題と計画の目標

1	蟹江町の課題	7
2	基本理念	8
3	基本目標	9
4	計画の体系	10

第3章 施策の展開

1	地域福祉を進める意識を高め、地域のつながりをつくる	11
2	地域福祉を進めるしくみをつくる	15
3	地域福祉の担い手を育てる	18
4	安心して生活できる地域の環境をつくる	22

第4章 関連計画

1	蟹江町重層的支援体制整備事業実施計画	27
2	海部南部成年後見制度利用促進計画	33
3	蟹江町再犯防止推進計画	47

第5章 地区別の地域福祉の現状

1	学区の概況	49
2	蟹江小学校区	50
3	舟入小学校区	52

4	須西小学校区	54
5	新蟹江小学校区	56
6	学戸小学校区	58

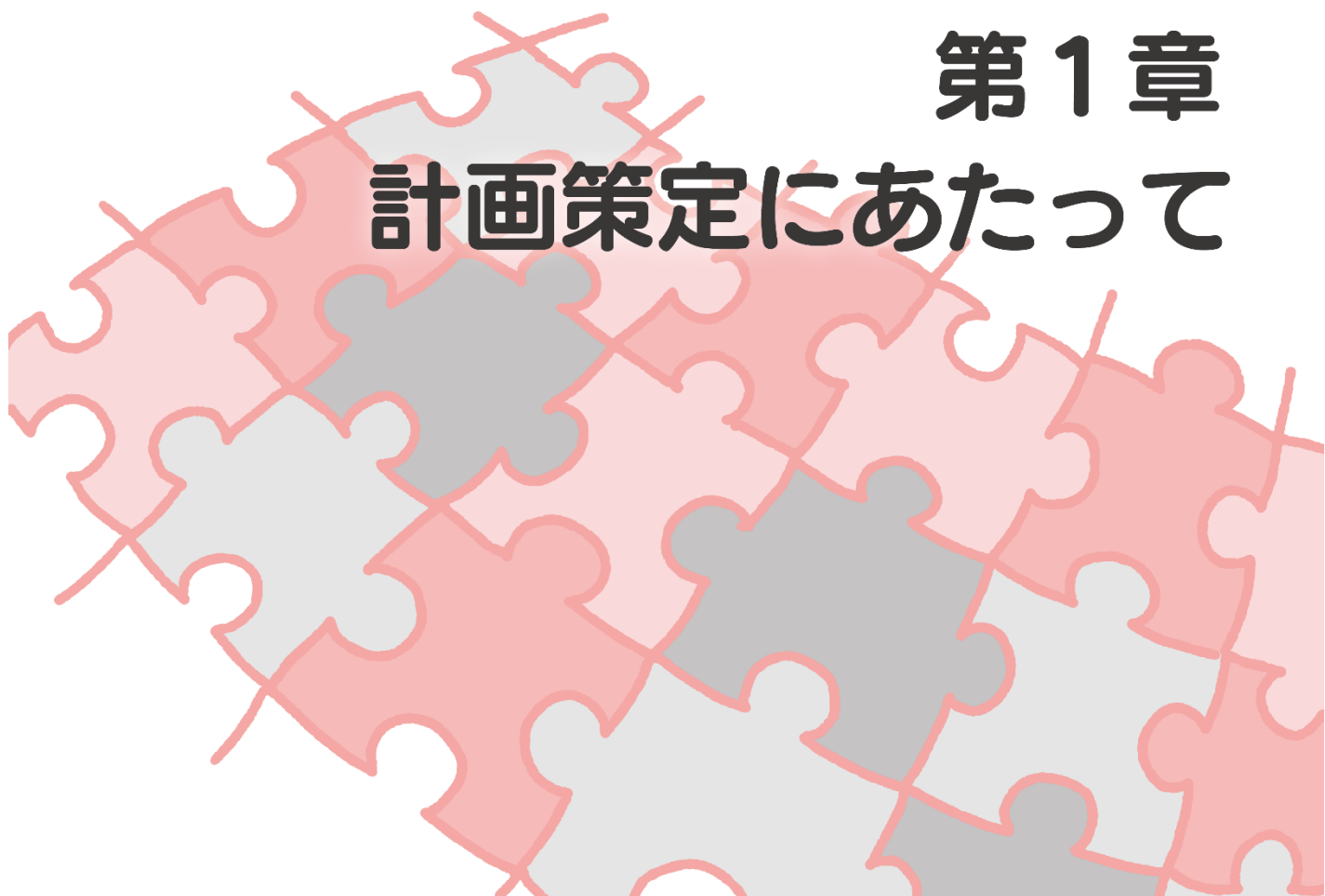
第6章 計画の推進

1	計画の周知・啓発	61
2	計画の推進と評価	61

資料編

1	第2次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	63
2	第2次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	65
3	蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会設置要綱	66
4	蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会名簿	67
5	計画の策定経緯	68
6	地域福祉懇談会での意見	69
7	蟹江町の人口等	79
8	住民アンケート調査結果（抜粋）	84
9	社会福祉法（抜粋）	91

第1章 計画策定にあたって





1 計画の基本的な考え方

1-1 地域福祉とは

本計画は、蟹江町の地域福祉の推進を目的とする計画です。本計画がめざす地域福祉とは、地域で生活するすべての人が安心して自分らしく生活できる地域をつくることを意味しています。町や社会福祉協議会だけでなく、住民、ボランティア、企業、学校など、地域に関わる多様な人々が協力しあえる地域をめざすことが大切です。

また今日、人々が抱える課題は複合化・複雑化しています。高齢者や障がい者などのように対象を限定した従来の枠組みだけではなく、SOSが出せない人、孤立している人なども含めて、すべての人が安心して生活できる「地域共生社会」づくりを進めていくことが、本計画においても重要な課題となっています。

1-2 地域福祉を進めるための考え方

第2次計画においては、地域福祉の進め方を、公的な福祉サービスによる支援（公助）だけでなく、自分でできることは自分ですること（自助）と、近隣の住民や地域の人々が協力して問題解決に取り組むこと（共助）をあわせて進めるとしてきました。しかしながら、今日では、「共助」を「制度化された相互扶助」という意味で用いることが多く、「住民どうしの相互扶助」を「互助」と表現することが多くなっています。本計画においても、地域の人々が協力し、安心して生活できる地域づくりを進めることを「互助」と表現することとします。

また、第2次計画では、“支援する側”と“支援される側”のいずれかに属するという考え方ではなく、自身が困った時や支援が必要な時には支援を受ける側に、支援できる時には支援する側に回るという考え方に立っています。この考え方は本計画においても引き続き位置づけていきます。

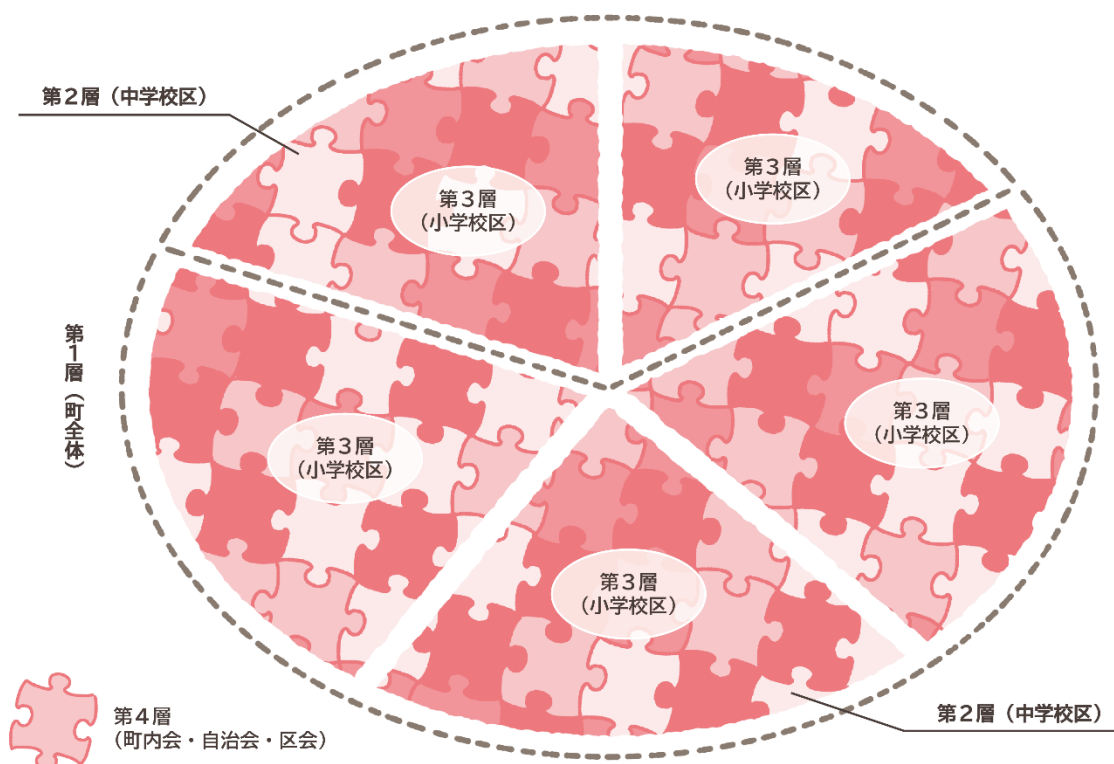
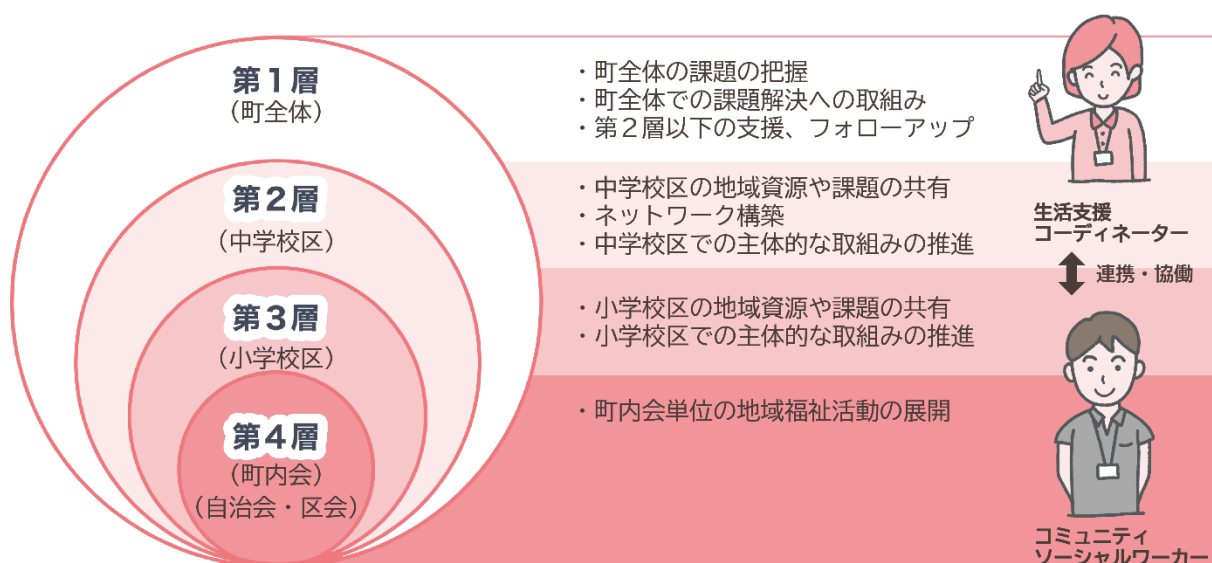
さらに、地域福祉の推進には、実際に地域の課題を把握して様々な活動につなげていくネットワークが地域に必要となります。住民・ボランティア・企業・学校など、地域に関わる多様な人々が推進主体となり、地域福祉を進めていくことをめざします。



1-3 蟹江町における地域の捉え方

地域福祉を進めるうえで、当町では、地域を多層的に捉え、各層における推進体制や支援体制の構築を目指します。

当町において「地域」とは、扱う課題や場面等に応じて、大きくは「町全体」から、最も小さい町内会までの4階層で捉えます。「町全体」を第1層、「中学校区」を第2層、「小学校区」を第3層、「町内会単位」を第4層と位置づけ、各種取組を効果的に進めていきます。もちろん、最小単位は住民一人ひとりです。一人ひとりのつながりづくりを大切にしながら、誰一人取り残すことのない地域福祉を進めていきます。





2 計画の位置づけ

2-1 地域福祉計画の位置づけ

①社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉の推進に関する事項をまとめた計画です。

また、本計画は、当町の重層的支援体制整備事業の実施に必要な事項を定める「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」の内容を含む形で策定しています。

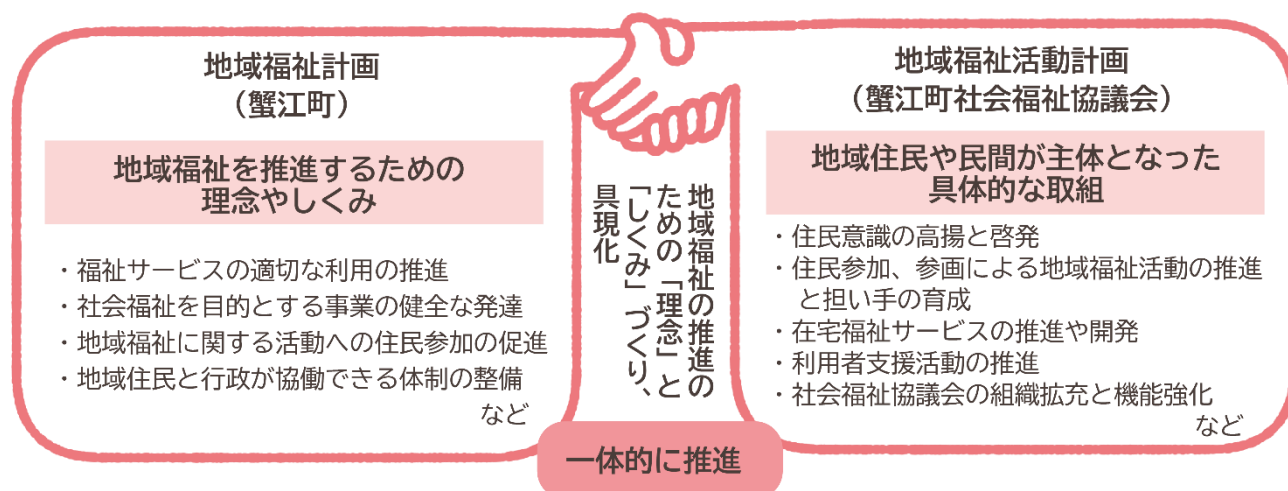
②町民の意見を踏まえた計画

本計画は、策定委員会をはじめ、住民アンケート調査、地域福祉懇談会（ワークショップ）、団体アンケート調査など、町民の意見を踏まえて策定しました。

2-2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

当町の地域福祉を推進するために、町では「地域福祉計画」を、社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」を策定しています。「地域福祉計画」は町としての地域福祉の「理念」と「しくみ」をつくる計画で、「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」の理念やしくみをもとに、具体的な活動内容を考える計画となります。

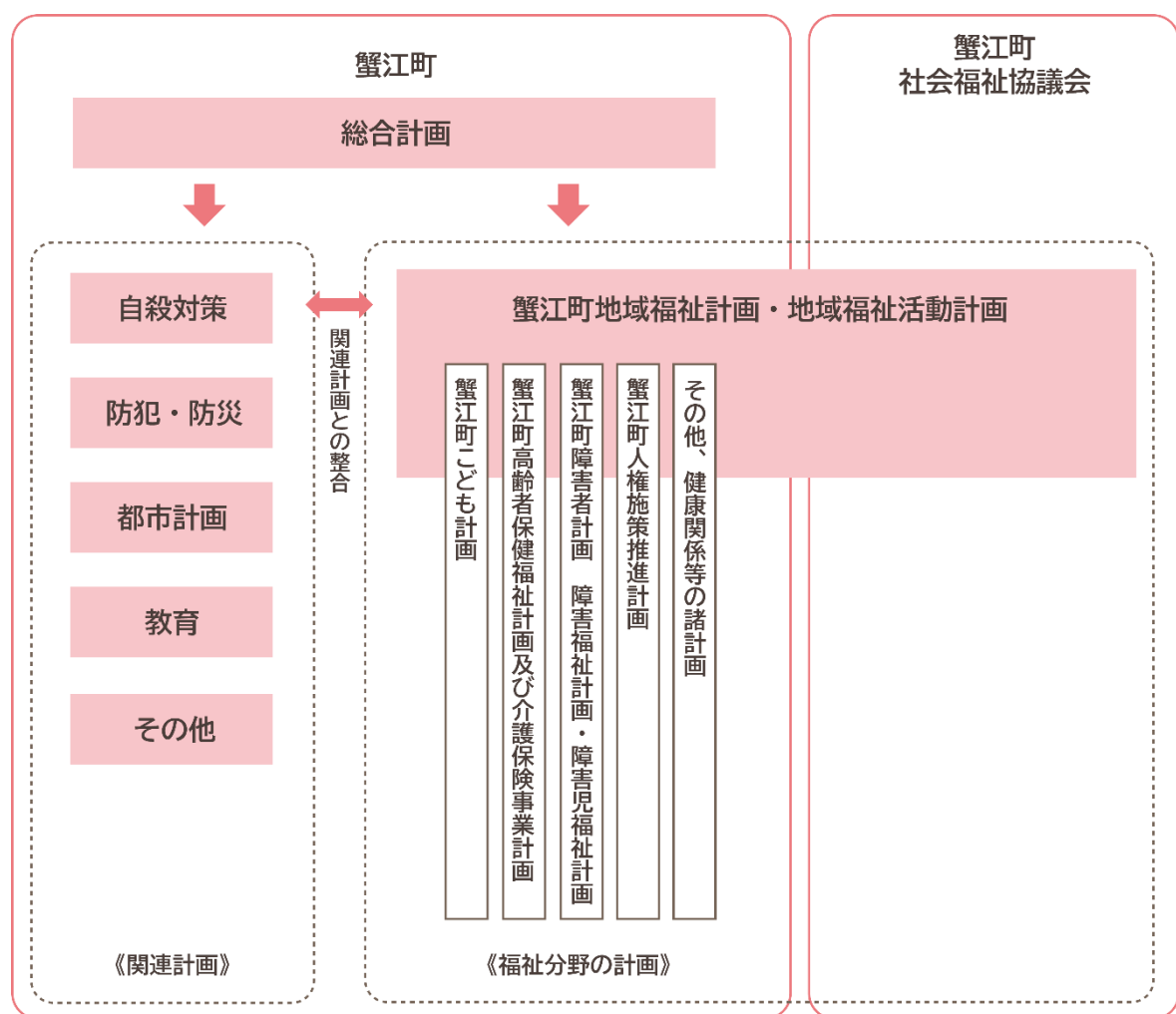
本計画では、地域福祉を全町的に進めていくために、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定しています。



2-3 その他の計画との関係

本計画は、町の最上位計画である蟹江町総合計画の方向性に基づき策定するとともに、町の福祉分野の計画（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、こども計画等）やその他の各種行政計画と整合した計画として策定しています。

また、本計画は、福祉分野の計画の上位計画として位置づけ、個別計画を有機的につなげるとともに、個別計画だけでは網羅できない隙間を補完していく計画としての機能を持っています。





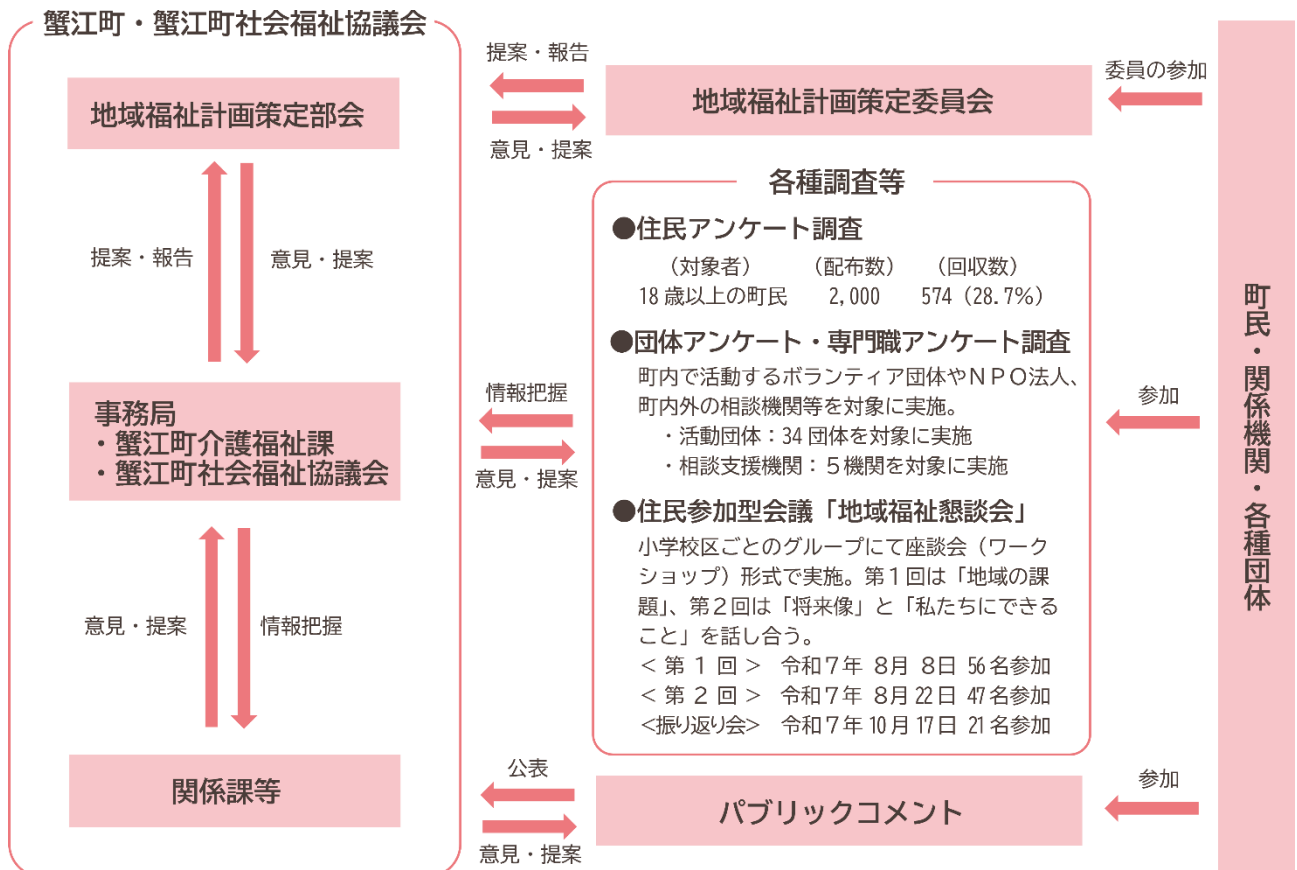
3 計画の期間

本計画は、令和8（2026）年度を初年度とし、令和13（2031）年度を目標年度とする6か年計画です。なお、国の方向性や社会環境の変化等により見直しが必要な場合には、計画の見直しを行います。



4 計画の策定体制

本計画は、地域住民等の参加による地域福祉懇談会や各種調査等の実施、庁内の関係課等で組織する地域福祉計画策定部会における検討、地域福祉に関する各種団体代表、町民代表等で構成する地域福祉計画策定委員会での協議を経て策定しました。



第2章 蟹江町の課題と 計画の目標





1 蟹江町の課題

1-1 つながりの希薄化

若年世代では、地域とのつながりが薄く、近所づきあいがほとんどない人が多いことがアンケート調査結果からわかっています。また、近年、高齢者、障がい者、若者世代などの社会的孤立が問題となっています。地域とのつながりの希薄化は、孤立をさらに深めることになりかねず、人と人とのつながりが失われた状態では、支援が必要な場合でもそのニーズを知ることができません。つながりを実感し、安心して自分らしく暮らすことのできる地域を実現していく必要があります。

1-2 多様な人々が地域で生活

地域に居住する外国人が年々増加している等、地域では多様な人々が生活しています。一方で、一部の外国人居住者が地域のルールを守れないという問題があること等も指摘されています。こうした問題の背景には、お互いのことを十分に理解できていないという問題があり、相互理解のための取組を充実することが必要です。他にも、地域には、認知症の人や独居の人など、多様な人々が生活しており、お互いに様々な配慮をしながら地域共生社会の実現をめざしていく必要があります。

1-3 情報が伝わっていない

地域福祉に限らず、生活に必要な情報は、様々な方法で提供されていますが、十分に伝わっていない様子がアンケート調査結果にも見受けられます。たとえば、成年後見制度を知らない人は 25.6%、成年後見制度について相談できる場所を知らない人は 55.7%、町内会への加入の仕方がわからない人が 20 歳代は 43.6%。30 歳代は 55.6%など、具体例はいくつもあります。こうした情報がもっと伝われば、成年後見制度の利用や町内会への加入の状況も変わってくる可能性があります。必要な情報が確実に届き、必要な時にその情報を利活用できるよう支援していく必要があります。

1-4 課題の発見と支援へのつながり

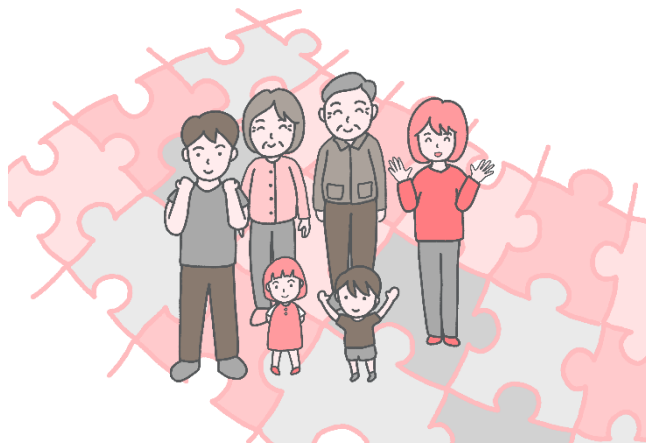
アンケート調査では、「不登校・ひきこもり・ニート」「8050 世帯」などの課題を抱える人が身近にいると答えた人は、いずれも 1 割に満たない少数派で、課題を有する人に多くの人が気づいているとはいえない状況でした。課題を有する人を地域で見つけて、必要な支援につなげていくという地域福祉の取組を、今後も進めていく必要があります。



2 基本理念

(基本理念)

ともにいきる つながりのまち かにえ



当町がめざす地域福祉は、地域で生活するすべての人が安心して自分らしく生活できる地域を実現することにあります。そのためには、地域の人々が互いに協力し合い、様々な課題を解決していくしくみや人間関係づくりが必要となります。地域の人々がつながりを深め、幸せを実感できるまちづくりが、本計画のめざすところです。

今日、地域の人々が直面している課題は、複合化（課題が複数の分野にまたがる状態）し、かつ複雑化（様々な分野の課題が絡み合っている状態）しています。そのため、「地域共生社会」の考え方に基づき、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題の解決に“我が事”として参画し、地域の人や資源が“丸ごと”つながる地域づくりが必要です。本計画においても、「地域共生社会」の実現に向け、様々な取組を進めていきます。

また、今日では、単身世帯や高齢者だけでなく、若者も含む社会的孤立が問題となっています。その他にも、外国人居住者の増加などに見られる多様性への対応、非正規雇用の増加や物価上昇などを背景とする貧困や生活困窮の問題など、今後も様々な問題が生じることが想定されます。

そうした状況を踏まえ、第3次計画では、つながりを大切に、誰一人取り残すことのない地域づくりを進めていきたいと考えています。こうした考え方から、本計画の基本理念を「ともにいきる つながりのまち かにえ」とします。



3 基本目標

1 地域福祉を進める意識を高め、地域のつながりをつくる

地域福祉の推進には、地域住民一人ひとりの福祉への意識の向上が必要です。特に、地域の様々な課題を“我が事”として捉え、地域ぐるみで課題の解決に取り組むという「地域共生社会」の考え方を正しく理解する必要があり、そのための啓発や福祉教育を充実します。また、そうした意識を醸成する背景には、人と人とのつながりを大切にする必要があります。こどもたちが高齢者と接する機会をつくる等の多世代交流の推進、お互いの顔が見える地域づくりに力を入れて進めます。

2 地域福祉を進めるしくみをつくる

地域福祉を進めるためには、地域での取組を主体的に進めるしくみが必要です。全町（第1層）、中学校区（第2層）を対象とする協議体の取組を推進するとともに、さらに細かな単位である小学校区（第3層）や町内会（第4層）などの地域福祉を進める組織体制を整備します。また、各層での取組を支援するコーディネート体制の強化と活動の充実に取り組みます。さらに、地域住民の複合化・複雑化する課題に関する多様な相談に適切に応じる体制を確保するとともに、地域住民の社会への参加支援に取り組む重層的支援体制整備事業を進めます。

3 地域福祉の担い手を育てる

地域福祉の担い手は、地域住民をはじめ、社会福祉を目的とする事業の経営者や活動者など、多岐にわたります。地域住民が、地域福祉の課題を“我が事”としていくためにも、定期的に地域の課題やその解決策を話し合う機会づくりを進めます。また、地域住民による「互助」の担い手を育てるため、ボランティア活動や地域福祉活動への参加の支援を行うとともに、参加者の知識や技術の向上のための支援を行います。

4 安心して生活できる地域の環境をつくる

地域での生活が、安心して生活できるものとなるような環境づくりが必要です。高齢者や障がい者などの権利を守る支援、生活困窮者への支援、防災・防犯対策などを含む様々な支援を周知していきます。



4 計画の体系

【基本理念】

ともにいきる つながりのまち かにえ

【基本目標】

【施策の方向】

1 地域福祉を進める意識を高め、地域のつながりをつくる

- ①多世代交流の推進
- ②福祉教育の充実
- ③地域共生社会の実現に向けた理解の浸透
- ④顔の見える関係づくり

2 地域福祉を進めるしくみをつくる

- ①地域におけるコーディネート機能の強化
- ②誰でも利用できる相談の充実
- ③つながりづくりへの支援の充実

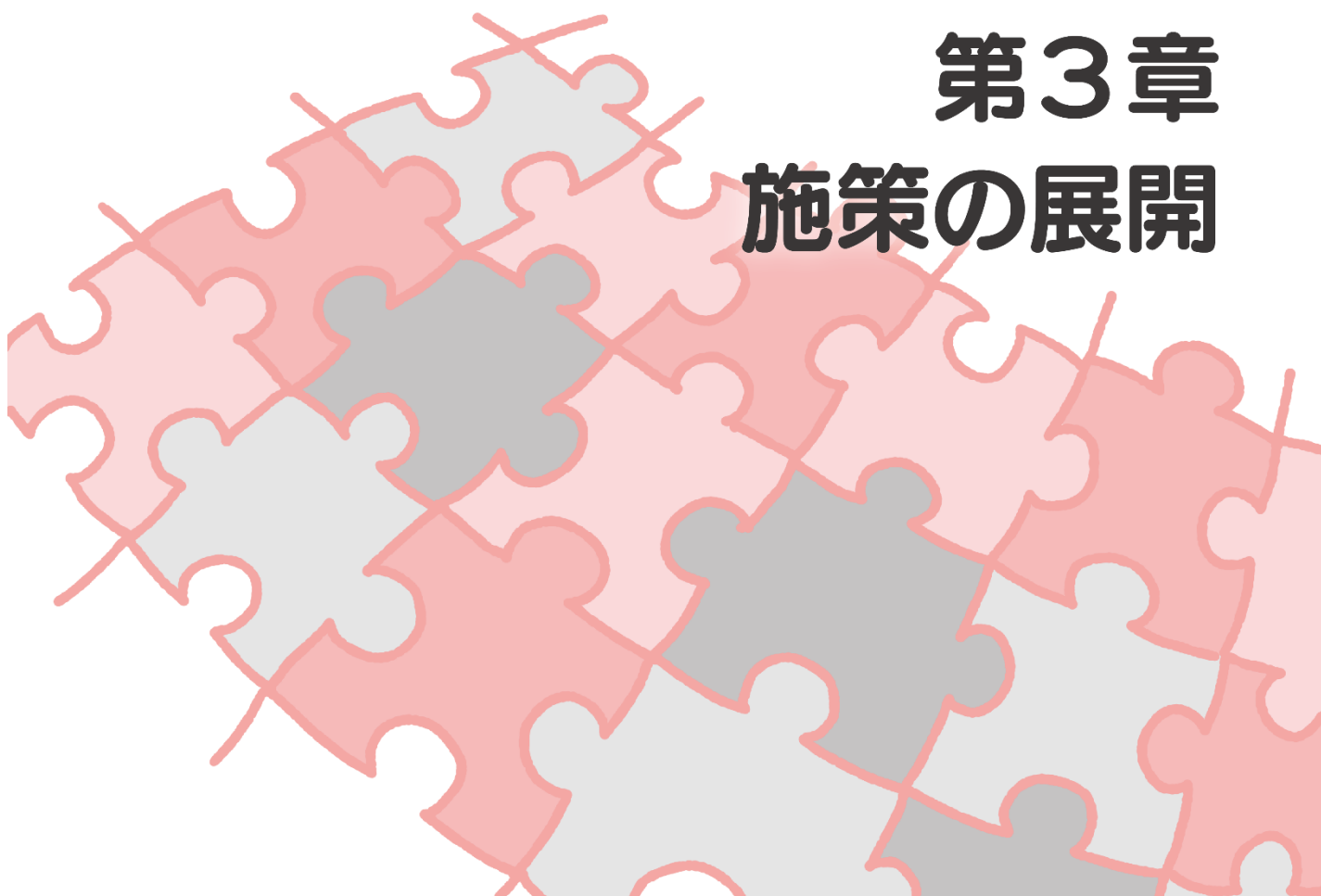
3 地域福祉の担い手を育てる

- ①意見交換の機会づくり
- ②ボランティアセンターの充実
- ③担い手の育成
- ④地域福祉活動への支援

4 安心して生活できる地域の環境をつくる

- ①権利を守る支援策の充実
- ②情報発信
- ③防災・防犯活動の充実
- ④生活困窮者への支援

第3章 施策の展開





1 地域福祉を進める意識を高め、地域のつながりをつくる

①多世代交流の推進

住民の声

- 地域の人々と子どもたちとの交流の場がない。
- 町内会と子ども会の交流が少ないので、交流のきっかけづくりが必要。
- 小学生と高齢者との交流の場があるとよい。

アンケート 結果より

- 「地域でのこども、高齢者、障がい者が集える場所での話し相手」の活動に参加したい人が 15.5%。



施策の方向

こどもの頃から福祉に対する意識の向上を図るとともに、お互いを理解し尊重しあうところを育むため、多世代交流の機会を充実します。



取組方針

わたしの取組	● 地域の中で、あいさつや声かけをしよう。 ● 地域の行事やイベントに関心を持ち、地域の活動に積極的に参加しよう。 ● 地域で生活している住民同士が、お互いに関心を持ち、見守り合おう。
地域の取組	● 地域住民が参加しやすい交流活動を推進しよう。 ● 地域で生活している住民同士が、お互いに関心を持ち、見守り合えるよう支援しよう。
町や社会福祉協議会の取組	● 多世代交流施設「泉人」を拠点に、多世代が交流できる機会を作り、多くの人の参加を促します。 ● 町内会や老人クラブ、子ども会といった地域組織や団体・企業とつながりを持ち、多世代交流が持てるようサポートします。

②福祉教育の充実

住民の声

- 学校教育と連携した福祉体験が必要。
- 教育が大事。こどもの時から他人を尊重することを教える。

アンケート 結果より

- 福祉について学びたいこと、活動したいことの上位3項目は「道路や公園等のごみ拾い」が24.4%、「子育てをしている人への支援」が18.6%、「高齢者の介助方法について」が18.5%。



施策の方向

学校教育の場等を中心に、ボランティア体験等多様な福祉教育の機会を充実し、地域で支えあう人を育てます。



取組方針

わたしの取組	● ボランティア活動やその体験機会などに積極的に参加しよう。 ● 福祉について積極的に学び、学んだことをまわりの人と共有しよう。
地域の取組	● ボランティア講座や養成研修への参加を呼びかけよう。 ● 地域住民、地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者等が協働し、地域福祉を推進しよう。
町や社会福祉協議会の取組	● 福祉実践教室の実施等を通して、障がいについての正しい知識を深めるための福祉教育を推進します。 ● ボランティア活動等の多様な体験機会を提供します。

③地域共生社会の実現に向けた理解の浸透

住民の声

- 引っ越してきた人に関わらない等、近隣のことに無関心な人が多い。
- 社会全体として「自分さえよければ」という考え方が広がっているような気がする。
- 支援が必要なのに、迷惑をかけたくないとの思いから申し出ない高齢者がいる。

アンケート 結果より

- 近所付き合いの程度で最も多いのは「会った時にあいさつする程度」が40.6%。



施策の方向

地域で生活するすべての人が直面している困りごとなどの課題の解決を“我が事”として捉える意識の浸透を図り、「地域共生社会」の実現に向けた理解を促します。



取組方針

わたしの取組	● 「地域共生社会¹」について積極的に学び、理解しよう。 ● 「地域共生社会」を実現するため、地域で困っている人を支援する活動等に積極的に参加しよう。
地域の取組	● 地域の実情を踏まえ、「地域共生社会」についてみんなで考える機会をつくろう。
町や社会福祉協議会の取組	● 本計画を周知することにより、「地域共生社会」についての情報を提供します。 ● 「地域共生社会」の実現に向けた啓発を行います。

¹ 地域共生社会：「支える人」や「支えられる人」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、ともに地域を創っていかうとする考え方です。

④顔の見える関係づくり

住民の声

- 地域社会のつながりが希薄化している。
- 外国人や転入者と地域組織との関わりがない。
- サロンの参加者が少ない。
- 高齢者が参加できる、あるいは参加しやすいゲームなど（ボッチャなど）を普及するとよい。
- 老人クラブの入会者が減ってきている。
- 誰が、どのようなことで困っているのか、把握することができない。
- 外国籍の人が多くなっている。どう話しかけたらよいのかわからない。

アンケート 結果より

- 悩みや不安、困ったことがある時の相談相手は、「家族」以外では「友人・知人」が39.0%、「相談できる人がいない」人は1.9%。

施策の方向

誰一人孤立することなく、お互いに顔の見える人間関係のもとで安心して生活することができる地域をめざし、多世代交流や多文化交流を進めるとともに、多様な活躍の場を確保する地域づくりをめざします。

取組方針

わたしの取組	● 日頃から、近隣住民とあいさつをしよう。 ● 地域の取組や地域活動への参加について関心を持とう。
地域の取組	● 地域ぐるみであいさつを推進しよう。 ● 転入者や外国人居住者に対しては、地域のルール等をわかりやすく伝える機会をつくろう。 ● 転入者や外国人居住者が地域の活動等に参加できるきっかけづくりをしよう。
町や社会福祉協議会の取組	● お互いに顔の見える地域づくりを支援します。 ● サロン等の地域住民のネットワーク構築を支援します。



2 地域福祉を進めるしくみをつくる

①地域におけるコーディネート機能の強化

住民の声

- 高齢者が多いが交流が少ないので、サロンを積極的に使ってほしい。
- 救急や警察以外で、何かあった時に相談できるお助け事務所的なところがあたらいいと思う。
- 町内会長などのなり手がいない。役員の仕事を見直す。
- 若い世代が地域に参加できるような働きかけがあるとよい。
- 町内会ごとに福祉拠点をづくり、活動を知ってもらい関わりを増やす。

アンケート 結果より

- 町内会に加入している人は82.4%、加入していない人が15.7%。
- 悩みや不安、困っていることで多く見られたのは「自分の健康」が47.7%、「家族の健康」が44.6%、「災害」が36.6%。

施策の方向

地域を町全体として捉えるだけでなく、中学校区、小学校区、町内会単位での多層的な地域福祉の推進を視野に入れた地域福祉推進体制を整備します。

取組方針

わたしの取組	● 地域で困っている人に気づくため、地域に目を向けよう。 ● 困りごとの情報をつなげることができる相談窓口や支援機関の情報を知っておこう。
地域の取組	● 生活支援コーディネーター²やコミュニティソーシャルワーカー³等の専門職と住民が協力し、地域で困っている人の情報を共有しよう。
町や社会福祉協議会の取組	● 民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等が情報を共有し発信します。 ● 地域の課題を解決するために必要な知識を得ることができるよう、学習機会を提供します。

² 生活支援コーディネーター：『地域支え合い推進員』とも呼ばれ、高齢者の生活を支えるサービスや要介護状態を防ぐための取り組みを進めるため、地域の中の資源、関係者、サービス提供者のネットワークを築き、地域ニーズの把握と取り組みとのマッチング等を行っています。

³ コミュニティソーシャルワーカー：地域福祉の取り組みを進めるため、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援（コミュニティソーシャルワーク）を行うスタッフです。

②誰でも利用できる相談の充実

住民の声

- 困っている人が相談する方法や道すじがわかりにくい。
- 自由に皆が集まれる場があり、そこで少し相談できるとよい。

アンケート 結果より

- 悩みや不安、困ったことがある時の相談相手は、「家族」が 81.7%、「友人・知人」が 39.0%、「相談できる人がいない」人は 1.9%。
- 相談支援機関アンケートでは、すべての機関が専門分野以外の相談を受けていると回答。(団体アンケート)

施策の方向

住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談者の属性に関わらず受け止める包括的相談支援事業、複合的な課題を抱える人への支援を調整する多機関協働事業、必要な支援が届いていない相談者に対するアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施します。

取組方針

わたしの取組	● 相談窓口に関する情報を知り、周囲の人にも伝えよう。 ● 困った時には積極的に相談窓口を利用しよう。 ● 相談したり、相談に乗ってあげたりすることができる人間関係を持とう。
地域の取組	● 相談窓口に関する情報を地域内に周知しよう。 ● 困っている人には、相談窓口の情報を伝え、相談の利用を勧めよう。 ● 民生委員・児童委員と町内会との連携を強化しよう。 ● 地域の医療機関や介護サービス事業者などの専門機関との連携を強化しよう。
町や社会福祉協議会の取組	● 誰からの相談も受け止める包括的相談支援事業を実施します。 ● 複合的な課題を抱える人への支援を調整する多機関協働事業を実施します。 ● 必要な支援が届いていない相談者に対して、支援機関などが働きかけて必要な情報を届けるなど、継続的支援事業を実施します。 ● 相談事業等に関する情報をわかりやすく積極的に周知します。

③つながりづくりへの支援の充実

住民の声

- 地域の老人クラブが解体し、孤立が心配。地域参加できない状態になっている。
- 独居の人が増えている。
- 高齢者のひとり暮らしで、地域のサロンにも行けなくなると、外出機会が少なくなってしまう。
- 独居者の孤立が心配。地域での交流機会が必要。
- 何らかのグループ等に所属していないと、人とのつながりが無いように感じる。



施策の方向

社会との関係性が希薄化しており、地域や社会への参加に支援が必要な人に対しては、本人のニーズを踏まえながら地域の資源との間を取り持つなど、社会とのつながりを回復する支援を行います。



取組方針

わたしの取組	● 社会とのつながりを持続けることを心がけよう。 ● 社会参加を支援する事業に関する情報を知り、周囲の人にも伝えよう。
地域の取組	● 多様な参加機会をつくるとともに、新たな参加希望者を積極的に受け入れよう。 ● 孤立している人がいた場合には、社会とのつながりを回復することができるよう、支援機関につなげよう。
町や社会福祉協議会の取組	● 社会参加への支援が必要な人の相談に応じ、本人のニーズを踏まえて社会とのつながりの回復を支援する参加支援事業を実施します。 ● 参加支援事業に関する情報をわかりやすく積極的に周知します。



3 地域福祉の担い手を育てる

①意見交換の機会づくり

住民の声

- テーマを決めて不定期に開催する、蟹江町の未来を考えるプロジェクトを実施したい。



施策の方向

町民・町・社会福祉協議会と一緒に地域福祉の推進を考え、意見交換を行う地域福祉懇談会などの機会を作ります。



取組方針

わたしの取組	● 意見交換の機会には、積極的に参加しよう。 ● 自分に直接関わる問題として、地域福祉を考えよう。
地域の取組	● 地域福祉を推進し、安心して生活できる地域をつくる視点から、意見交換の機会を活かそう。 ● 地域が主体となって、地域住民の意見を聞き、地域福祉を進める取組を進めよう。
町や社会福祉協議会の取組	● 「地域福祉懇談会」や「協議体⁴」等を定期的 to開催し、効果的な情報共有の場となるようにします。 ● 地域住民の意見を、町と社会福祉協議会の施策や取組につなげます。 ● 住民の意見交換の場に参加し、意見を聞く機会をつくりま

⁴ 協議体：地域の多様な主体が集まり、情報共有や課題解決を図るための話し合いの場のことです。

②ボランティアセンターの充実

住民の声

- 小学校通学路のボランティアの人出が不足している。
- ボランティア活動に若い人の参加が少ない。

アンケート 結果より

- ボランティア活動に参加したことがある人は 19.7%。
- 今後のボランティア活動への参加について、「現在は行っていないが、機会があれば参加したい」と考えている人は 37.3%。

施策の方向

各種事業を利用して、ボランティア活動についての理解を促進します。また、これから活動しようとしている人たちに対しても、活動の情報提供を充実するなど、誰もがボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。さらに、より効果的な活動につなげていくため、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能を強化します。

取組方針

わたしの取組	● 自分にできること、楽しみながら参加できることについて、ボランティアセンターに登録しよう。 ● ボランティア活動をしている人やグループとの接点を持つ。
地域の取組	● ボランティアセンターの機能を有効活用し、ネットワークを拡げよう。
町や社会福祉協議会の取組	● 多くの人が利用しやすくなるよう、ボランティアセンターの機能を強化します。 ● ボランティアセンターの運営や機能強化についての意見を定期的に聞き、改善点や今後の方向性の検討を行います。

③担い手の育成

住民の声

- 認知症の人への対処方法がわからない。
- 認知症の人への理解が必要。
- 仕事を継続する高齢者も多くなり、地域ボランティア活動への参加が時間的に難しい。

アンケート 結果より

- 今後のボランティア活動への参加について、「現在も行っており、今後も継続したい」人は 10.3%、「現在は行っていないが、機会があれば参加したい」人は 37.3%。

施策の方向

ボランティア参加者が、支援を必要とする人のニーズに応えられる知識や技術を身につけることができるよう支援するとともに、支援を必要とする人と支援する人とをつなげるコーディネーター等を育成します。また、地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、町内会、NPO等、既存の地域資源の連携の強化を図るとともに、福祉人材を育成します。

取組方針

わたしの取組	● ボランティア活動に関心を持つ。 ● 自分にできること、楽しみながら参加できることを見つけ、参加してみよう。
地域の取組	● 多様な形でボランティア活動等に参加できる機会づくりをしよう。 ● 様々なボランティアグループ等との接点を持ち、連携しよう。
町や社会福祉協議会の取組	● ボランティア活動の体験機会やボランティアについて学習する機会を提供します。 ● 多様な形でボランティア活動を展開していく地域の取組を支援します。 ● ボランティア実践者同士が連携・交流できる場や機会を提供します。

④地域福祉活動への支援

住民の声

- 支え合いながら、自分らしく楽しく活動することが大切。
- 町内会・防災会・管理組合に積極的に参加する人が減少している。
- 町内会への参加について、班長や役員になりたくない人が増えている。
- 民生委員のなり手がいない。
- 誰でも参加できる地域の行事が少ない。
- 社会全体として、他人との関りを避ける傾向にあると思う。そのため、地域活動への参加が減少している。

アンケート 結果より

- 町内会に加入していない人は 15.7%で、その理由としては「加入する必要性を感じない」人が 46.7%。
- 自主防災組織に入っていない人は 52.3%。
- 団体活動はしているが、十分に活動できていない部分がある団体が 52.4%。(団体アンケート)
- 団体の活動が十分にできていない理由は、メンバーの高齢化、若い人材の不足、参加者の減少、ボランティア意識の欠如、資金不足、リーダーがいない等。(団体アンケート)
- メンバーを増やしたいと考えている団体が 81.0%。(団体アンケート)



施策の方向

地域における生活課題等を地域で解決できるよう、町内会やNPO等の地域活動を支援します。



取組方針

わたしの取組	● 地域のサロン等に参加し、仲間づくりや交流をしよう。 ● 民生委員・児童委員の役割や活動内容への理解を深めよう。
地域の取組	● サロン等の情報を周りの人に伝え、参加者を拡大しよう。 ● 多様な活動組織等との連携を強化しよう。
町や社会福祉協議会の取組	● 民生委員・児童委員の活動を支援します。 ● ボランティア団体、NPO等の活動を支援します。 ● 活動団体同士が連携・交流できる機会をつくれます。



4 安心して生活できる地域の環境をつくる

①権利を守る支援策の充実

アンケート
結果より

- 成年後見制度を「良く知っている」人は5.9%、「少し知っている」人は27.7%。
- 成年後見制度について相談できる場所を知らない人は55.7%。
- 相談支援機関アンケートでは、4機関中3機関が「成年後見制度の利用のための支援を行うことがある」と回答。(団体アンケート)



施策の方向

障がいや認知症等により判断能力に不安がある方が、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用を促進する等、権利擁護を推進します。



取組方針

わたしの取組	● 高齢者や障がい者の権利を守るための成年後見制度などを知ろう。 ● 身近に、成年後見制度などの利用が必要と思われる人がいる場合には、相談窓口などにつなげよう。
地域の取組	● 民生委員・児童委員と連携し、成年後見制度などの利用が必要と思われる人がいる場合には、相談窓口などにつなげよう。
町や社会福祉協議会の取組	● 成年後見制度の内容等を周知し、利用の円滑化を図ります。 ● 成年後見制度の利用が必要な方を適切に支援するための体制を整備します。 ● 判断能力が十分でない人のサービス利用支援などを行う日常生活自立支援事業について周知し、利用を促進します。

②情報発信

住民の声

- 情報共有ができない。
- 困っている人を助けてくれるしくみはあるが、必要な人ほど知らない。
- 防災情報が各個人に届かない。(団体アンケート)

アンケート 結果より

- 町内会に加入していない理由のうち、「加入の仕方がわからない」人は、20歳代の43.6%、30歳代の55.6%。
- 福祉に関する情報を「どこで入手すればよいかわからない」人が13.6%。
- 民生委員・児童委員を知っている人は42.5%。
- 社会福祉協議会を知っている人は32.4%。
- 団体活動を活発化するために町や社会福祉協議会に協力してほしいことは「広報や広告などの情報発信の協力」が52.4%。(団体アンケート)



施策の方向

制度や法律・福祉サービス等の情報が、支援を必要とする人にいきわたるよう、その人の状況に応じた情報提供を行います。



取組方針

わたしの取組	● 町や社会福祉協議会が発信する情報に関心を持とう。 ● 福祉に関する情報に関心を持とう。 ● 有効な情報は、まわりの人にも伝えよう。
地域の取組	● 地域の課題解決に役立つ情報を収集し、周囲の人と共有しよう。 ● 地域の課題解決に役立つ情報を有効に活用しよう。
町や社会福祉協議会の取組	● 地域福祉に関する情報、地域共生社会の実現に関する情報等を発信します。 ● 地域のニーズを踏まえて、必要な情報を提供します。

③防災・防犯活動の充実

住民の声

- 災害時における障がい者への協力体制が明確でない。
- 地域防犯活動と人とのきずなづくりが地域の役割。
- 町内会＝自主防災会となっているところが多いと思うが、自主防災会に加入している人が少ないというアンケートの結果に驚いた。

アンケート 結果より

- 災害時に、避難所への誘導や手助けが必要な人は 20.6%。
- 高齢者世帯や障がい者など支援が必要な人の避難などの手助けができる人は 26.8%。
- 近所で手助けが必要な方を把握している人は 12.7%。
- 自身に手助けが必要なことを事前に近所に伝えている人は 4.4%。
- 災害時に住民同士が協力するために必要なことは「支援が必要な人を近所（地域）で把握しておくこと」が 65.5%。



施策の方向

地域で安心して暮らし続けるため、要支援者を把握するとともに、災害時の対応や犯罪から守る体制を強化します。



取組方針

わたしの取組	● 防犯や防災対策に関心を持ち、日頃から地域の人たちと情報交換をしよう。 ● 自分でできる備えや対策をしよう。 ● 災害時に支援が必要になると思われる高齢者、障がい者、子育て家庭などの状況を日頃から気かけよう。
地域の取組	● 地域ぐるみでできる対策には積極的に取り組もう。 ● 町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などと連携し、地域で生活する災害時の要支援者を把握しておこう。
町や社会福祉協議会の取組	● 避難行動要支援者名簿を整理し、活用します。 ● 地域での防災訓練を支援し、防災力の向上に努めます。 ● 防犯や防災についての情報提供を行います。 ● 災害時におけるボランティアの受け入れを円滑に行うために、災害ボランティアセンターの運営に向けた体制づくりを行います。

④生活困窮者への支援

住民の声

- 物価が高騰し、生活に困窮している子育て世帯がいる。当団体はフードバンクからの食品や政府備蓄米などを配布していますが、対象世帯の把握が難しいので、情報共有できるとありがたい。(団体アンケート)



施策の方向

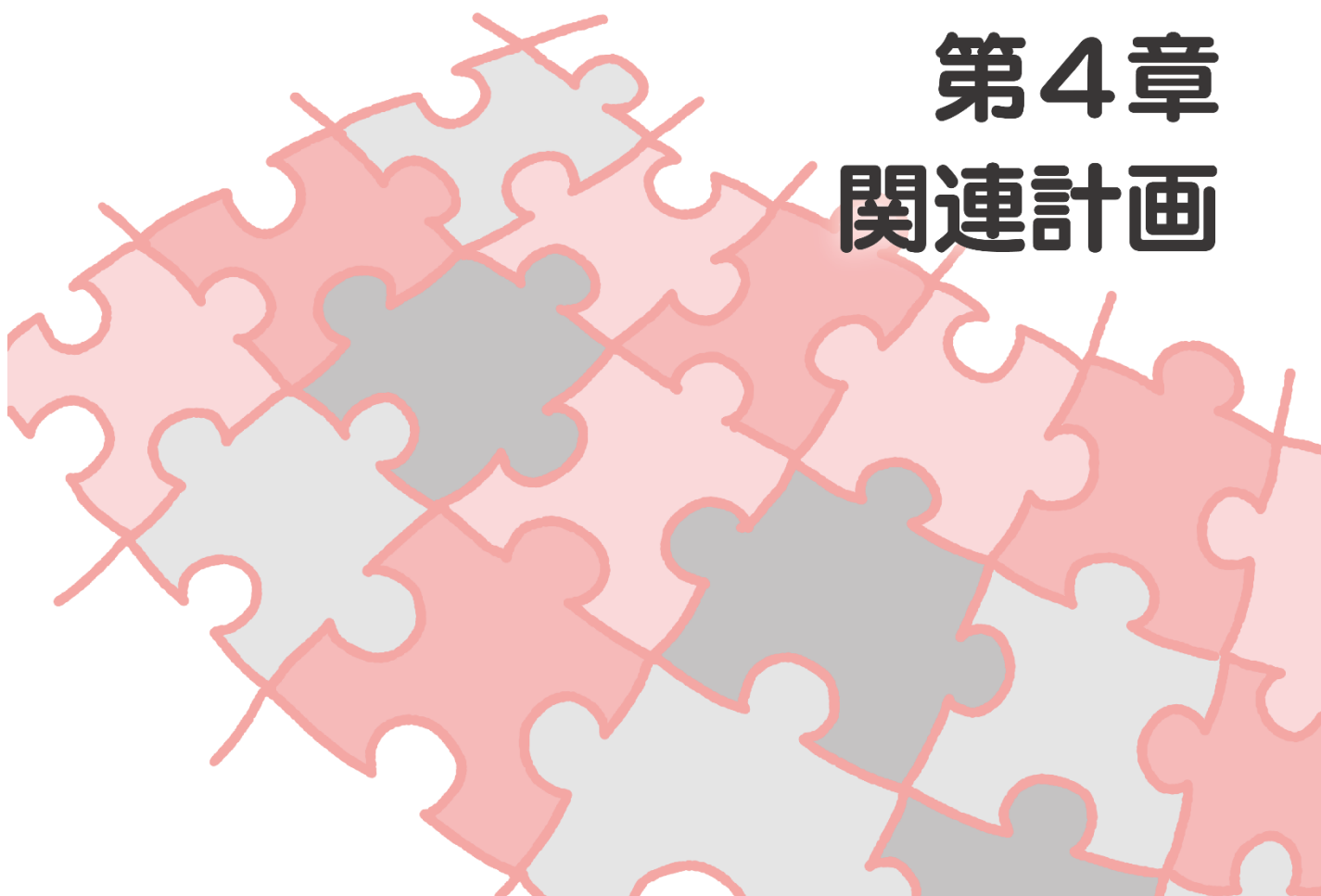
相談支援員・就労支援員と各関係機関、民生委員・児童委員、地域等との連携を強化し、生活困窮者の自立を支援します。



取組方針

わたしの取組	● 生活に困窮している、あるいは複合的な課題を抱えている人は、自分だけで抱え込まず、身近な人や専門的な相談窓口にご相談しよう。
地域の取組	● 地域で生活に困窮している人に気付いたら、相談窓口につなげよう。
町や社会福祉協議会の取組	● 生活困窮者の自立に向けて、関係機関と連携しながら支援を行います。 ● 経済的に困窮している家庭について、関係機関と連携して必要な支援につなげます。 ● 生活困窮世帯のこどもへの支援策を充実します。

第4章 関連計画





1

蟹江町重層的支援体制整備事業実施計画

1-1 重層的支援体制整備事業とは

社会福祉法の改正により、令和3年4月に「重層的支援体制整備事業」が創設され、当町では、3年間の移行準備期間を経て、令和8年4月から「重層的支援体制整備事業」に取り組むこととしました。

1-2 目的と背景

今までの福祉制度は、高齢者、障がい者、こども・子育て、生活困窮といった対象者の属性に応じて制度が構築されてきました。

しかし、実際の地域住民が抱える課題は、80代の親と50代の子が共に支援を必要とする「8050問題」や育児と介護を同時に担う「ダブルケア」、18歳未満のこどもが家族の介護や世話を担う「ヤングケアラー」など、複合的な課題を持つケースが増えてきています。

これらの課題に対して、従来の制度では十分に対応できず、制度のはざまに取り残されてしまう人々が出てきました。

重層的支援体制整備事業は、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うことで、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としています。

1-3 計画の位置づけ

社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するための提供体制に関する事項等を定めるものです。

1-4 事業の概要

重層的支援体制整備事業では、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが求められています。

当町では、分野ごとの関係課や社会福祉協議会をはじめとした関係機関等の各分野の既存の相談拠点や地域資源を活かしながら、コミュニティソーシャルワーカーを中心に重層的支援体制整備事業を実施し、地域共生社会の実現と包括的支援体制の整備を進めます。

(1) 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮の各分野で実施している相談事業において、包括的相談を受け止め、分野ごとの相談機関では解決が難しいケースは、適切な相談機関や支援機関と連携を図りながら支援を行うことにより、町民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応していきます。

蟹江町の包括的相談支援事業の体制

①地域包括支援センター運営事業

分野	高齢
支援対象	65歳以上高齢者
担当課	介護福祉課
実施方法	委託
実施内容	介護保険法第115条の46に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士をはじめとした専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成等の支援を行います。

②障害者相談支援事業・基幹相談支援センター等機能強化事業

分野	障がい
支援対象	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、発達障がい者やその家族及び障がい児、又は疑いがある者
担当課	保険医療課
実施方法	委託
実施内容	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の支援を行うとともに、障がい者虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等、対象者の権利擁護を目的とした支援を行います。

③利用者支援事業

分野	こども・子育て
支援対象	妊産婦及び子育て家庭の親とそのこども
担当課	こども家庭課（こども家庭センター）
実施方法	直営
実施内容	児童福祉法に基づき、妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、できうる限り妊産婦、こどもや保護者の意見や希望を踏まえて関係機関のコーディネートを行い、必要なサービスにつなげていきます。 また、妊娠、出産からの母子保健と子育て期の児童福祉の両機能を一体的に行い、切れ目のない相談支援に取り組めます。

④福祉事務所未設置町村による相談事業

分野	生活困窮
支援対象	生活困窮者及びその家族
担当課	介護福祉課
実施方法	直営
実施内容	一時的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、県（海部福祉相談センター）との連絡調整、自立支援事業へ適切につないでいきます。

（２）参加支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

支援対象者の本人やその世帯の状況等を把握し、地域の社会資源とのマッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充等を図ることで、支援対象者のニーズに合った支援メニューを考えていきます。マッチングした後も、支援対象者のニーズが満たされているかフォローアップしていきます。

また、当町では、「多機関協働」と「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」とともにコミュニティソーシャルワーカーが中心となって、一体的に実施します。

蟹江町の参加支援事業の体制

コミュニティソーシャルワーク事業

支援対象	既存の社会参加に向けた事業では対応できない者
担当課	介護福祉課
実施方法	委託

（３）地域づくり事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮の分野ごとに行われている既存の事業をいかしながら、世代や属性に関わらず交流できる場や居場所を整備します。また、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、地域のプラットフォームの形成や地域の活動の活性化を図ります。

蟹江町の地域づくり事業の体制

①地域介護予防活動支援事業（高齢者ふれあいサロン支援事業）

分野	高齢
支援対象	65歳以上高齢者及びその支援のために活動に関わる者
担当課	介護福祉課
実施方法	委託
実施内容	地域のサロンなど住民主体による定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくりを支援します。

②生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

分野	高齢
支援対象	主として65歳以上高齢者及び町民
担当課	介護福祉課
実施方法	委託
実施内容	NPO、社会福祉法人、町内会、民生委員・児童委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、生活支援等のサービスの資源開発や担い手の養成、地域のネットワーク形成などを行う生活支援コーディネーターを配置して、支え合いの地域づくりを推進します。

③地域活動支援センター事業

分野	障がい
支援対象	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、発達障がい者及び障がい児
担当課	保険医療課
実施方法	委託
実施内容	障がい者等の通いによる創作的活動等の機会を設けます。また、専門職による、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化に向けた調整や障がいに対する理解促進を図るための普及啓発事業を行います。

④地域子育て支援拠点事業

分野	こども・子育て
支援対象	乳幼児及びその保護者
担当課	こども家庭課
実施方法	直営・委託
実施内容	地域で子育て親子の交流を促進する拠点を設置し、地域の子育て機能の充実、子育て中の不安解消、こどもの健やかな育ちを支援します。

⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業

分野	生活困窮者
支援対象	生活困窮者及びその家族
担当課	介護福祉課
実施方法	直営
実施内容	地域の福祉ニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況などの実態把握に努めます。地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における住民同士が出会い参加できる場や居場所の確保をはじめ、多様な活躍の機会と役割を生み出せるよう支援します。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)

引きこもり状態や地域や社会とのつながりが希薄など、自ら支援を求められない人、支援を拒否する人など、支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けます。

当町では、「多機関協働事業」と「参加支援事業」とともに、コミュニティソーシャルワーカーを中心に一体的に実施し、支援機関のネットワークの中や民生委員・児童委員等と連携し地域に飛び出すことで、情報収集を行い、潜在的なニーズを抱える人に対し丁寧に働きかけていきます。

蟹江町のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の体制

コミュニティソーシャルワーク事業

支援対象	複数の分野にまたがる複雑な課題を抱えているために、自ら支援を求めることができない者や支援を拒否する者
担当課	介護福祉課
実施方法	委託

(5) 多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）

支援機関等からつながった複雑化・複合化した支援ニーズに対して支援を行います。

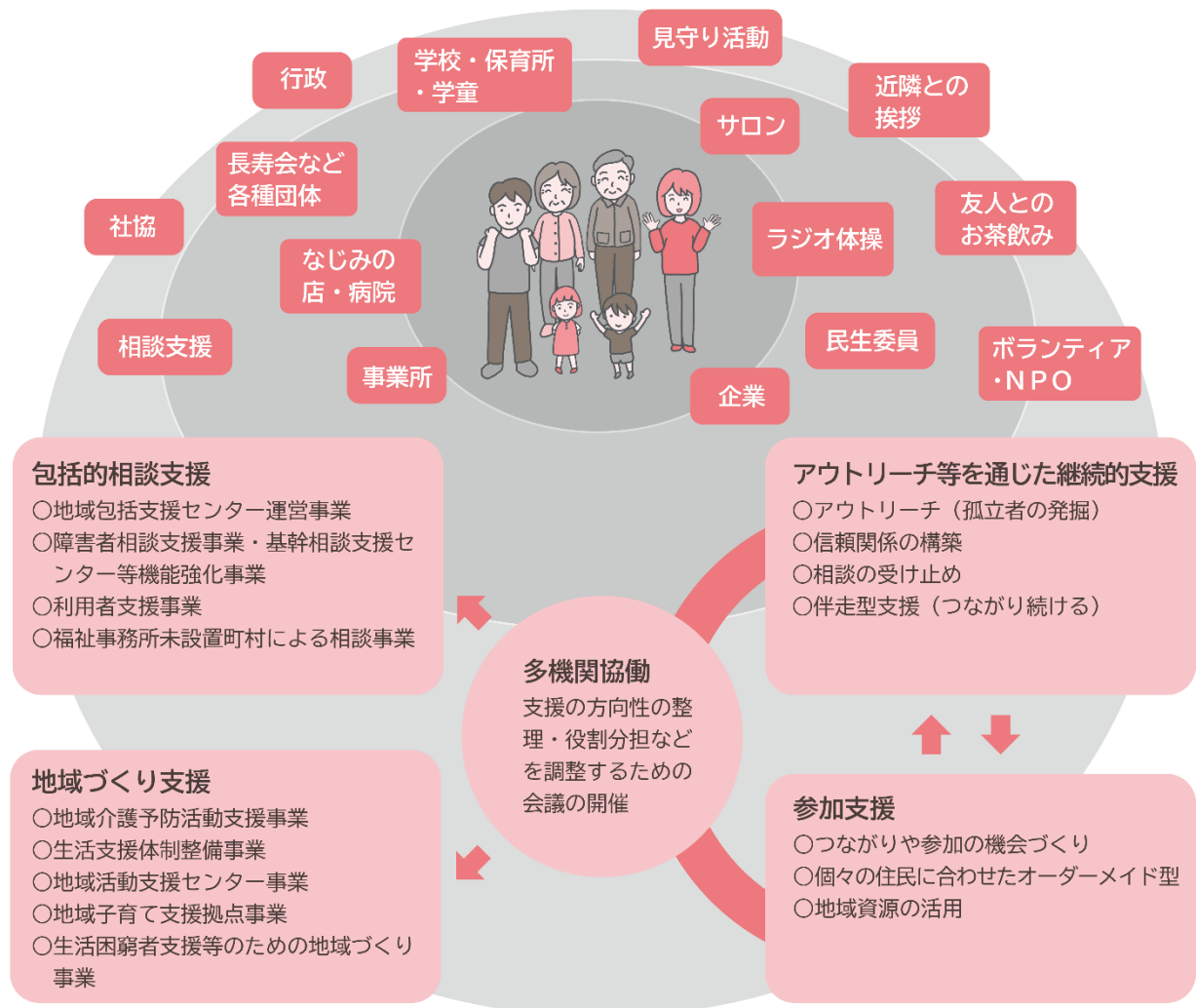
当町では、「参加支援事業」と「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」とともに、コミュニティソーシャルワーカーを中心に一体的に実施し、課題の解きほぐし等を行い、課題の把握、支援機関の役割分担、支援の方向性といった、支援関係者全体の調整などを行います。

蟹江町の多機関協働事業の体制

コミュニティソーシャルワーク事業

支援対象	複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有する者
担当課	介護福祉課
実施方法	委託

包括的支援体制に向けた概念図





2 海部南部成年後見制度利用促進計画

2-1 計画策定の趣旨

本計画は、弥富市、蟹江町、飛島村（以下、「海部南部圏域」といいます。）において、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下、「成年後見制度利用促進法」といいます。）の趣旨に則り、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合う地域共生社会の実現に向け、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、策定するものです。

2-2 計画の位置づけ

（1）法令上の根拠

成年後見制度利用促進法第14条には、次のように規定されており、市町村は、国の定める「成年後見制度利用促進基本計画を勘案して」、基本的な計画を定めるよう努めるとされています。同法第12条の規定による国の成年後見制度利用促進基本計画については、令和3年度までを計画期間とする計画（以下、「第一期計画」といいます。）のあと、令和8年度までを計画期間とする計画（以下、「第二期計画」といいます。）が策定されています。

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 略

（2）広域計画としての性格

海部南部圏域においては、令和3年1月から海部南部権利擁護センターを共同設置し、令和3年4月には同センターを国の第一期計画において、市町村に設置することが求められている中核機関と位置づけることとしました。

このように、海部南部圏域における成年後見制度の利用促進については、3市町村が協力、連携して取り組んでいるため、国の求める市町村の圏域における利用促進計画について広域で協議することとしました。

(3) 権利擁護支援の取組としての計画策定

成年後見制度利用促進計画（以下、「本利用促進計画」といいます。）は、成年後見制度の利用促進にかかる計画ですが、国は、第一期計画において掲げる「全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する」という目標を念頭に、本利用促進計画においても、成年後見制度の利用促進にとどまらない権利擁護支援の取組にまで検討の範囲を広げています。

2－3 計画の対象期間

国の第二期計画は、令和4年度から5年間を計画期間として策定されています。
本計画の対象期間は、令和13年3月31日までとします。

第1節 成年後見制度の利用促進にかかる現状と課題

1 国の成年後見制度利用促進基本計画と中間検証

(1) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法に基づいて、平成 29 年 2 月に国の第一期計画 が策定されました。この計画では、「今後の施策の基本的な考え方」として、①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）、②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）、③財産管理のみならず、身上保護も重視、の3点が挙げられています。「今後の施策の目標」については、①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める、②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る、③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすいさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する、④成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す、の4点が挙げられています。さらに、国の第一期計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討するとされ、令和元年5月には、令和3年度末の目標数値を掲げるKPI（Key Performance Indicator 重要業績評価指数）が設定されました。

(2) 中間検証報告書の内容

令和元年度は国の第一期計画の中間年度であり、有識者により構成される「成年後見制度利用促進専門家会議」において、各施策の進捗状況を踏まえた個別の課題の整理・検討が行われ、その結果、中間検証報告書がとりまとめられました⁵。中間検証報告書の内容をふまえ、国は、地方自治体に次の4つの項目の実施を求めています⁶。

- | |
|---|
| ①地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備、市町村計画の策定
②市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進
③市区町村長申立の適切な実施
④成年後見制度利用支援事業の推進 |
|---|

⁵ <https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000755960.pdf>

⁶ 令和2年3月27日付各都道府県知事あて厚生労働省厚生労働省社会・援護局長、保健福祉部長、老健局長通知『『成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書』を踏まえた体制整備の推進について』（社援発0327第3号、障発0327第2号、老発0327第5号）

2 国の第二期計画の基本的な考え方

第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方として、「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」、「尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等」、「司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり」の3点が掲げられています。

(1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

権利擁護支援とは、「地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動である」とされています⁷。

また、地域共生社会とは、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障がいの有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことを目指すものである」とされています⁸。

さらに、成年後見制度を誰もが利用する可能性のあるものとして、その利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されることにより、他のさまざまな支援・活動のネットワークと連動しながら、地域における包括的・重層的な支援体制をかたちづくり、地域共生社会の実現という目的に資するものとされています。

(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

成年後見制度を利用する人が、尊厳をもった本人らしい生活を継続することができるよう、①財産管理のみを重視するのではなく、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること、②成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮し適切に成年後見制度を活用すること、③成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させること、④任意後見制度、保佐・補助類型の活用、⑤不正防止策の推進が掲げられています。

⁷ 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」P.4

⁸ 同上 P.3

(3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

権利侵害からの回復を進めるうえで、家庭裁判所や法律専門職が重要な核のひとつであることから、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要なときに司法による権利擁護などを適切に受けられるようにしていく必要があるとされています。

3 当圏域における現状と課題

(1) 海部南部権利擁護センター設置の経緯

海部南部権利擁護センター設立の背景として、平成 25 年より海部南部圏域において福祉・医療関係者及び行政職員により、毎月開催されていた権利擁護事例検討会において、地域における成年後見センター設置の必要性が確認されたことが挙げられます。

平成 29 年には成年後見センター検討委員会が開催され、広域型での設置等が検討されました。平成 30 年から令和 2 年にかけ、全 5 回の成年後見センター立ち上げに向けての準備委員会の開催を経て、令和 2 年 10 月、弥富市、蟹江町、飛島村が共同で海部南部権利擁護センターを設置しました。

海部南部権利擁護センターのモデルは、平成 30 年 4 月に、尾張北部の 4 市町（小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町）が共同設置した尾張北部権利擁護支援センターです。海部南部権利擁護センターは、その設立の経緯及び NPO 法人であることから市民（住民）との協働と親和的であること、広域行政による共同設置であり、一定の行政規模をもつことに大きな特徴があり、海部南部圏域における権利擁護支援のあり方を検討する際には、この特徴を生かす方向で検討することが望ましいと考えられます。

(2) 当圏域における成年後見制度の利用実績

海部南部圏域における成年後見制度の利用状況は、133 人（令和 4 年実績）です。制度利用の対象者となると考えられる認知症のある人、知的障がい者、精神障がい者の合計の 5 % から 6 % の利用にとどまっているといえます。

しかしながら、認知症のある人、知的障がい者、精神障がい者のすべてが、制度利用の必要な人とは限りません。もうひとつの制度利用対象者数の目安として、「少なくとも人口の 1 % 以上」といわれることがあります。この「人口の 1 %（約 855 人）」としても、利用者の割合は、海部南部圏域では全体として約 2 割弱程度の利用にとどまっており、さらに利用促進が求められます。

また、成年後見制度では、精神の障がいにより判断能力が低下している状態により重い方から「後見」、「保佐」、「補助」という 3 つの類型に分けられ、この類型により成年後見人、保佐人、補助人という法定の支援者が選任されます。類型が分かれているのは、類型毎に支援者の権限の範囲（本人からみれば権利制限の範囲）が異なるからです。成年後見制度の類型別の利用者数は、約 8 割が後見類型ですが、より制限的でない補佐、補助類型の活用が望

まれます。

(3) 海部南部権利擁護センターの相談実績からみた課題

本利用促進計画策定にあたり、海部南部権利擁護センターの3年間の相談実績から相談のきっかけとなった要因等を考察しました。一般に、成年後見制度の利用対象者は、認知症のある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人と言われます。しかし、相談実績からは、単に、認知症、知的障がい、精神障がいという判断能力の問題だけではなく、様々な属性や環境、要因を重ねもっている場合がほとんどです。

権利擁護にかかる相談者が判断能力の問題に加え持っている環境、要因

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 財産管理が必要な場合② 相続手続きが必要となった場合③ 土地等の不動産売買が必要となった場合④ 身寄りがいない場合（在宅生活において）⑤ 身寄りがいない場合（施設入所や入院が必要になった際）⑥ 生活困窮している場合⑦ 虐待を受けている場合⑧ 第三者から経済的搾取を受けている場合⑨ 障がいをもつ子の親が、親なき後を心配する場合⑩ 日常生活自立支援事業からの移行が求められる場合⑪ 家族にそれぞれに支援が必要な場合 |
|--|

それぞれの場合について、以下のとおり説明を加えます。

実際には多様な組み合わせがあり、個別のケースに応じて、それぞれの支援者が関わることになります。留意しなければならないのは、単独の支援者、単独の組織で対応できることは少ないということであり、成年後見人等がいなければ法律的な課題が解決しないこともあります。成年後見人等が選ばれても、チームによる支援の継続が必要である場合が多くあります。

① 財産管理が必要な場合

判断能力が低下することにより、適切な金銭管理が難しくなるケースです。通帳や印鑑を紛失したり、キャッシュカードの暗証番号を忘れてしまう。公共料金の支払いが滞り、ライフラインが止まってしまう。利用している福祉サービスの利用料や医療費の支払いが行えない。このような出来事をきっかけに、ご家族や支援者より権利擁護センターへ寄せられる相談数は、全体の中でも大きい割合を占めています。

② 相続手続きが必要となった場合

被相続人が死亡し相続が発生した際に、相続人の中に認知症や知的障がい、精神障がいなど、精神上の障がいがあることにより、判断能力が不十分な方が含まれている場合、遺産分割協議を行うために、判断能力が不十分な方に成年後見人等を選任する必要性が生じる場合があります。令和6年4月に相続登記が義務化されたことにより、このような相談は増加傾向にあります。

③ 土地等の不動産売買が必要となった場合

行政による土地収用、空き家の処分、遠方に所有する土地の維持管理が困難等の理由で、不動産の処分が必要となった場合、所有者である本人の判断能力不十分な場合、売買契約の締結が難しいことから、成年後見人等の選任を求められるケースがあります。

④ 身寄りがいない場合（在宅生活において）

単身で生活され、かつ身寄りがいない方の場合、本人の判断能力が低下した際に、様々な問題が起こることがあります。適切な金銭管理が困難、各種行政手続きが行えない、適切な福祉サービス利用の検討と契約をする人がいない、所有する不動産の維持、管理、処分が難しい、場合によってはゴミ屋敷の問題も判断能力の低下と関係していることも少なくありません。

また、ひとり暮らしであるため、食生活や住環境が健康な状態でないまま発見されることなく、取り返しがつかない状態まで心身が悪化することがあります。成年後見人等がついただけでは、これらの状況は改善されないことから、地域の民生委員や地域包括支援センター、近所のネットワークによる見守り等を含めた支援の検討が必要となってきます。

⑤ 身寄りがいない場合（施設入所や入院が必要になった際）

ひとり暮らしでかつ高齢者の場合、施設入所や入院の際に身元保証人を求められることが多くあります。身近に身寄りがいない、身寄りがあっても遠方に住んでいる、高齢のため保証人を拒否するなど、頼りにできないことも少なくありません⁹。身元保証人がいないことにより、入院、入所を拒否することは医師法、介護保険法に違反することになり、国も注意喚起をしています¹⁰が、地域ではなお課題となっているところです。このため、全国的な取組としては、社会福祉協議会などで新しいサービスを作り出しているところもあります¹⁰。

また、入所や入院後の金銭管理、賃貸住宅の退去や残存家財の処分、不動産の維持管理に加え、死後の事務を行う役割として、成年後見人等も一定の役割を期待されています。

⁹ そのため、いわゆる身元保証会社を利用することがあります。しかしながら身元保証会社は、指導監督を行う行政機関が必ずしも明確ではなく、当該事業に関する規定を定めた法令も存在していないため、必ずしも適切な事業運営がなされているとは限らないことがあるので、利用には十分な注意が必要です。

¹⁰ たとえば、高知市社会福祉協議会では、「これから安心サポート事業」を実施しています。 <https://kochi-csw.or.jp/anxiety/a3/>

⑥ 生活困窮している場合

働くことができず年金だけが頼りとなっている単身の高齢者、障がい者で生活が困窮している場合があります。また、認知症の親の年金だけで未婚の無職の子との二人の生活が成り立っているケースで、子が親の年金を自身のためにつかうことで認知症の親が十分な福祉サービスを受けられないという場合は、よくある例であり、経済的虐待、ネグレクトの評価を受ける場合も見受けられます。

⑦ 虐待を受けている場合

高齢者虐待については、国において毎年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果が報告されています。令和2年度の報告¹¹から養護者による高齢者虐待の状況を概観すると被虐待高齢者は女性が8割近くであり、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は約7割でした。家族形態は、未婚の子との同居が4割弱、加害者の4割が息子です。

海部南部権利擁護センターの相談実績においても、未婚の子による高齢の認知症のある親に対する身体的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任等が見られます。このような場合の対応として、老人福祉法に規定されている措置による分離を行うことがあります。分離を行うと、認知症の親については成年後見制度の利用が必要となります。また、経済的虐待の実態を把握するためにも、成年後見制度の利用が有効な場合が多くあります。

⑧ 第三者から経済的搾取を受けている場合

認知症や知的障がいがある場合には、第三者からの経済的搾取を受けている本人に被害意識がないこともあるため、支援している周囲の人の気づきがないとわからない場合もあります。財産を守るためには、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や取消権のある成年後見制度の活用も検討されます。

⑨ 障がいをもつ子の親が、親なき後を心配する場合

障がいをもつ子の財産管理や家事、通院同行、生活に必要な諸手続きに関して、親がすべてサポートしている場合、親の高齢化に伴い、将来親が担っていた役割を誰かに託さなくてはならないという、親なき後の本人の生活を心配し、相談に至るケースも多くあります。成年後見制度を利用する場合、親が自ら成年後見人等に就任し、業務継続が困難になった際に第三者成年後見人等に交代する方法や、選任された第三者成年後見人等と親と一緒に支援を行う方法、不幸にも親が亡くなってしまった際は、親族や市町村長が申し立てを行うケースが想定されます。

¹¹ 厚生労働省 令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）P.15-18 <https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/000871877.pdf>

⑩ 日常生活自立支援事業からの移行が求められる場合

社会福祉協議会の行う日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）では、判断能力が十分ではない人が地域において自立した生活を送れるように、福祉サービスの利用に関する援助、利用料の支払い等に伴う預金の払戻し、通帳等の保管等を行っています。第2期成年後見利用促進基本計画においても、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行できるような、関係機関の連携と体制整備の必要性を掲げています。海部南部圏域においても、利用者の判断能力の低下、日常生活自立支援事業では対応できない法律行為の発生等により、成年後見制度への移行が望まれるケースも増加しており、社会福祉協議会と連携を図り移行支援を行っています。

⑪ 家族にそれぞれに支援が必要な場合

当事者だけでなく、家族も上記のような属性を持っている場合も少なくありません。たとえば、高齢者福祉の担当者と障がい福祉の担当者と困窮者支援の担当者がひとつの家庭にアプローチすることも多くあります。繰り返しになりますが、成年後見制度を利用しただけで解決するということは少なく、それまでの福祉関係者との支援の継続、チームでの支援が必要となる場合が少なくありません。

第2節 成年後見制度利用促進計画で掲げるめざす姿

1 基本的な考え方

成年後見制度の利用の促進に当たっては、成年後見制度の趣旨にもある「ノーマライゼーション」や「自己決定権の尊重」の理念に立ち返り、法律や国計画、社会情勢などを踏まえ、改めてその運用やあり方を検討し、適宜見直ししていく必要があります。

これまでの成年後見制度は財産の保全の観点が重視され、本人の利益や生活の質を向上するために、財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきました。

これを踏まえ、障がいの有無に関わらず、尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した地域づくりが求められます。

このことから、海部南部圏域においても成年後見制度の利用を必要とする本人がメリットを実感できる制度運用となるよう体制を整備し、本人の地域社会への参加の実現を目指します。

そのための基本的な考え方として、

- 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度運用とします。
- 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性を十分考慮した上で、適切に制度利用できるよう、連携体制等を整備します。
- 不正防止等の施策を推進します。
- 司法と福祉のさらなる連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援を適切に受けられるようにします。
- 本人を中心とした支援や活動における共通基盤となる考え方として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを一層充実させます。

これらにより、「地域共生社会」の実現に向けて、成年後見制度の利用の促進を中心とした権利擁護支援を推進します。

2 基本理念

誰もが住み慣れた地域で
安心して自分らしく暮らし続けることができ、
すべての人に役割と居場所があるまちづくり

3 基本目標

第2次計画の基本目標を「権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進」「権利擁護に係る相談支援体制の充実」「権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備」の3つとし、これをもとに施策・事業を展開していきます。

基本目標1 「権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進」

支援を必要とする人が成年後見制度を利用し、自分らしい生活を送るためには、地域の構成員が互いを認め合い、尊重し合うことのできる地域づくりが求められます。成年後見制度を十分に周知し、本人や親族、支援者、地域住民が制度を正しく理解できるよう取り組みます。

基本目標2 「権利擁護に係る相談支援体制の充実」

成年後見制度は、権利擁護における重要な手段のひとつです。本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するに当たり、制度利用に躊躇せず、本人や親族、支援者が気軽に相談できる体制を整えます。また、断らない相談支援を基本に本人の意思を丁寧に汲み取り、権利を擁護していく意思決定支援と身上保護を重視します。

基本目標3 「権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備」

支援を必要とする人が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域全体での支援体制の構築が求められます。地域連携ネットワークのさらなる充実のほか、権利擁護支援の担い手の確保や育成に取り組みます。

4 海部南部権利擁護センターの位置づけ

(1) 3市町村の共同設置によること

海部南部権利擁護センターは、3市町村による共同設置の機関であることが大きな特徴です。

3市町村は、それぞれ対等な関係をもち自主性のある地方自治体ですが、成年後見制度の利用支援、ひいては、権利擁護支援の事業目的を、海部南部権利擁護センターを共同設置することでより効果的に達成することができるとして、共同で事業に取り組んでいます。

先進の尾張北部権利擁護支援センターの例から、共同設置の効果は、①人口規模の増加による施策の効率的実施、②多様な実績、ノウハウをもつ行政の交流による質の向上などのメリットがあげられます。

(2) 中核機関であること

3市町村の自主的な事業としてスタートした海部南部権利擁護センター設置事業ですが、国において、成年後見制度利用促進法が成立し、第一期計画が策定され、中核機関として国の施策に位置づけられた機関とされたことの意義は大きいといえます。国が、第一期計画、第二期計画において、中核機関としての役割を掲げていますので、必要な場合は、国・都道府県等の支援を得ることができ、家庭裁判所や関係諸団体との関係においても共通の目的に対して協働していくことが可能になると考えられます。

(3) NPO法人であること

3市町村が新しく権利擁護センターを設置するにあたり、その運営を担う法人を、特定非営利活動法人（通称、NPO法人）とした意義を確認します。特定非営利活動法人は、「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること」を目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定されています。

特定非営利活動法人は、社会貢献活動を行う法人ですが、収益を構成員に分配することが認められません。収益事業を行うことはできますがその事業で得た収益は、さらに社会貢献活動に充てなければなりません。簡単にいえば、地域住民が社会貢献のために集う法人です。法人の構成員は、会費を払う正会員ですが、収益の分配はなく、さらに社会貢献をするためにその収益を使っていく法人です。行政の委託事業とは、本来、行政の仕事であるものを他の者に委託させるものです。

第3節 計画の施策と事業

1 権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進

基本施策1 「権利擁護に関する普及啓発」

〔事業内容〕

パンフレットの作成、講演会や研修会の開催、アウトリーチ等により、広く関係市町村の関係者及び住民に対して、権利擁護の制度の普及啓発を行います。権利擁護センター主催の勉強会、研修会及び講演会を行うことで、成年後見制度の周知及び理解が広がり、今後の相談や気づきにつながることから、積極的に以下のとおり研修事業に取り組めます。

- ① 講演会や研修会の開催
- ② 出前講座の開催
- ③ 権利擁護事例検討会の開催
- ④ アウトリーチによる普及啓発
- ⑤ 権利擁護センター及び成年後見制度説明パンフレットの配布
- ⑥ ホームページ・広報誌での情報発信
- ⑦ 本人情報シートの周知及び活用
- ⑧ 権利擁護ガイドラインの作成検討
- ⑨ 意思決定支援の理解の浸透
- ⑩ 第2期促進計画に基づく中核機関の役割の拡大

2 権利擁護にかかる相談支援体制の充実

基本施策2 「権利擁護に関する相談支援」

〔事業内容〕

地域住民、既存の介護保険事業所や相談支援事業所、行政などから、成年後見制度の利用、権利擁護に関する相談に応ずるとともに、成年後見制度などに関する情報提供を行います。また、積極的にアウトリーチに取り組むことで相談しやすい環境づくりを行い、センター職員による巡回相談や顧問弁護士による弁護士相談を行います。

- ① 他機関との連携により、相談を受け止め、整理し、支援もしくはつなぐ「断らない相談支援」の継続（窓口相談、電話相談、訪問相談、巡回相談、その他相談等）
- ② 権利擁護支援のアセスメント及び後見ニーズの見極め首長申立要請書の活用及びその周知。必要に応じて首長申立検討会の開催
- ③ 権利擁護支援の相談窓口として明確化
- ④ 後見人等に関する苦情等に対応できるしくみづくり

基本施策3 「民法に規定する後見制度及び社会福祉法に規定する福祉サービス等の利用支援」
〔事業内容〕

成年後見制度の利用及び福祉サービス等の利用のため必要な支援を行います。親族や行政、事業所に対し、成年後見制度の申し立て支援を丁寧に行います。

- ① 成年後見制度の申し立て支援
- ② 成年後見制度利用支援事業の利用相談
- ③ 後見人等への支援
- ④ 成年後見制度利用促進基本計画の策定協力
- ⑤ 関係機関への普及・啓発
- ⑥ 総合的な権利擁護支援策の充実

3 権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備

基本施策4 「法律職及び関係団体等との連携促進」
〔事業内容〕

適正運営委員会等の会議において、それらの専門職から課題解決や事案に対する助言や意見をもらいます。海部南部権利擁護推進協議会（地域連携ネットワーク）では、法律職や専門職の関係団体、家庭裁判所との連携体制の構築を図り、地域課題に対し協議を行います。

- ① 関係機関・団体との連携
- ② 適切な後見人候補者推薦の検討：柔軟な後見人等の交代の推進
- ③ 地域連携ネットワークの整備
- ④ 身寄りがない方への支援体制
- ⑤ 家庭裁判所との連携
- ⑥ 権利擁護支援の視点からの重層的支援の取組検討

基本施策5 「後見事務の提供事業」
〔事業内容〕

適正運営委員会で特に支援が必要と認める方に対して、権利擁護センターが成年後見人等として受任し後見業務を提供します。また、身寄りがない方への支援体制の構築を図るため、権利擁護推進協議会で検討します。その他、後見業務の担い手として、市民後見人の養成を引き続き海部地域で取組めます。

- ① 法人後見の受任
- ② 後見業務の担い手の育成
- ③ 権利擁護支援者バンクの作成
- ④ 行政による法人後見監査
- ⑤ 法人後見実施団体の確保



3 蟹江町再犯防止推進計画

3-1 目的と背景

わが国の刑法犯の認知件数は、平成15年以降は減少傾向にあります。刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は上昇傾向にあり、刑法犯の検挙者の約半数が再犯者というのが現状です。こうした状況を踏まえ、国は令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした人が孤立することなく円滑に地域社会に復帰することができるよう支援する取組の充実を図っています。

当町においても、安全・安心な地域社会を実現するという視点から、関係機関と連携して再犯防止への取組を進めていく必要があります。犯罪をした人が社会から取り残されることなく円滑に社会復帰し、地域社会の一員として活躍できる「地域共生社会の実現」に取組み、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現をめざします。

3-2 位置づけ

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく地方再犯防止推進計画として策定しました。

3-3 取組

① 就労・住居の確保への支援

犯罪をした者等が地域社会の中で自立して生活することができるよう、各種制度を有効活用し、就労や住居の確保についての支援を行います。

② 保健医療・福祉サービスによる支援

犯罪をした者の中には、福祉等のニーズを有する場合が多いため、適切なサービスの利用につなげることができるよう支援します。また、薬物依存などの問題を抱える者等については、専門的な機関による適切な支援が受けられるよう支援します。

③ 広報・啓発の充実

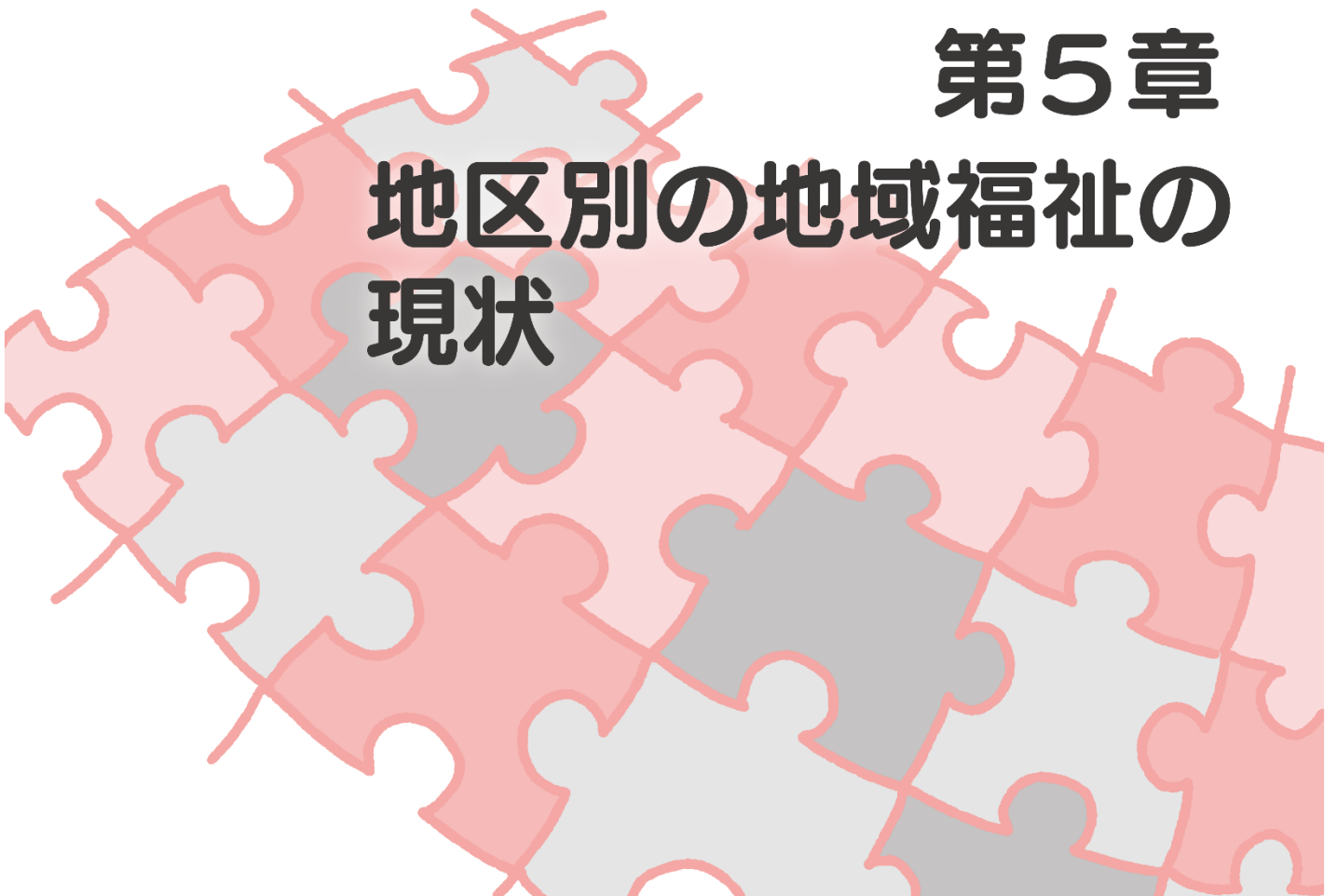
犯罪をした者等が、再犯することなく地域で生活していくためには、地域住民の理解や協力が必要です。再犯防止対策への意識を高めるとともに、「社会を明るくする運動」の啓発活動に協力する等、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進します。

④ 保護司及び関係機関との連携の推進

地域において犯罪をした人の指導・支援にあたる保護司との情報共有や連携を強化するとともに、関係機関との連携を強化します。

第5章

地区別の地域福祉の 現状



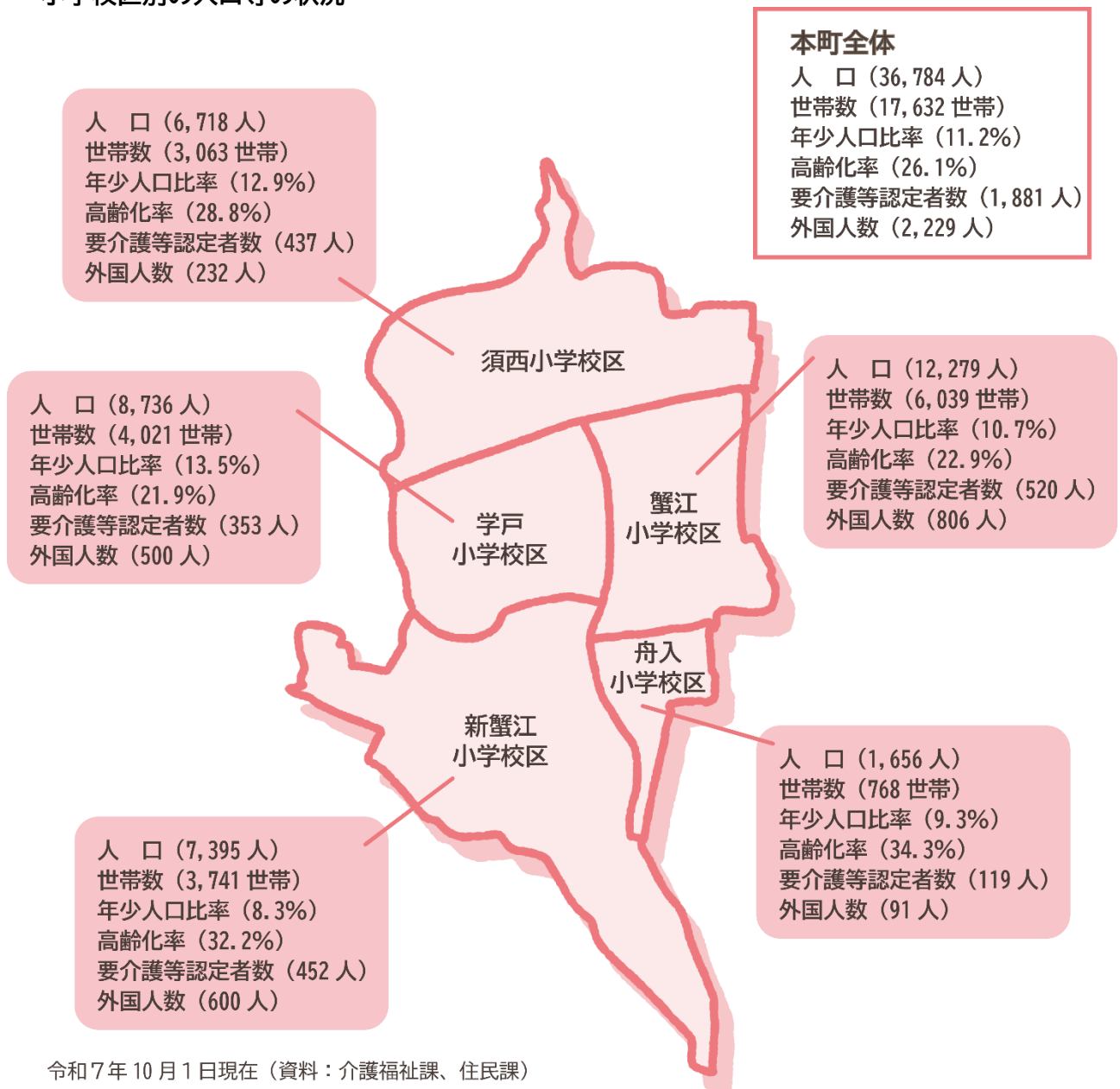


1 学区の概況

本章では、小学校区別の現状や地域福祉への取組状況などを整理しました。

下図では、小学校区別の人口、世帯数、年少人口比率（0歳～14歳人口の割合）、高齢化率（65歳以上の割合）、要介護等認定者数、外国人数を下図に一覧表示しています。

小学校区別の人口等の状況





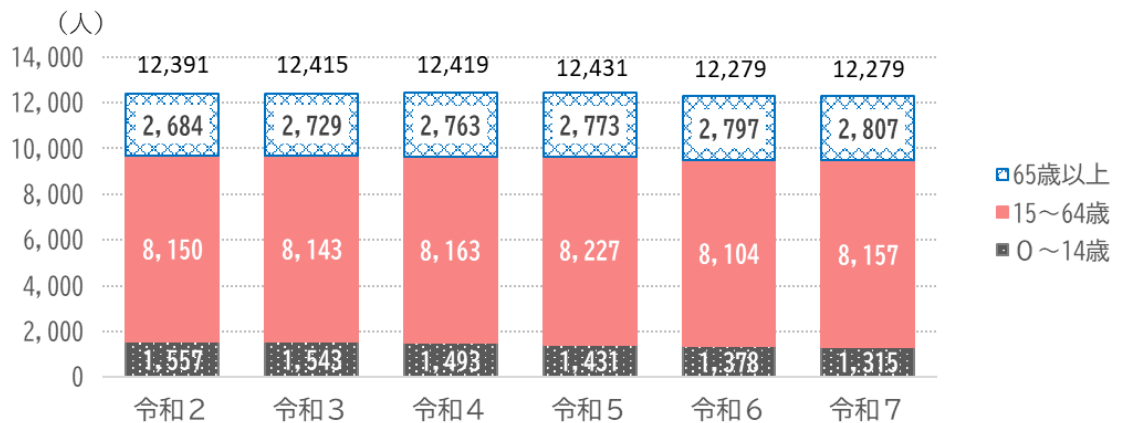
2 蟹江小学校区

●地区の概況

人口	世帯数	年少人口比率	高齢化率	要介護（要支援）認定者数	外国人数
12,279 人	6,039 世帯	10.7%	22.9%	520 人	806 人

- 最も人口の多い地区です。コミュニティ活動が活発に行われている地区です。

●人口の推移



- 年少人口（0～14歳）は減少し、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。地区全体の人口は、少しずつ減少しています。

●地区の取組状況

- ・ 駅前団地ふれあいサロン
- ・ えにか工房
- ・ ふれ愛サロンの会
- ・ ふれあいライブラリー北之町
- ・ ほほえみ
- ・ かにえ サロン 城
- ・ ささえあい・つどい海門
- ・ たからサロン
- ・ ホッとカフェ「虹色」
- ・ ちーかに倶楽部
- ・ 蟹江小学校区こどもの会 子どもの会のサロン
- ・ なかよし食堂
- ・ かにえすまいる食堂

●地域福祉懇談会での主な意見

つながるまち カニエ

地域の 取組

- 地域の住民が地域の課題を話し合い、取組を行うプロジェクトの実施
- あいさつの励行やスマホの活用などによるつながりづくり
- サロンとサロンの交流、サロンと小学生との交流

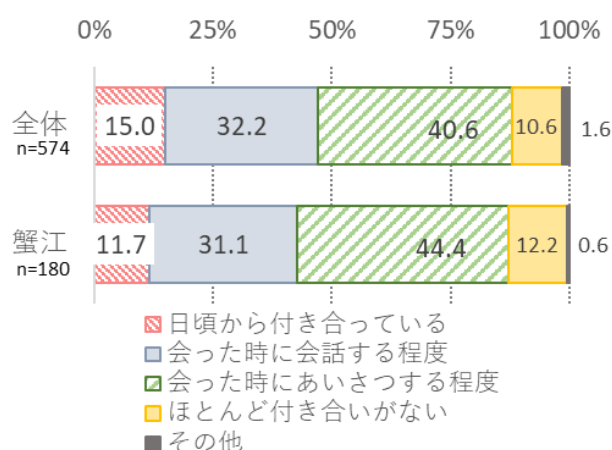
共生のまち支え合い！～出来る人が出来ることを楽しく活動する～

地域の 取組

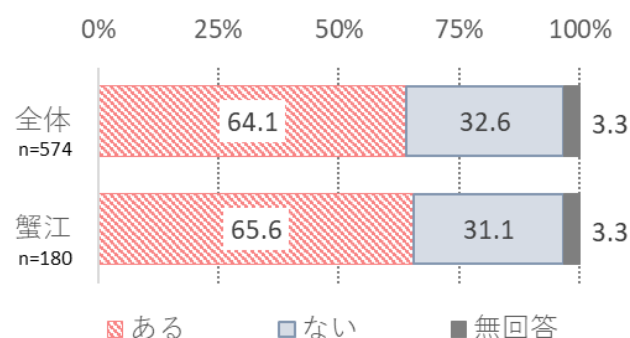
- できる人ができるだけ楽しく活動できるよう、いつでも参加できる自由な機会づくり
- みんなが笑顔でことばを交わす声かけ運動の実施
- 認知症の方や高齢者、障がい者などの買い物支援するスローショッピングの実施

●アンケート結果にみられる特徴

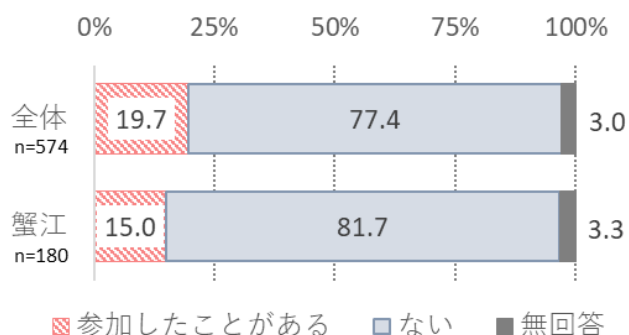
■近所付き合いの程度



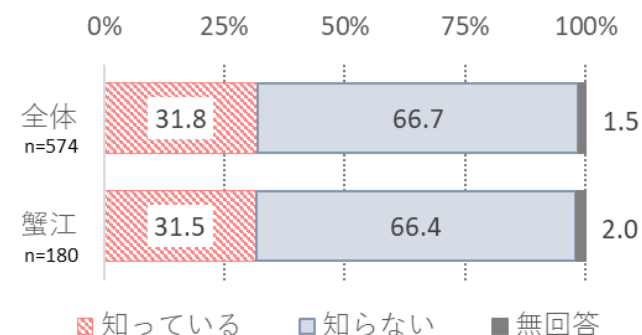
■相談できる場所の有無



■ボランティア活動への参加状況



■地区の民生委員・児童委員の認知





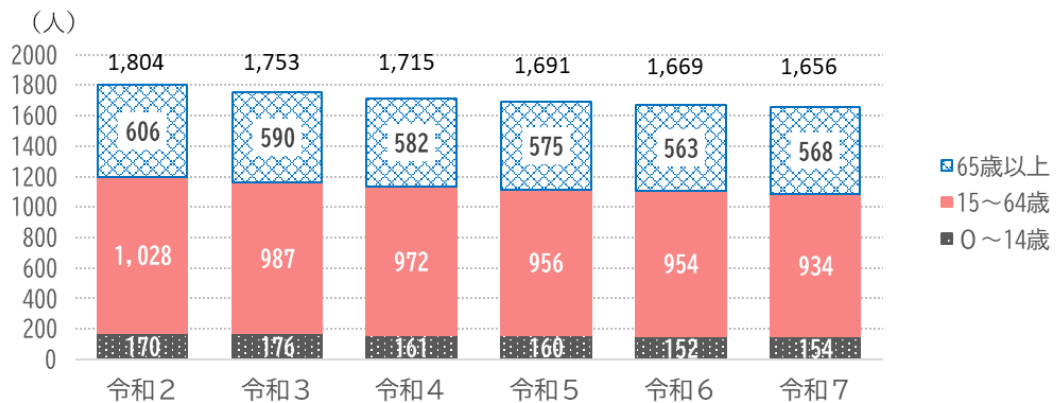
3 舟入小学校区

●地区の概況

人口	世帯数	年少人口比率	高齢化率	要介護（要支援）認定者数	外国人数
1,656 人	768 人	9.3%	34.3%	119 人	91 人

- 年少人口比率が低く、高齢化率が高い地区です。地域としてのまとまりが強く、地域で支え合う形ができている地区です。

●人口の推移



- 人口は減少しています。年代別でも、すべての層で減少しています。

●地区の取組状況

- ・ 舟入水辺のサロン
- ・ ONiGiRi こども食堂

●地域福祉懇談会での主な意見

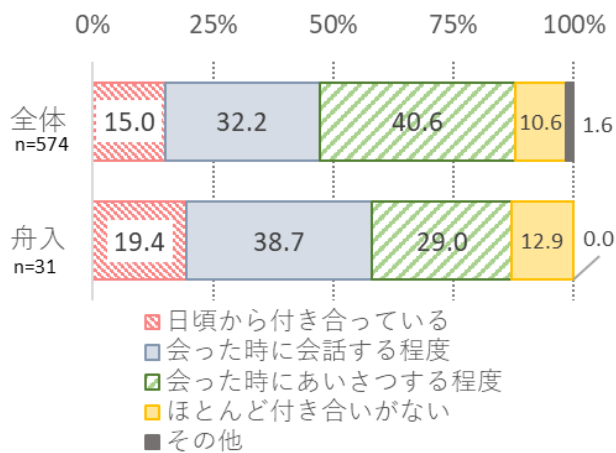
つながる地域づくり

地域の
取組

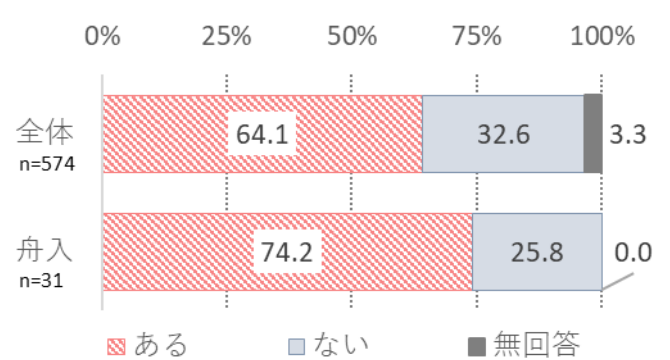
- 区の6団体（子ども会、PTA、区会、長寿会、婦人会、消防）が連携し、多世代が交流できるイベント等を実施

●アンケート結果にみられる特徴

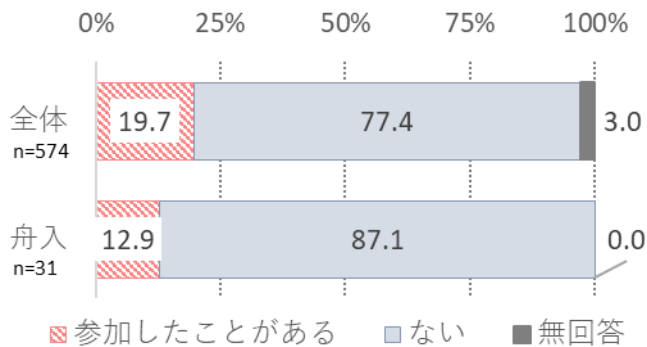
■近所付き合いの程度



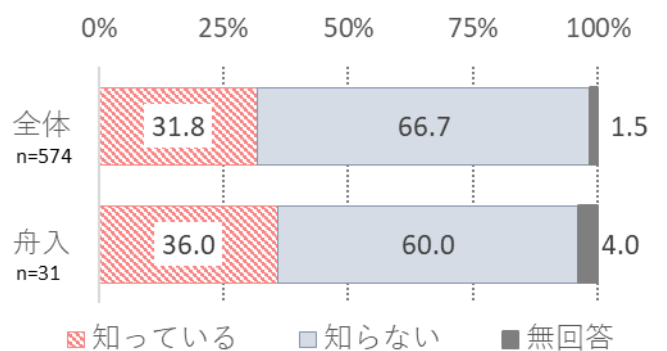
■相談できる場所の有無



■ボランティア活動への参加状況



■地区の民生委員・児童委員の認知





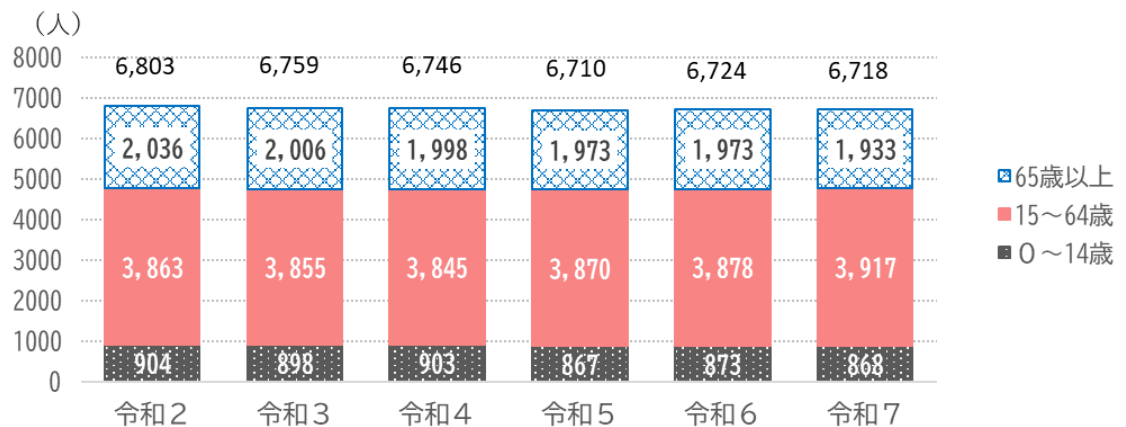
4 須西小学校区

●地区の概況

人口	世帯数	年少人口比率	高齢化率	要介護（要支援）認定者数	外国人数
6,718 人	3,063 人	12.9%	28.8%	437 人	232 人

- 歴史的な祭りを中心にまとまっている点が特徴的な地区です。交通や買い物の便が悪い地域が一部あります。

●人口の推移



- 生産年齢人口（15～64歳）は増加しているが、地区主体の人口は減少しています。

●地区の取組状況

- ・ 藤丸「親子いきいきサロン」
- ・ ふれあいサロン藤丸

●地域福祉懇談会での主な意見

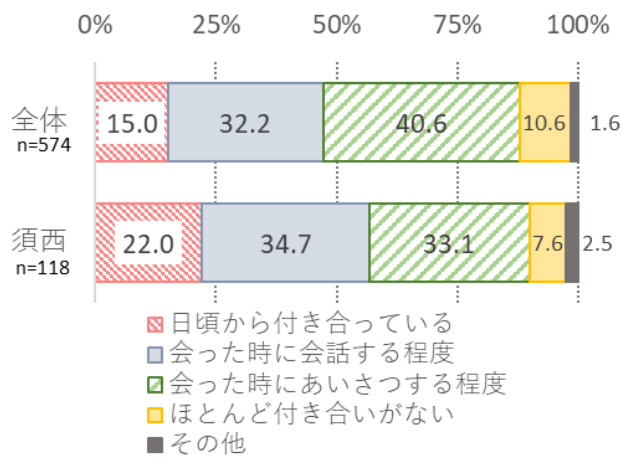
声をかけ合って、助け合える 住みやすい“蟹江町”

地域の
取組

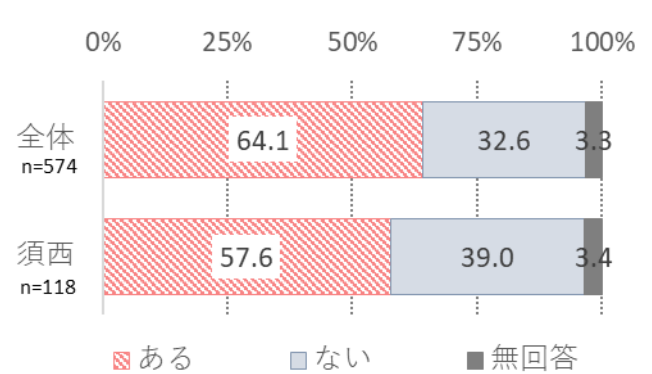
- あいさつ運動の実施。
- こどもから高齢者まで参加しやすい集いの場づくり。
- 地域内のイベントや活動を集約した「みんなのカレンダー」をつくる。

●アンケート結果にみられる特徴

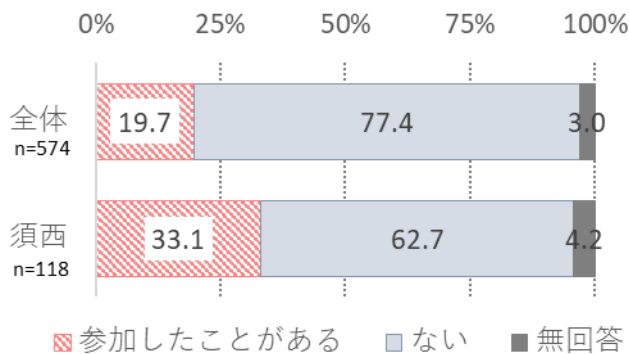
■近所付き合いの程度



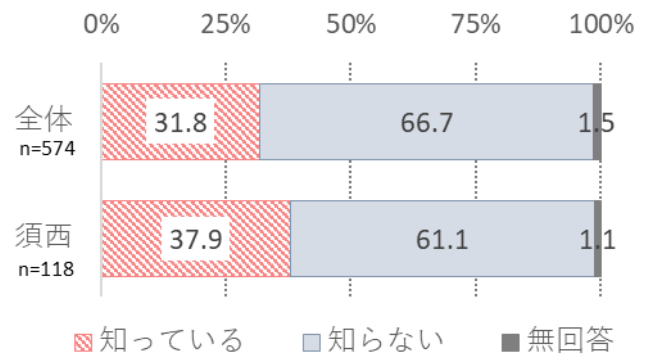
■相談できる場所の有無



■ボランティア活動への参加状況



■地区の民生委員・児童委員の認知





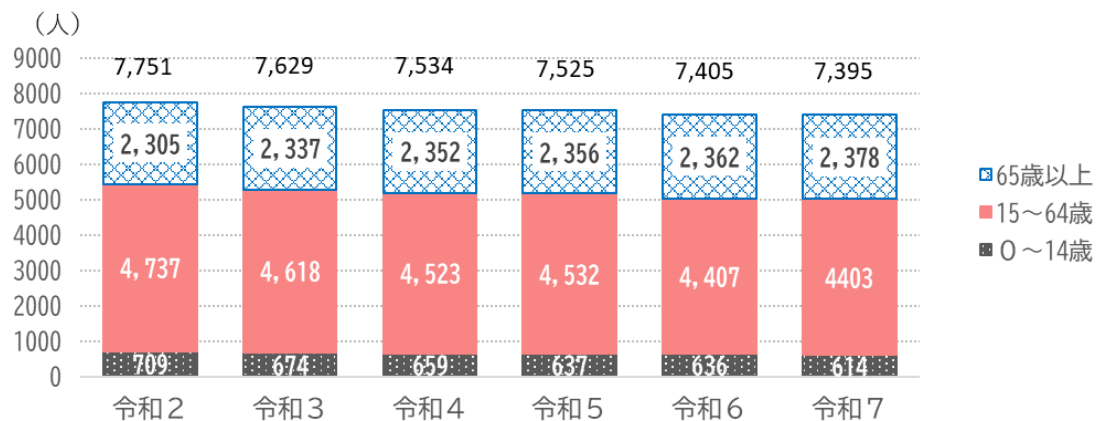
5 新蟹江小学校区

●地区の概況

人口	世帯数	年少人口比率	高齢化率	要介護（要支援）認定者数	外国人数
7,395 人	3,741 人	8.3%	32.2%	452 人	600 人

- 年少人口比率が低く、高齢化率が高い地区です。地域の課題に向き合って活動している人が多い地区です。

●人口の推移



- 地区全体の人口は減少していますが、高齢者はやや増加しています。

●地区の取組状況

- ・ 富吉 健康サロンの会
- ・ 東大海用ふれあいサロンの会
- ・ 友愛みなみ
- ・ 富吉生涯活躍サークル
- ・ 富吉グリーンハイツにここクラブ
- ・ サロン・ド 西大海用

●地域福祉懇談会での主な意見

人にやさしい街 かにえ！

地域の
取組

- 多世代が参加できるスポーツイベントとして、ボッチャの大会「新カニエカップ」を開催する。

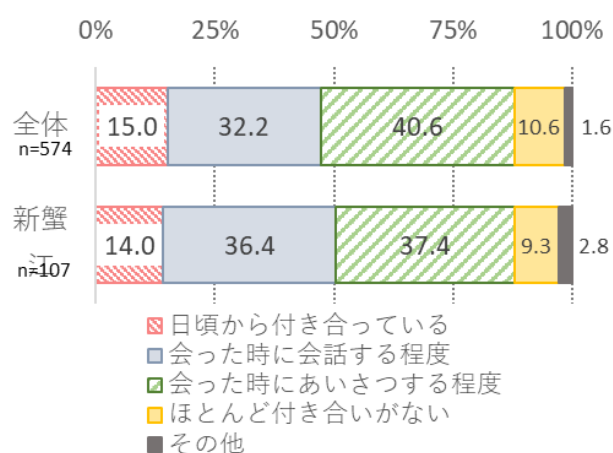
みんなに優しい街 かにえ

地域の
取組

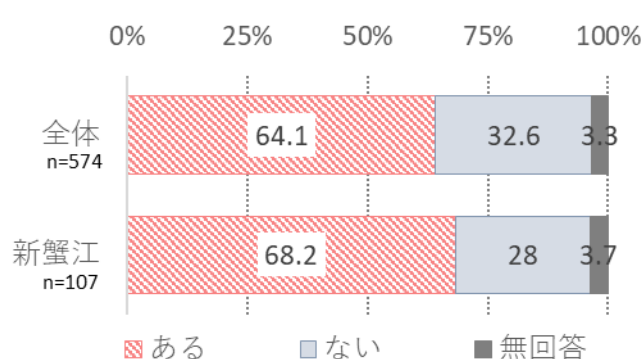
- 地域で毎日、あいさつ運動を実施。
- みんなが気軽に集まれる居場所づくり。

●アンケート結果にみられる特徴

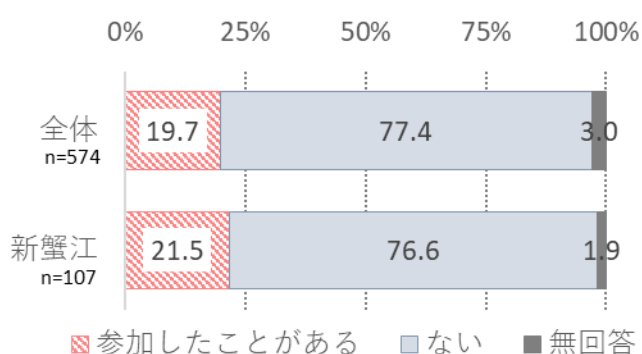
■近所付き合いの程度



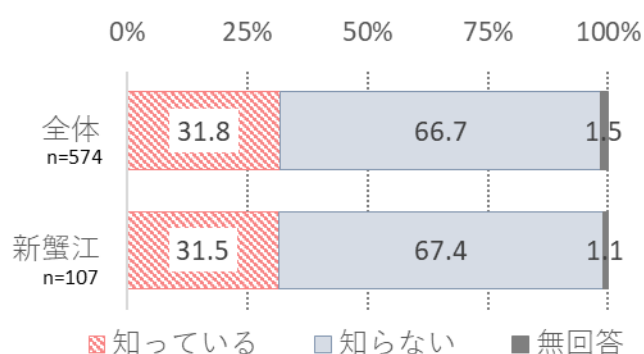
■相談できる場所の有無



■ボランティア活動への参加状況



■地区の民生委員・児童委員の認知





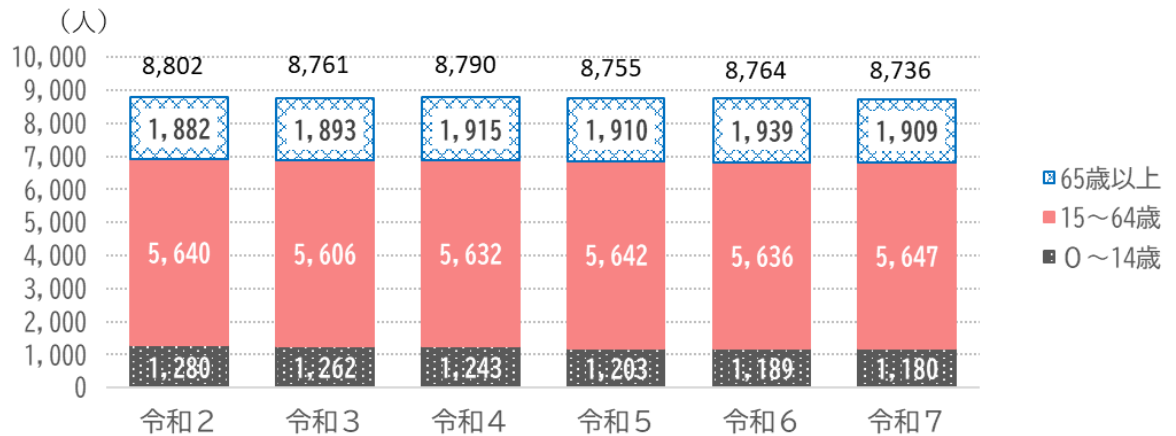
6 学戸小学校区

●地区の概況

人口	世帯数	年少人口比率	高齢化率	要介護（要支援）認定者数	外国人数
8,736 人	4,021 人	13.5%	21.9%	353 人	500 人

- 年少人口比率が最も高く、高齢化率が最も低い地区です。若い世代が多い地区です。

●人口の推移



- 年少人口（0～14歳）が減少しており、地区全体の人口もやや減少しています。

●地区の取組状況

- ・ あおばカフェ
- ・ かにまるカフェ・泉人
- ・ 川西健康づくりクラブ
- ・ おしゃべりサロン「みどりの家」
- ・ みんなの食堂 もうやっこ
- ・ ケアラーズカフェ

●地域福祉懇談会での主な意見

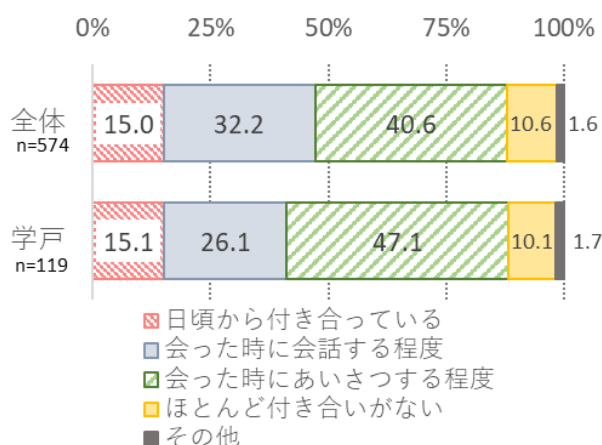
地域のつながり 町内会に全員入るには ごみ問題

地域の
取組

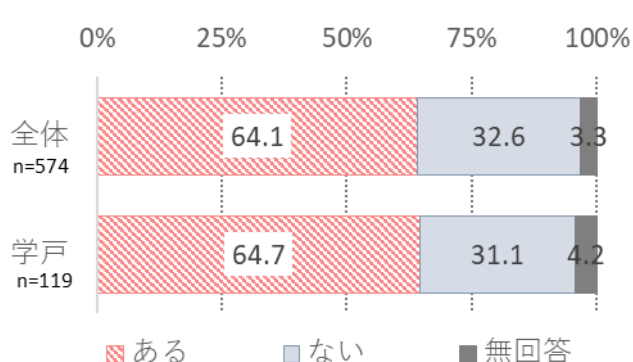
- 地域に引っ越してきた人に、地域の人が地域のルールや年間行事を説明する等、地域のつながりづくり。

●アンケート結果にみられる特徴

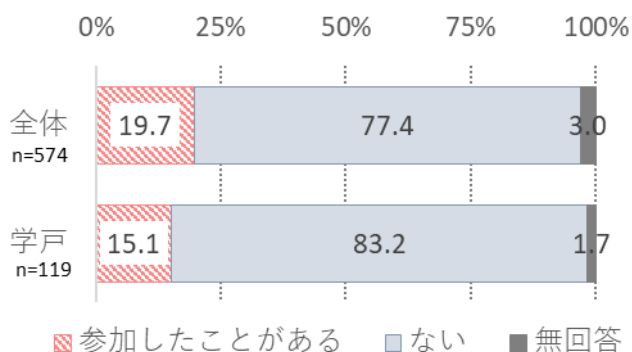
■近所付き合いの程度



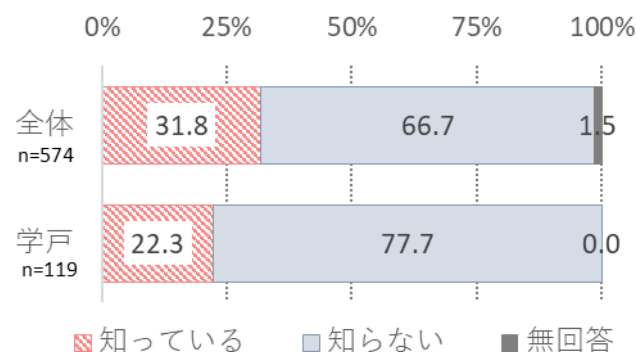
■相談できる場所の有無



■ボランティア活動への参加状況



■地区の民生委員・児童委員の認知



中学生の意見

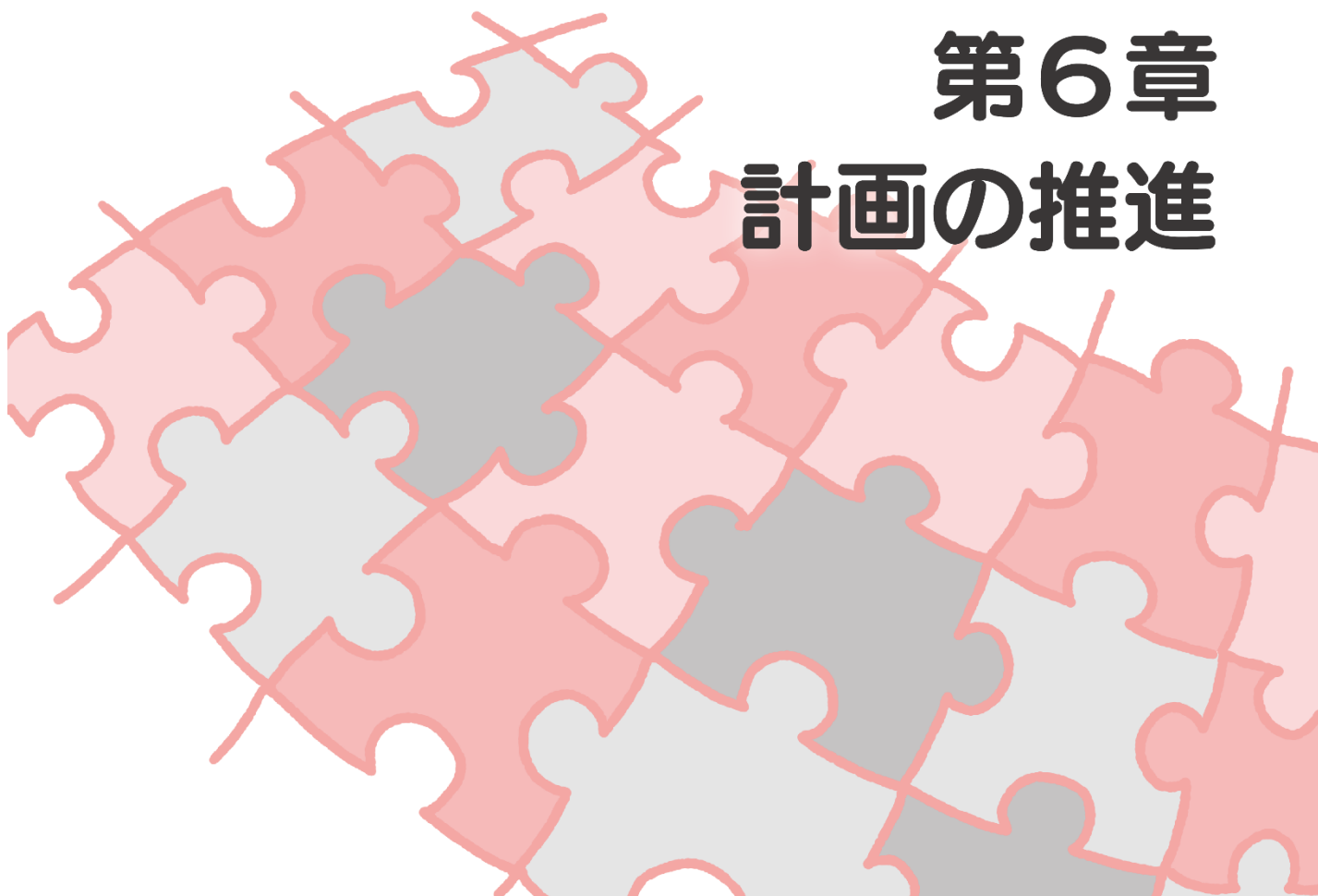
※地域福祉懇談会に参加した中学生たちの意見です。

ゴミがない町力ニエ

地域の
取組

- 学校の授業として、4人1組で学校の周辺をまわってゴミをひろう、「ゴミを減らそう大作戦」を行う。

第6章 計画の推進





1 計画の周知・啓発

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、町や社会福祉協議会だけでなく、地域に関わる全ての人が主体となって推進していく計画です。このため、本計画の理念や目標をはじめ、町民自身・地域・社会福祉協議会・町の取組指針を周知して計画を推進します。広報紙やホームページ等を通じて本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

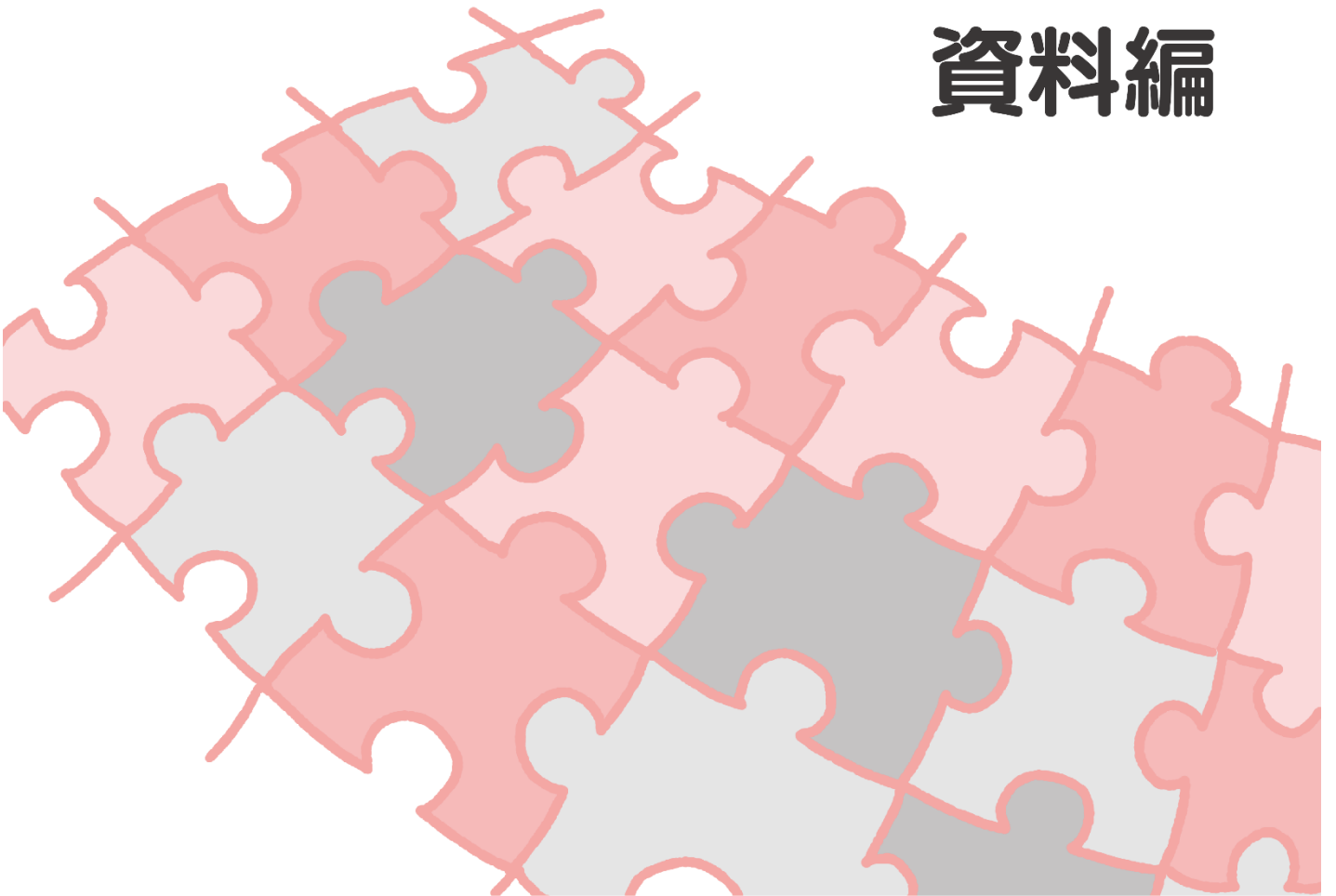


2 計画の推進と評価

計画の推進にあたっては、町と社会福祉協議会との情報交換を定期的に行い、両者の連携を強化します。同時に、関連計画を策定している関係部局とも連携を図りながら、進捗状況の確認と評価を行います。

また、本計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の推進が効果的に展開されるよう整合を図ります。

資料編





1

第3次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

令和6年10月1日
要綱第41号

(設置)

第1条 地域住民、地域団体等との協働により蟹江町における総合的な地域福祉の推進を図るための第3次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、第3次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、地域福祉等に関し優れた見識を有する者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和8年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部住民課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。
- 3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。



2

第3次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

令和6年11月29日から令和8年3月31日まで

No	氏 名	選出区分	選出役職名
1-1	吉 戸 史 臣	住民の代表	嘱託員会会長
1-2	金 井 薫 生		
2-1	石 原 裕 介	町議会の代表	蟹江町議会総務民生常任委員会委員長
2-2	山 岸 美 登 利		蟹江町議会民生教育常任委員会委員長
3	志 治 義 行	民生委員児童委員協議会の代表	蟹江町民生委員児童委員協議会会長
4	飯 田 數 義	社会福祉団体の代表	社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会会長
5	大 笹 秋 夫		蟹江町身体障害者福祉会会長
6-1	三 鴨 克 年	各種団体の代表	蟹江町保護司会会長
6-2	伊 藤 公 隆		
7	鈴 木 大 地		海部南部権利擁護センター センター長
8	山 口 道 子	ボランティア団体の代表	かにえボランティアサークル会長
9	高 阪 美 帆		にこにこママネットワーク代表
10	不 破 生 美	関係行政機関の職員	町民生部長



3

蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会設置要綱

和7年5月14日
要綱第27号

（設置）

第1条 蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定にあたり必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画内容の検討及び計画案の作成に関すること。
- (2) 計画策定に係る調査、研究等に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は民生部介護福祉課長をもって充てる。
- 3 部会員は、政策推進室政策推進課、民生部保険医療課、民生部介護福祉課、民生部こども福祉課、民生部こども家庭課、民生部健康推進課及び蟹江町社会福祉協議会の職員をもって充てる。

（会議）

第4条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

（関係者の出席）

第5条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 部会の庶務は、介護福祉課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。



4

蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会名簿

	所 属	氏 名	関連計画・分野
部会長	民生部介護福祉課長	松井 智恵子	
部会員	政策推進室政策推進課	大野 真以	総合計画
	民生部保険医療課	山田 幸代	障がい者分野
	民生部介護福祉課	若原 俊太	高齢者分野
		伊藤 武史	生活困窮分野兼事務局
	民生部こども福祉課	石原 和美	子ども・子育て分野
	民生部こども家庭課	堀 ゆみ子	子ども・子育て分野
	民生部健康推進課	村尾 優香里	健康・自殺対策分野
	蟹江町社会福祉協議会	川嶋 鮎子	
	蟹江町社会福祉協議会	加藤 聖二	
	蟹江町社会福祉協議会	黒田 丈夫	
事務局		戸崎 智信	



5 計画の策定経緯

時期	策定プロセス
令和6（2024）年 ●月●日	○
12月	○住民アンケート調査の実施 調査期間 12月19日～1月13日
令和7（2025）年 6月20日	○第2回第3次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
7月17日	○第■回第3次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会
8月8日	○地域福祉懇談会（第1回）
8月22日	○地域福祉懇談会（第2回）
10月17日	○地域福祉懇談会振り返り会
12月11日	○第■回第3次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会
12月18日	○第3回第3次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
●月	
令和8（2026）年 1月	○パブリックコメント 期間：1月6日～2月●日
月 日	○第4回蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
3月24日	○蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定シンポジウム



6 地域福祉懇談会での意見

6-1 地域福祉懇談会の概要

本計画の策定にあたり、町民の意見を踏まえた計画にするためのひとつの方法として、町民、地域福祉団体、社会福祉協議会、町が集まって意見交換する地域福祉懇談会を2回、振り返り会を1回開催しました。

地域福祉懇談会では、小学校区ごとに班を作り、テーマに沿ったグループワークを行いました。

また、振り返り会では、地域福祉に精通した同朋大学の専任講師である加藤昭宏氏をお招きし、地域福祉懇談会で考えた、これからしていきたい地域の取組を共有し、加藤氏から助言をいただきました。

【第1回】

テーマ「地域の課題を考えよう！」

- 皆さんが生活している地域には、どのような生活課題（困りごと）があるのかを考えよう。
- 今回は、皆さんが生活の中で実際に感じている課題、皆さんの身近な人が抱える課題などを出してみよう。

【第2回】

テーマ「私たちにできることを考えよう！」

- 第1回で出した地域の課題とその解決策を再確認して、皆さんの地域の将来像を考え、地域で実際に取り組めそうなこと、皆さん自身でできることを考えてみよう。

6-2 振り返り会

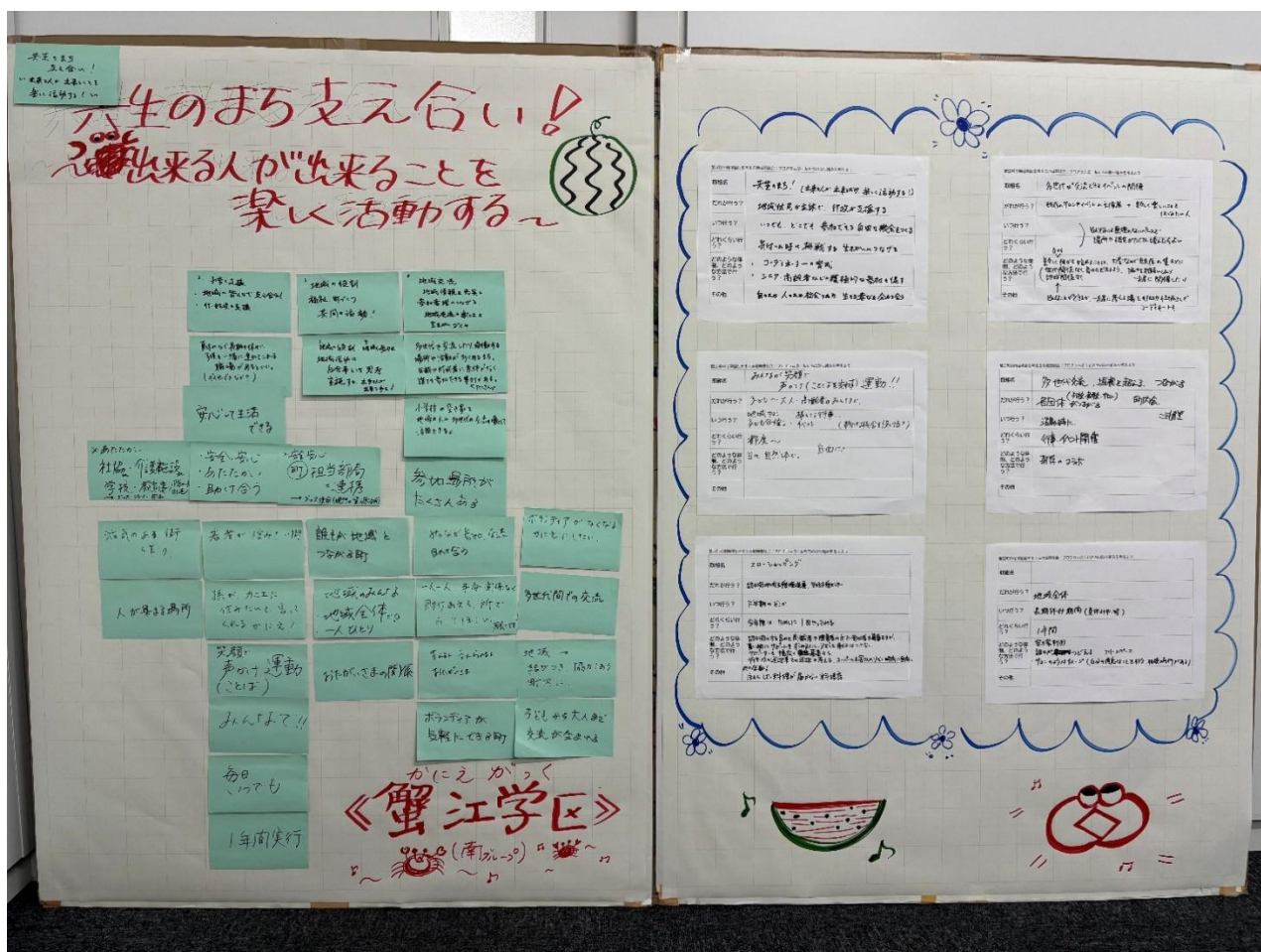
- 地域福祉懇談会で話し合ったことを踏まえ、その後に地域で話し合ったことや取り組んだこと等を発表してみよう。

<振り返り会プログラム>

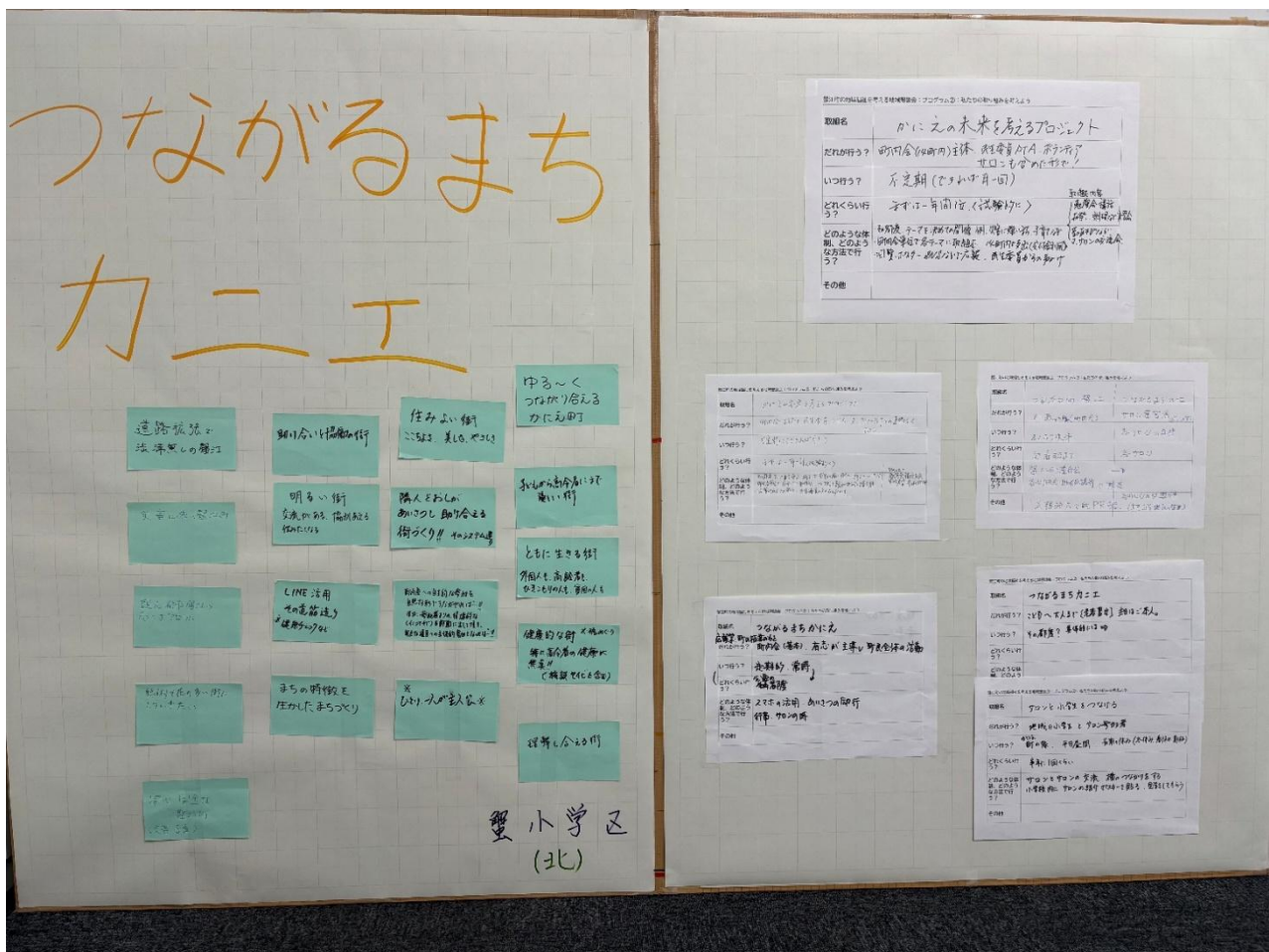
- ①地域福祉懇談会を振り返って
各グループの発表と加藤氏からの助言
- ②意見交換会
「地域福祉活動と評価実践」について

6-3 学区別の意見等

●蟹江小学校区

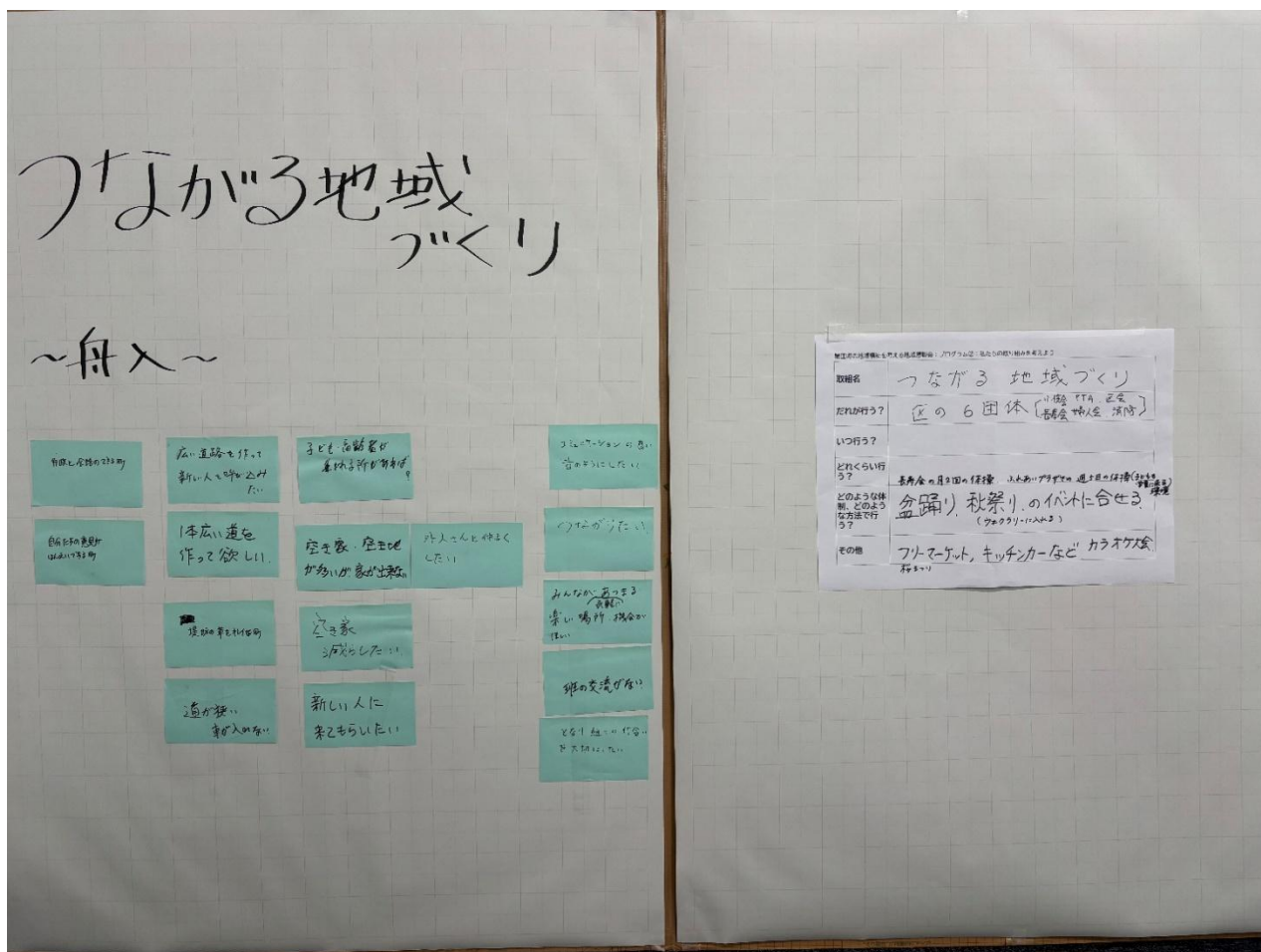


地域福祉 懇談会	将来像	共生のまち支え合い！ ～出来る人が出来ることを楽しく活動する～
	取組（案）	● 共生のまち（出来る人が出来るだけ楽しく活動する） ● みんなが笑顔で声がけ（ことばを交わす）運動 ● スローショッピング ● 多世代が交流できるイベントの開催 ● 空き家を活用した集まれる場づくり
振り返り 会	取組の現状	● ボッチャは誰でもできて、脳トレやフレイル予防になると思う。 ● 蟹江川の清掃活動をずっとやっているが、参加者は減少している。 ● 「今日が一番若い」という気持ちで取り組んでいきたい。
	助言	● 活動されている方が楽しんでいることが大切。 ● 他者や地域のために活動している人は認知症になりにくいとも言われており、ぜひ楽しみながら活動を続けていってほしい。



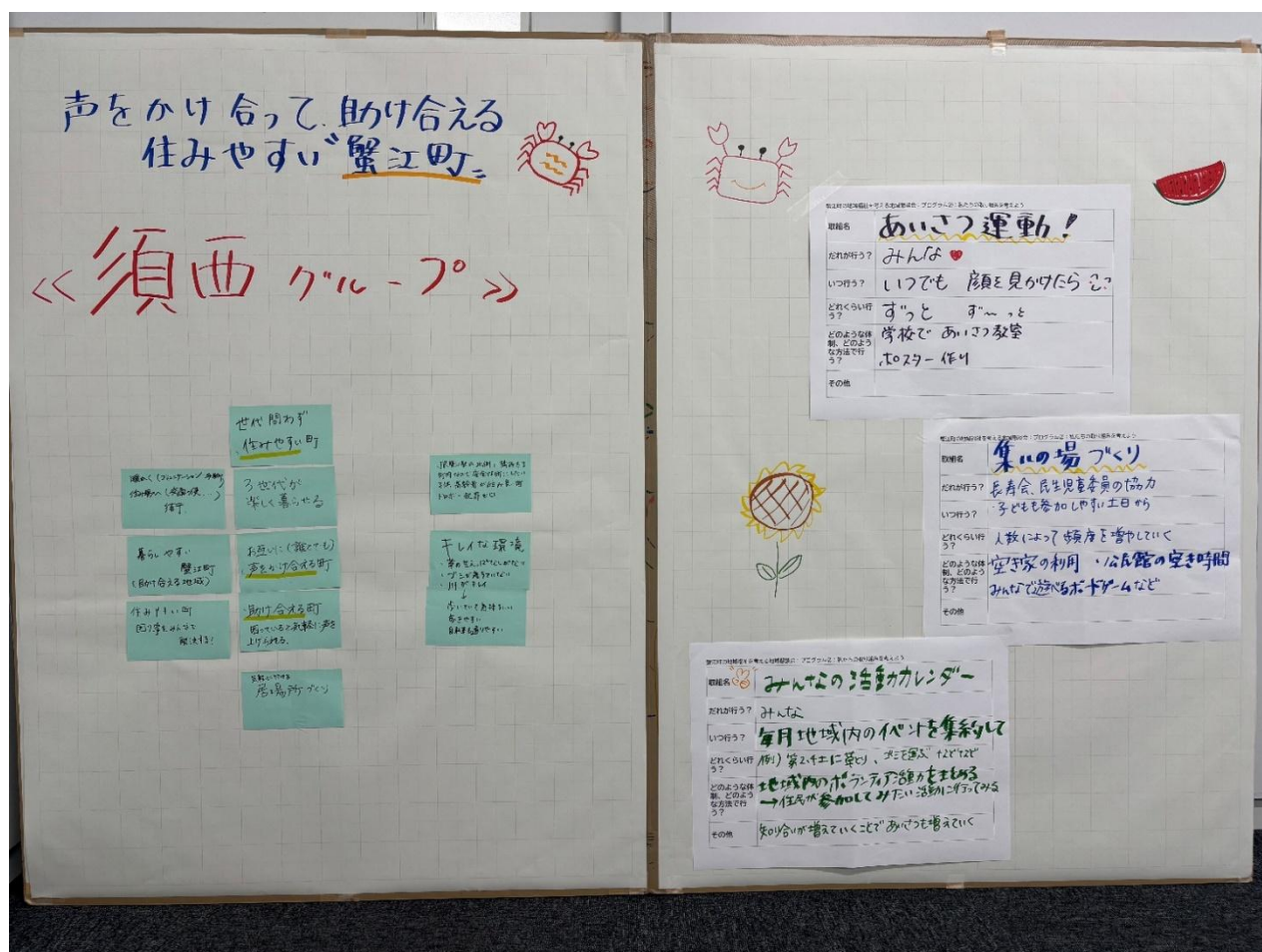
地域福祉 懇談会	将来像	つながるまち カニエ
	取組（案）	● かにえの未来を考えるプロジェクト ● つながるまちかにえ ● サロンと小学生をつなげる
振り返り 会	取組の現状	● 楽しいから参加したいという状態を作ろうと考えた。 ● マンションでは、月1回イベントを実施している。参加が少ない時期もあったが続けてきた。 ● 緩くつながれることが大切だと思う。
	助言	● 緩やかにつながるという視点は大切。強いつながりは排他的になる傾向があると言われている。 ● コミュニティには、「地縁型」と「テーマ型」があり、「テーマ型」が注目されている。楽しく集まれるテーマ型コミュニティをいろいろな形でたくさん作ってほしい。 ● 「関心縁」のグループを多く作るとともに、「課題縁」も大切にし、両者を関連づけることが大切。

●舟入小学校区



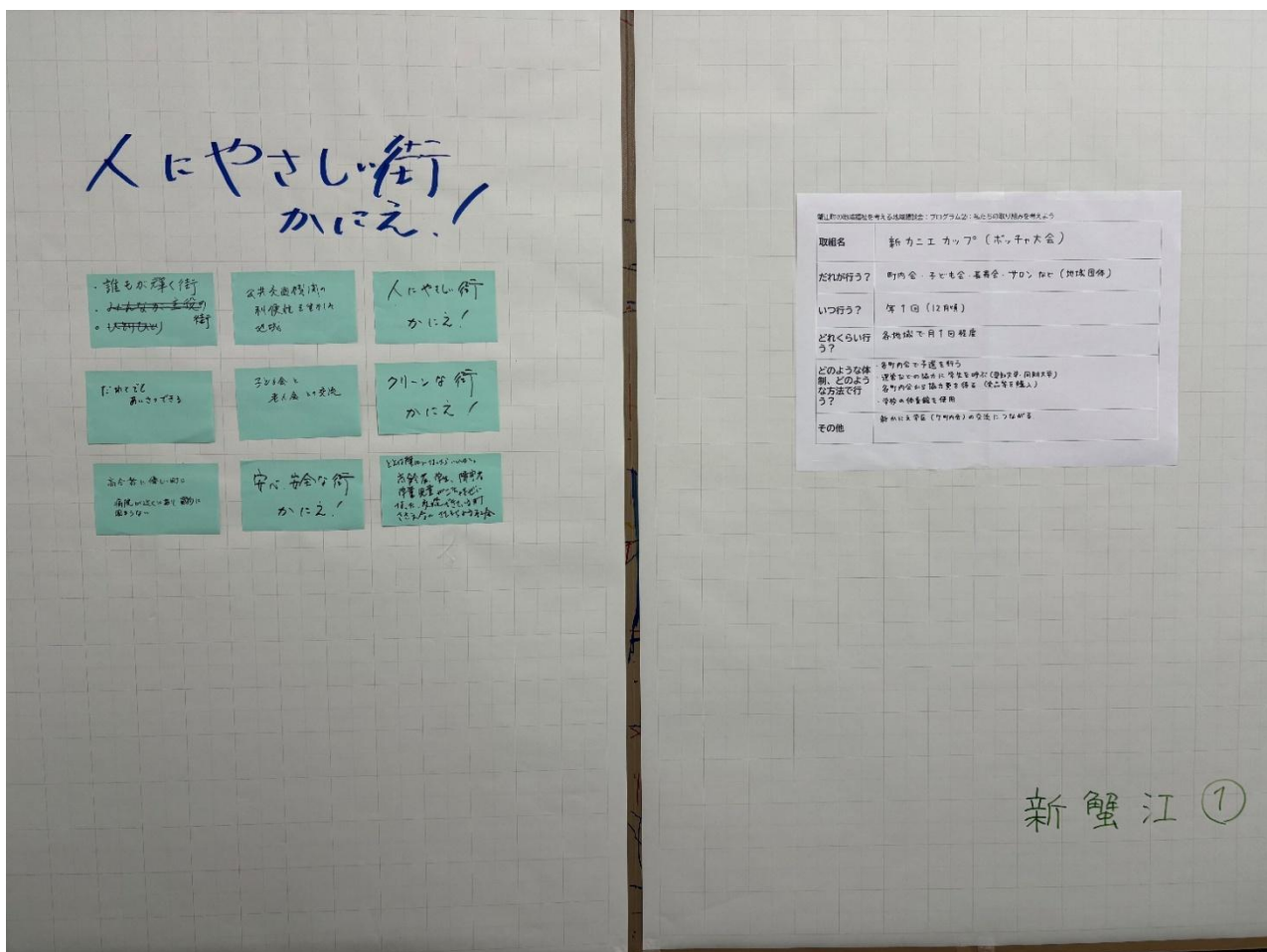
地域福祉 懇談会	将来像	つながる地域づくり
	取組（案）	● つながる地域づくり（多世代が参加交流できるイベント等の機会づくり）
振り返り 会	取組の現状	● 舟入は特に道が狭いという意見がある。 ● 地域では、子ども会、PTA、区会、長寿会、婦人会、消防といった6つの団体がそれぞれいろいろな活動を実施している。
	助言	● 団体間のつながりは重要なテーマである。 ● 以前、「まち歩き」を実施した事例がある。メインテーマは「子どものふくし共育（福祉教育）」だったが、車いすユーザーにも参加してもらい、通りにくい道を探す等の内容で、地域の方にも準備にご協力いただいた。「まち歩き」を通じて、まちを知っていただくことにもつながる。 ● こうした取組は、準備の話し合いのプロセスが大事で、みんなで役割を重ねていくことが重要。

●須西小学校区

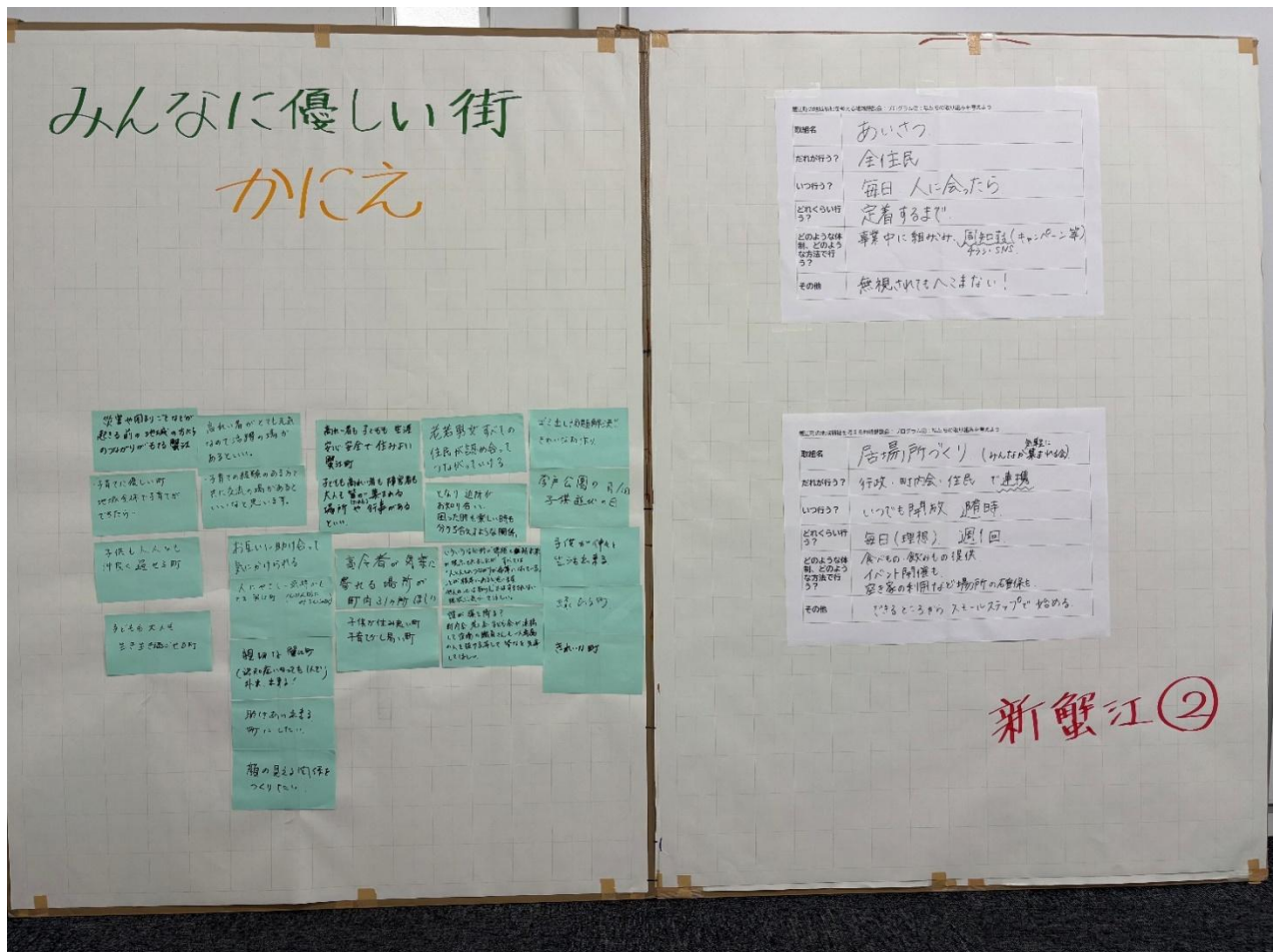


地域福祉 懇談会	将来像	声をかけ合って、助け合える 住みやすい“蟹江町”
	取組（案）	● あいさつ運動 ● 集いの場づくり ● みんなの活動カレンダー
振り返り 会	取組の現状	● 多文化共生については、ホームステイの受け入れなど、外国人と積極的に関わることで視野は広がる。 ● ごみ問題については、地域で環境美化に取り組む。きれいなところにゴミを捨てる人は少ないと思う。 ● 引きこもりの状態にある方に地域の集まりを案内した。
	助言	● 多文化共生に向けて、まずはその人たちを知ることから始めるとよい。 ● ゴミ屋敷という問題は、困りごとを抱えているサイン。支援ニーズについて関心を持つことが大切。 ● 引きこもりの状態にある方が何か変わりたいと思える時まで繋がり続け、関係性を広げ、「関心縁」づくりと両輪で本人とのつながりを検討していくことが大切。

●新蟹江小学校区

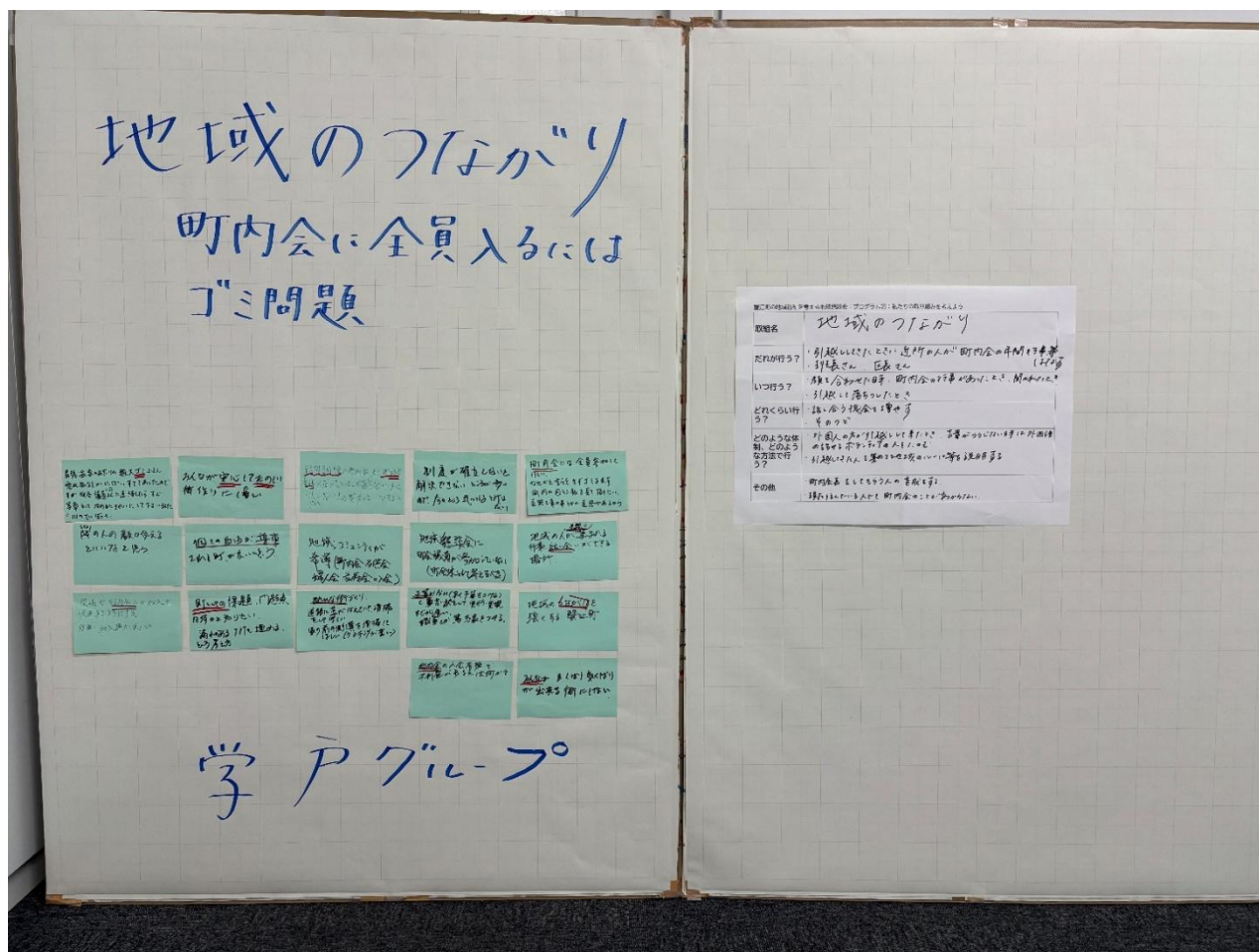


地域福祉 懇談会	将来像	人にやさしい街 かにえ！
	取組（案）	● 新カニエカップ（ボッチャ大会）
振り返り 会	取組の現状	● サロンを月14回やっているが、参加者が固定化している。 ● ボッチャカニエカップの際に、参加者の輪を拡げる取り組みを行った。 ● 外国人が班長になった地域があり、地域の高齢者が地区と一緒にまわって募金等を集めた事例があった。
	助言	● 月14回の活動は素晴らしい。メンバーが固定化していたとしても、参加しているということはそこにニーズがあるということなので、ぜひ続けていただきたい。 ● ボッチャ大会などのイベントには、準備のプロセスに参加していただくことが大切。仲間を誘うことを1つの役割としてもよいのではないかな。 ● ベトナム国籍の方が班長になったエピソードは、ぜひ広報誌などで取材して周知してほしい。



地域福祉 懇談会	将来像	みんなに優しい街 かにえ
	取組(案)	● あいさつ ● 居場所づくり(みんなが気軽に集まれる会)
振り返り 会	取組の現状	● なかなかあいさつできていない。 ● 居場所づくりは、なかなか進んでいない。 ● 様々な機会を活かして、居場所づくりを進めていきたい。
	助言	● 居場所づくりは重要。 ● 「つながりの再構築」が地域福祉。「返事がなくてもへこまない」などコンセプトをお互いに共有し、さらには「あいさつ+α」で一言声をかけるという形にして、継続できるとよいと思う。 ● あいさつを通じて生まれたエピソードなどを集めて共有するとよい。

●学戸小学校区



地域福祉 懇談会	将来像	地域のつながり 町内会に全員入るには ゴミ問題
	取組(案)	● 地域のつながり
振り返り 会	取組の現状	● 外国人にゴミ出しのやり方がうまく伝わらないこともあるが、地域住民が親切に説明している場面もある。 ● 外国人でも、つながりができれば、気軽に話せるのではないかと思います。
	助言	● ゴミ出しに関する問題は難しい問題だが、文化的な違いによるものなのか、知らないだけなのか(多言語でゴミの出し方等が周知されているか)、悪意があるのか等、その背景を知る必要がある。 ● 例えば、その方の国の料理を教えてもらう場をつくる等、出会い方を戦略的に考えることで良い関係を作ろうとする例もある。

●中学生の意見



地域福祉 懇談会	将来像	ゴミがない町カニエ
	取組（案）	● ゴミを減らそう大作戦
振り返り 会	（参加できなかったため記載なし）	

●学識経験者の助言

地域福祉活動と評価実践

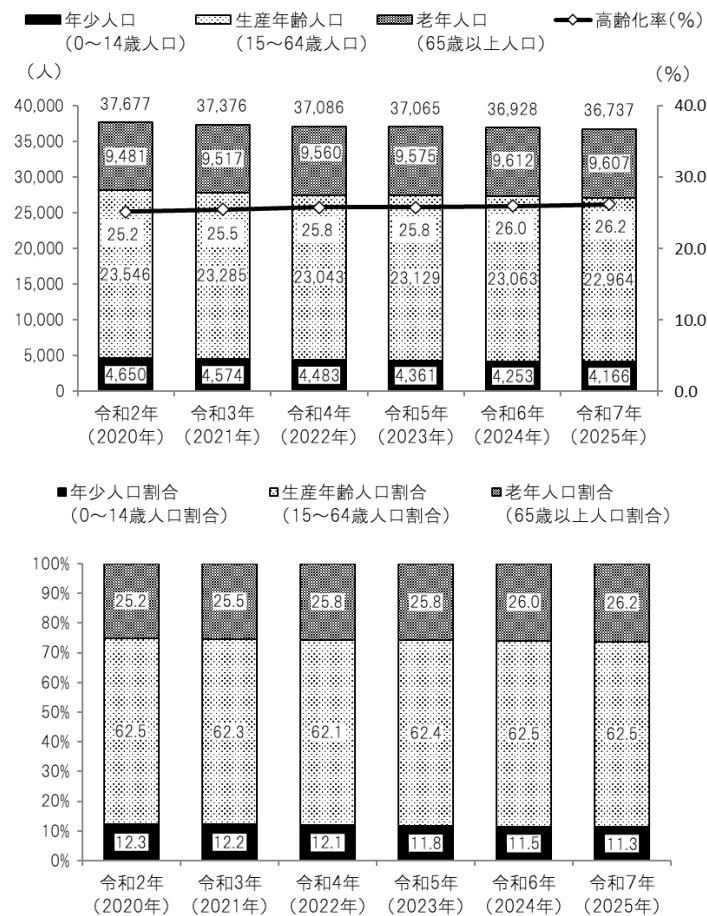
- 地域福祉計画は、高齢者や障がい者などの分野ごとの計画の横串となる計画。
- 地域福祉計画の策定には、行政や社会福祉協議会の職員、専門職だけでなく、「住民参加」が重要。「自分たちが作った計画」であると1人でも多くの方が思えることが大切。
- 計画の策定がゴールではなく、この計画をどう進めていくかが大切。そのために、「評価指標づくり」が有効。
- 「評価指標づくり」は、未来の価値を引き出すもの。例えば、学生の、自らの意見を発言する力を高めたいのであれば、「手を挙げて発言した回数」を評価基準の一つにすると伝えることが考えられる。
- 「評価指標」には、アウトプット指標（取組等を実施した回数、参加人数などの実績）とアウトカム指標（取組等を実施したことによる成果）という考え方がある。
- 目標値は、難しくなくてよい。大事なのは、自分たちの取組を通じてどんな価値を引き出したいのか、話し合い、共有していくこと。



7 蟹江町の人口等

人口の推移

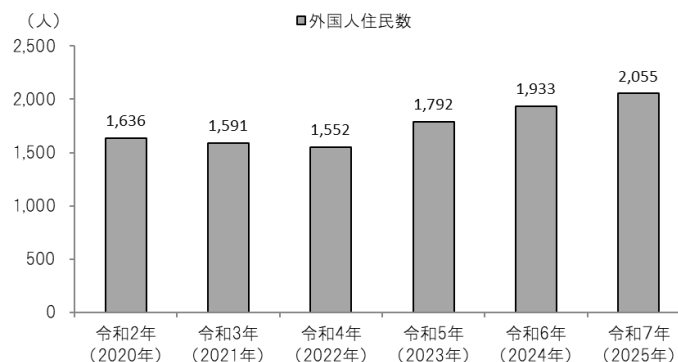
- 令和6年以降、総人口は3万6千人台で推移しています。人口割合は、年少人口が減少傾向にあり、老年人口が増加傾向にあります。



資料：介護福祉課（各年4月1日現在）

外国人人口の推移

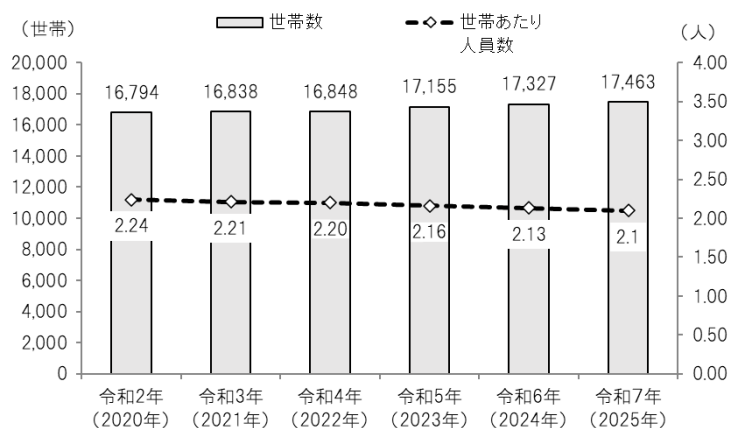
- 外国人人口は増加傾向にあり、令和7年は2,055人となっています。



資料：介護福祉課（各年4月1日現在）

世帯数の推移

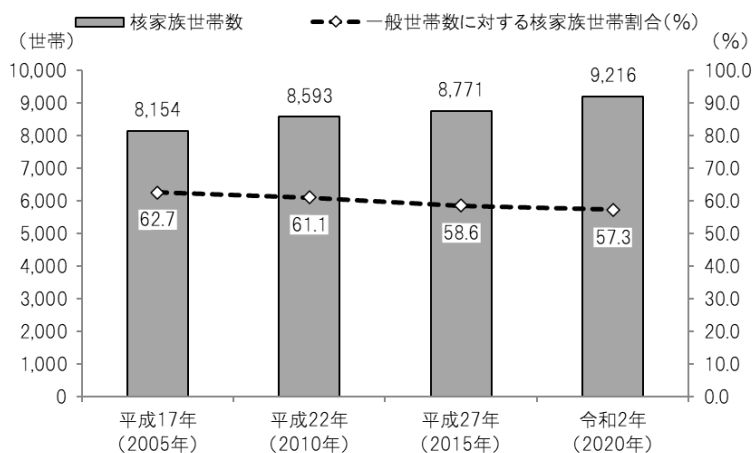
- 世帯数は増加傾向にあり、世帯あたりの人員数は減少傾向にあります。



資料：介護福祉課（各年4月1日現在）

核家族世帯の状況

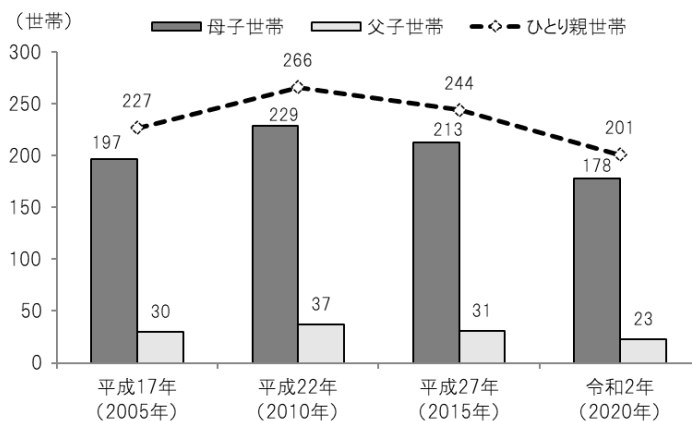
- 核家族世帯数は増加傾向にあり、一般世帯に対する核家族世帯割合は減少傾向にあります。



資料：国勢調査

ひとり親世帯の状況

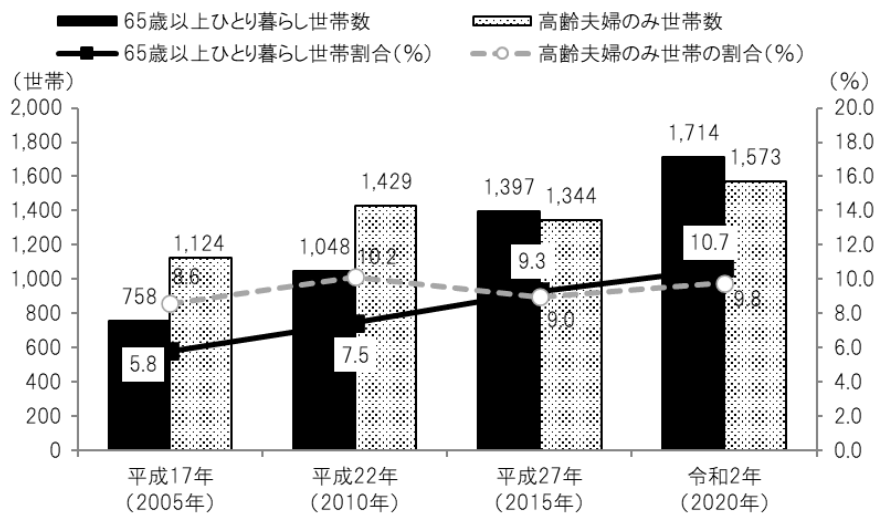
- ひとり親世帯は、令和2年で201世帯となっています。



資料：国勢調査

高齢者世帯の状況

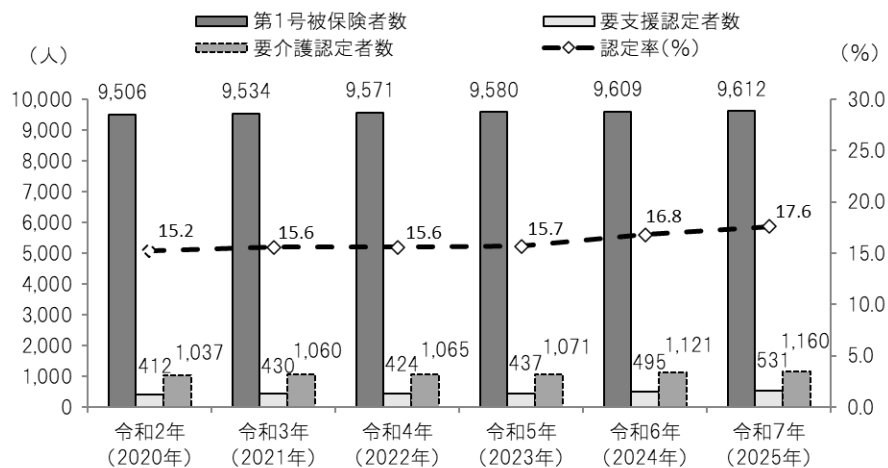
- 65歳以上ひとり暮らし世帯、高齢夫婦のみの世帯は、世帯数、世帯割合ともに増加傾向にあります。



資料：国勢調査

要介護等認定者数の推移

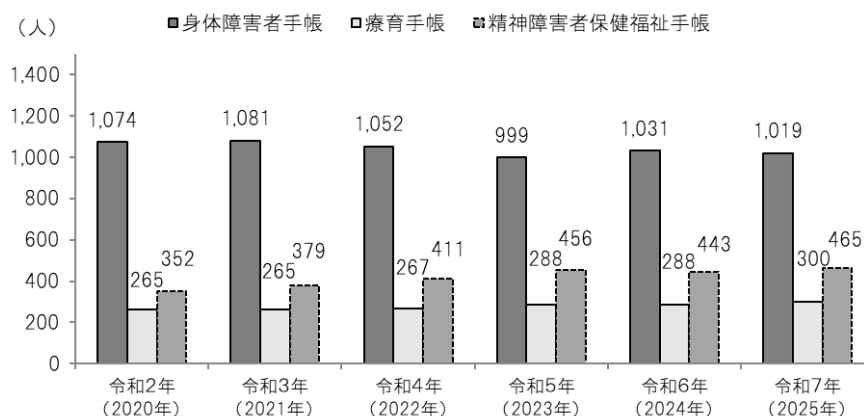
- 第1号被保険者数は増加傾向にあり、要介護認定者数も増加傾向にあります。また、認定率は17%を超えています。



資料：介護保険事業状況報告（各年3月末現在）

障害者手帳交付者の状況

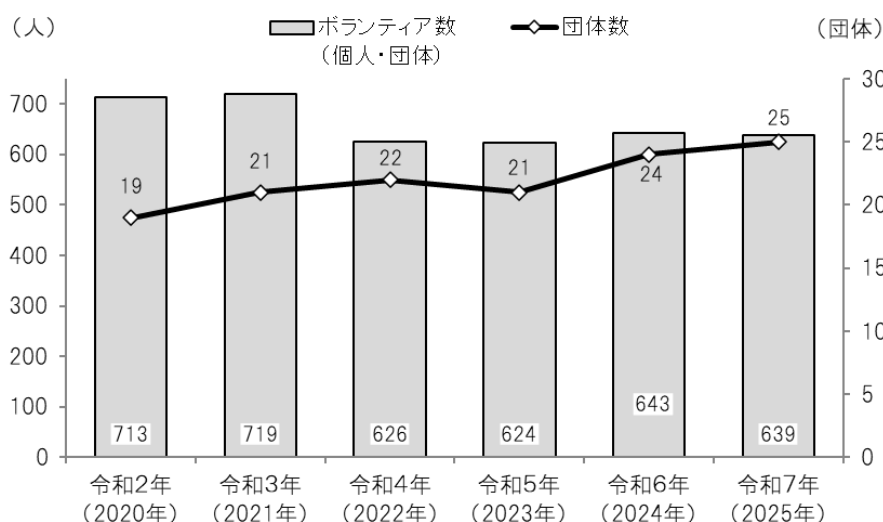
- 身体障害者手帳所持者数は、1,074人（令和2年）から1,019人（令和7年）へとやや減少しています。
- 療育手帳所持者数は、265人（令和2年）から300人（令和7年）へとやや増加しています。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、352人（令和2年）から465人（令和7年）へと増加しています。



資料：蟹江町（各年4月1日現在）

ボランティアの状況

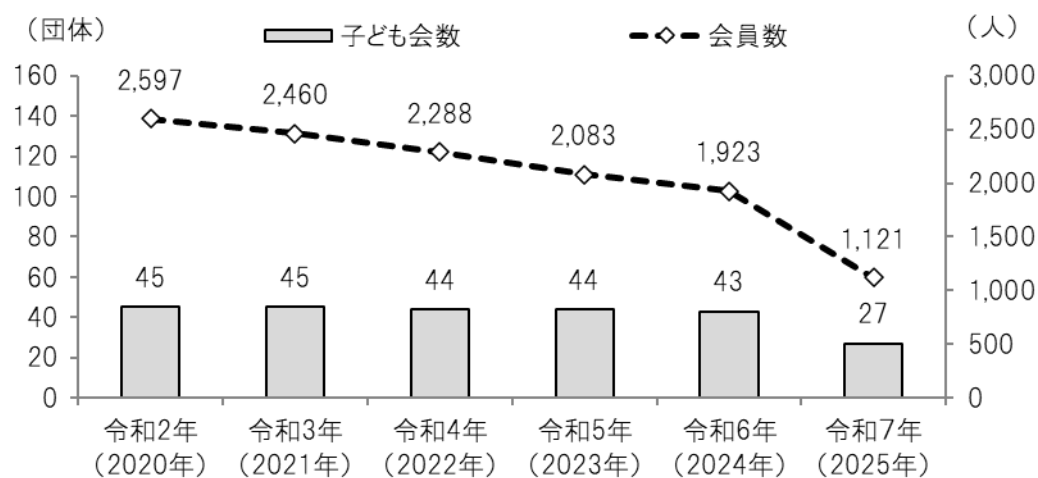
- 蟹江町社会福祉協議会に登録のあるボランティア数は、令和7年では個人・団体あわせて639人、団体数は25団体となっています。



資料：蟹江町社会福祉協議会

子ども会の状況

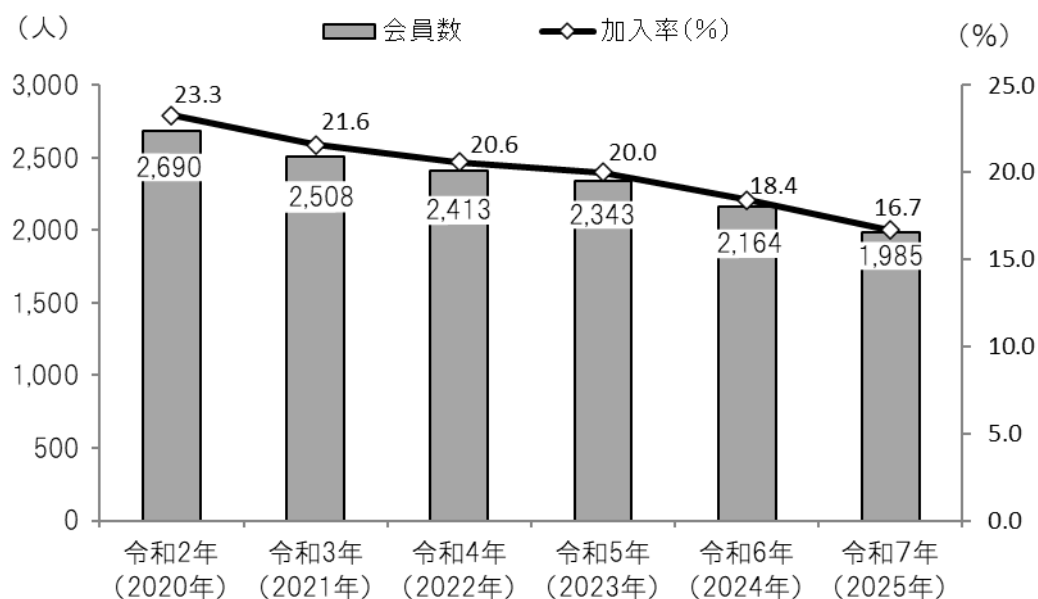
- 令和7年の子ども会数は27団体、会員数は1,121人となっています。



資料：蟹江町社会福祉協議会

老人クラブの状況

- 令和7年の老人クラブの会員数は1,985人、加入率は16.7%となっています。

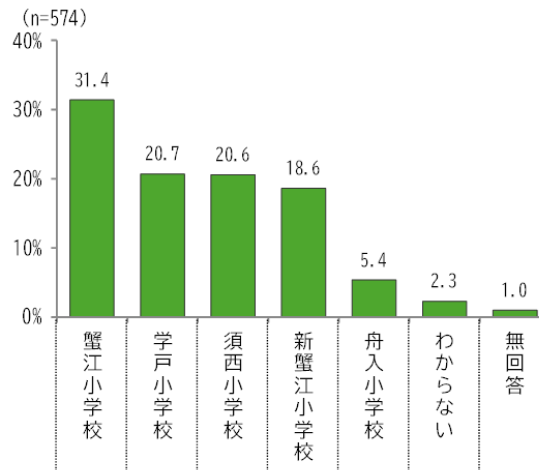


資料：蟹江町社会福祉協議会

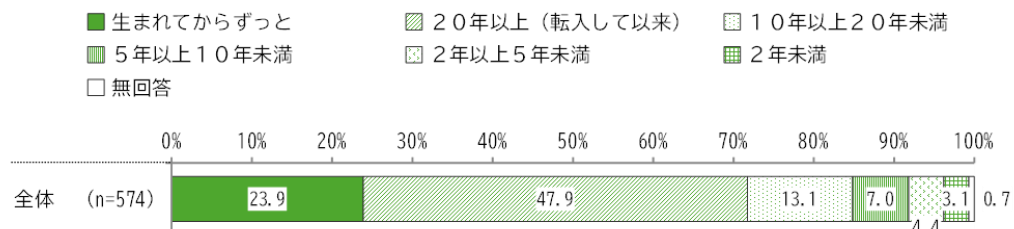


8 住民アンケート調査結果（抜粋）

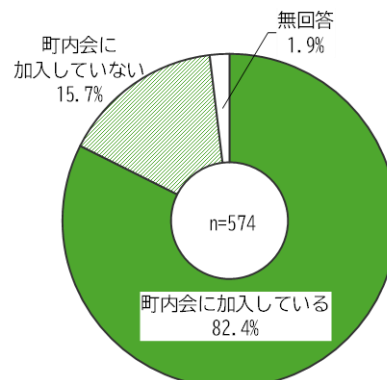
◎住んでいる小学校区：「蟹江小学校区」が最も多い



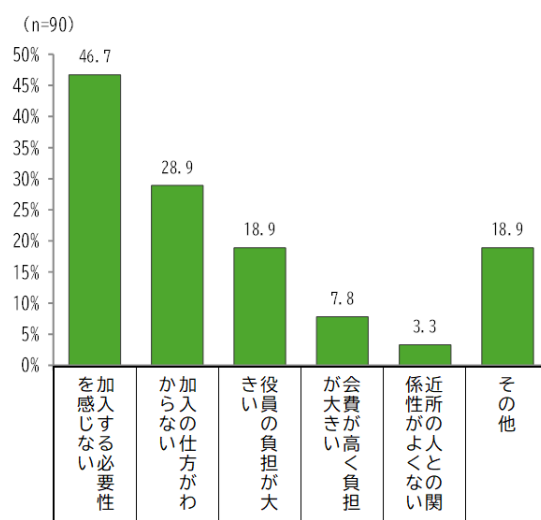
◎居住年数：「20 年以上（転入して以来）」が5割弱



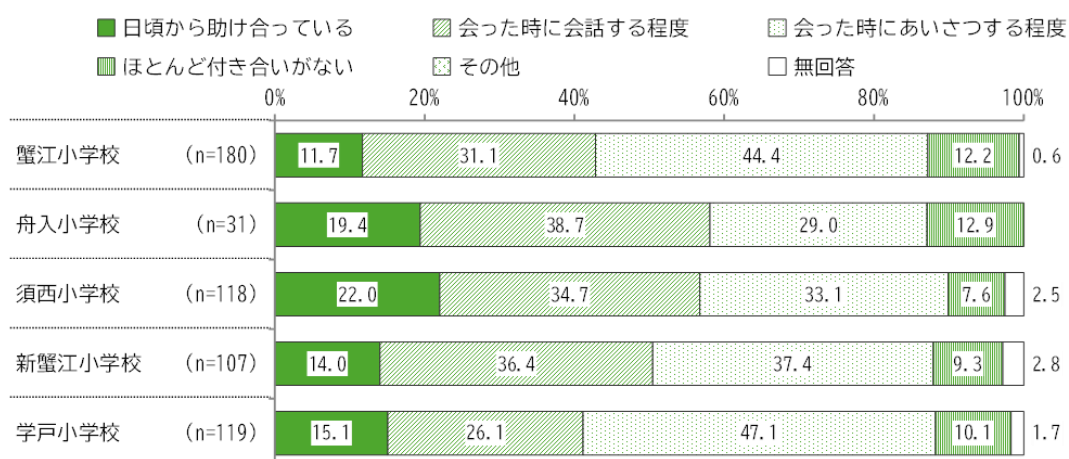
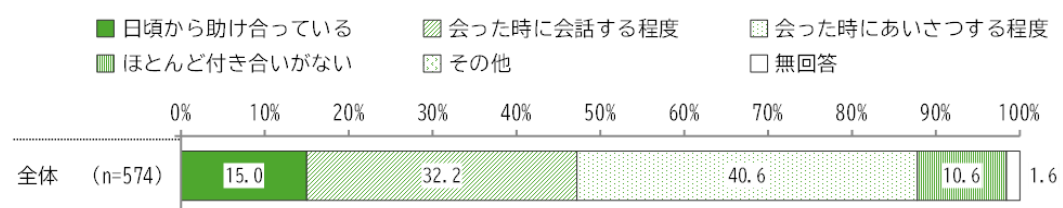
◎町内会への加入：「町内会に加入している」が8割強



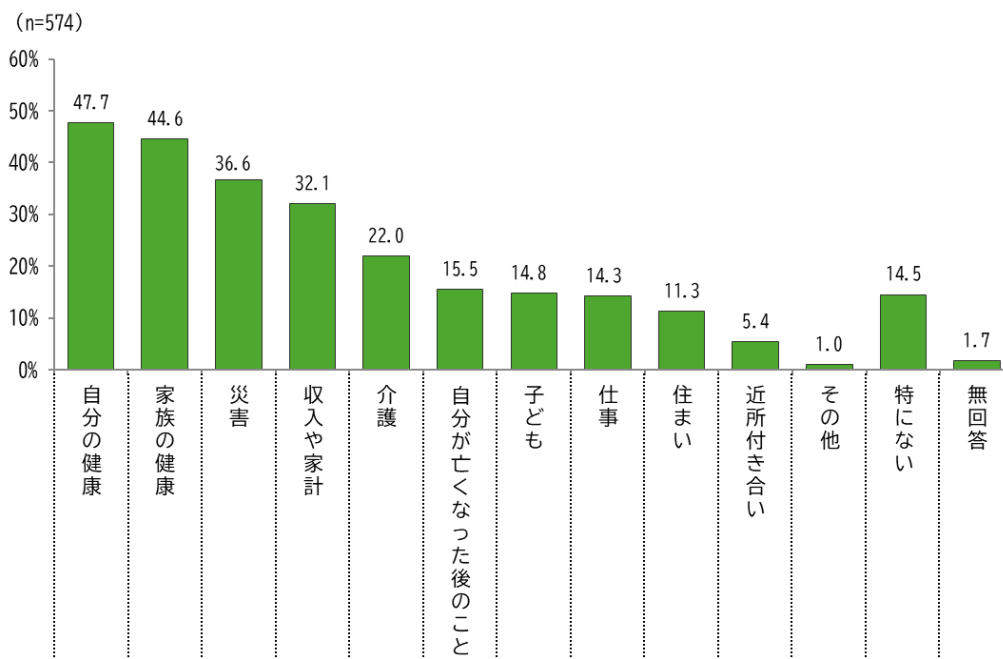
◎町内会に加入していない理由：「加入する必要性を感じない」が最も多い



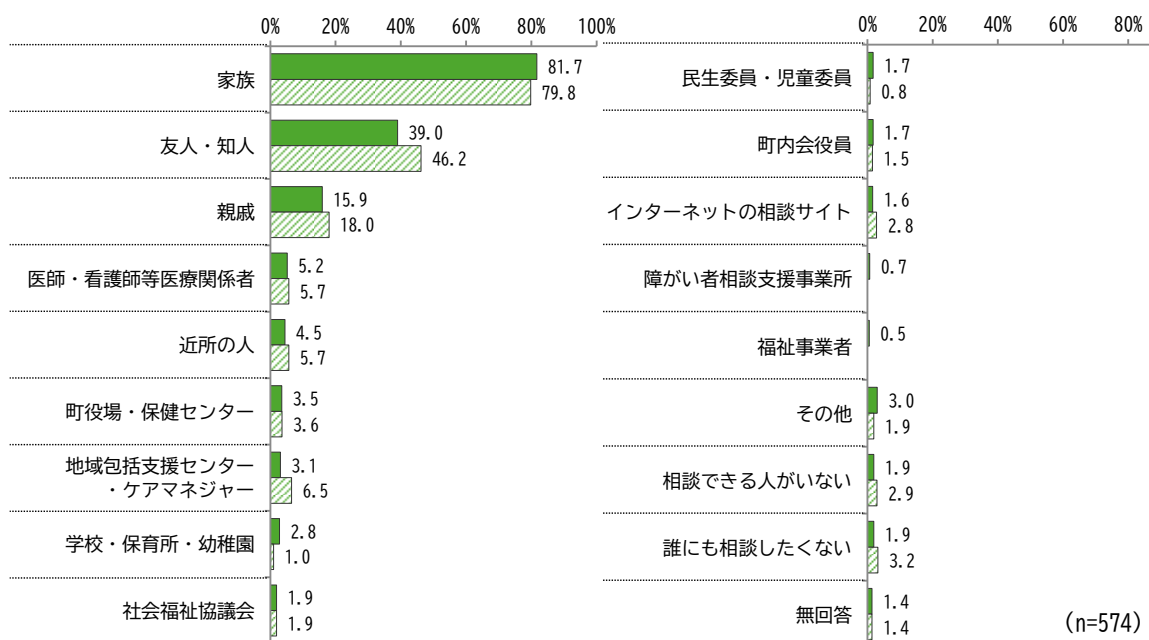
◎近所付き合い：「会った時にあいさつする程度」が約4割で最も多い



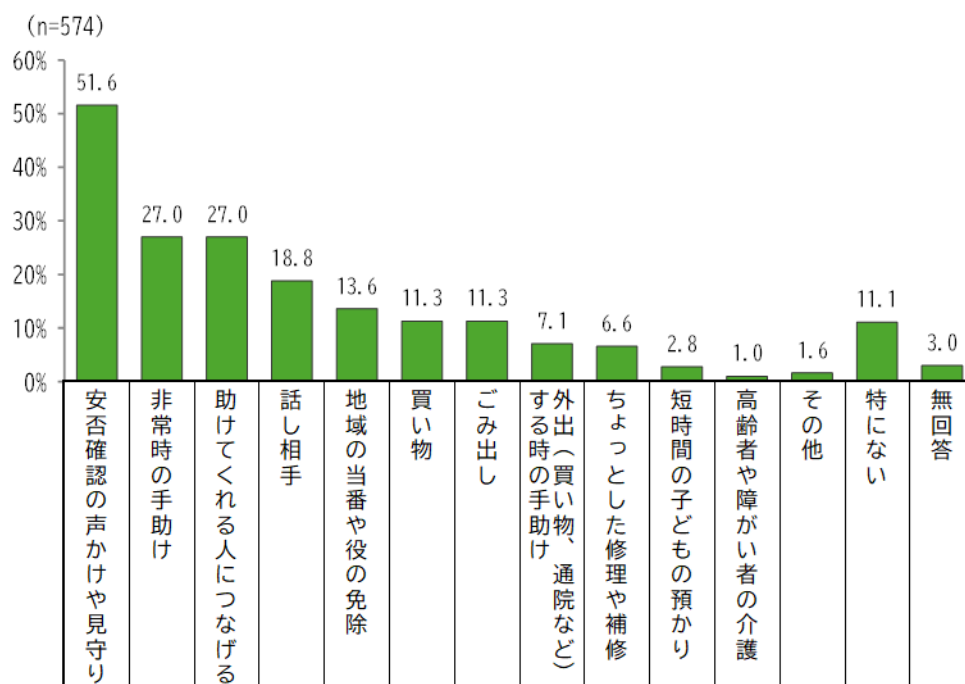
◎不安・困りごと：「自分の健康に関すること」が最も多い



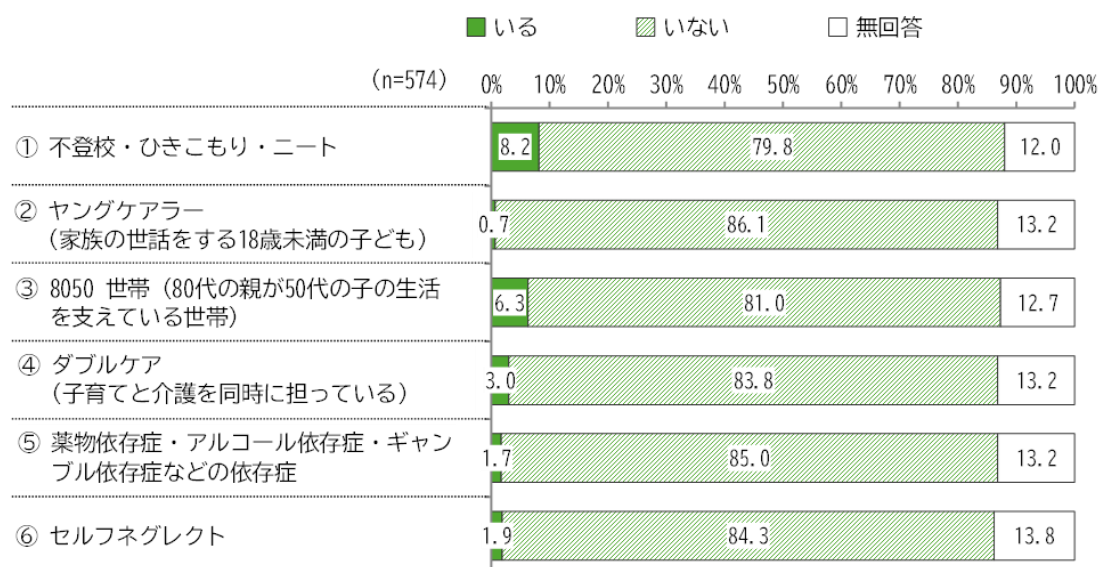
◎相談相手：「家族」が約8割で最も多い



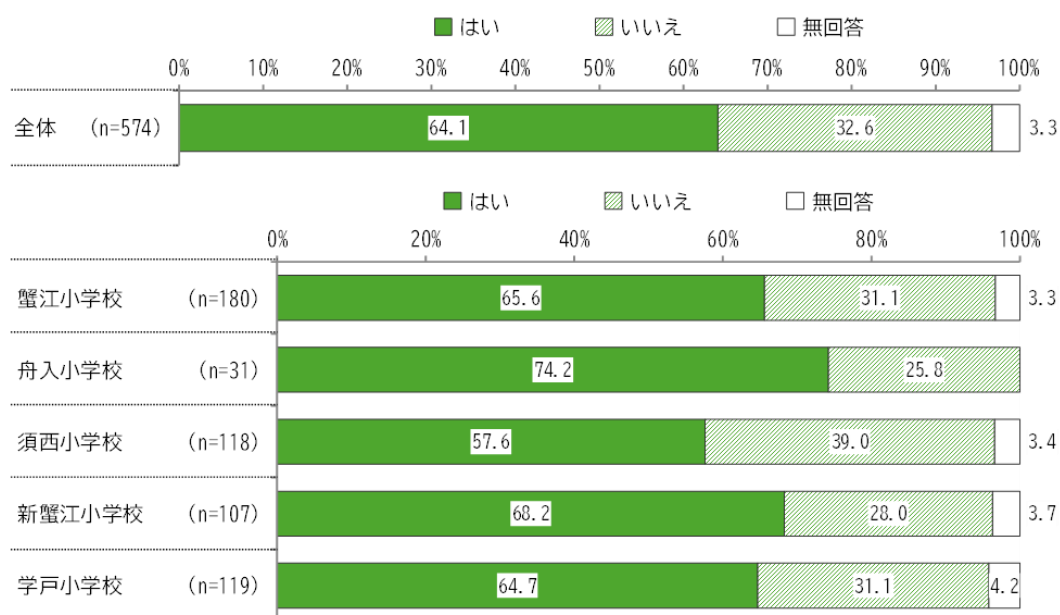
◎近所で援助できること：「安否確認の声かけや見守り」が最も多い



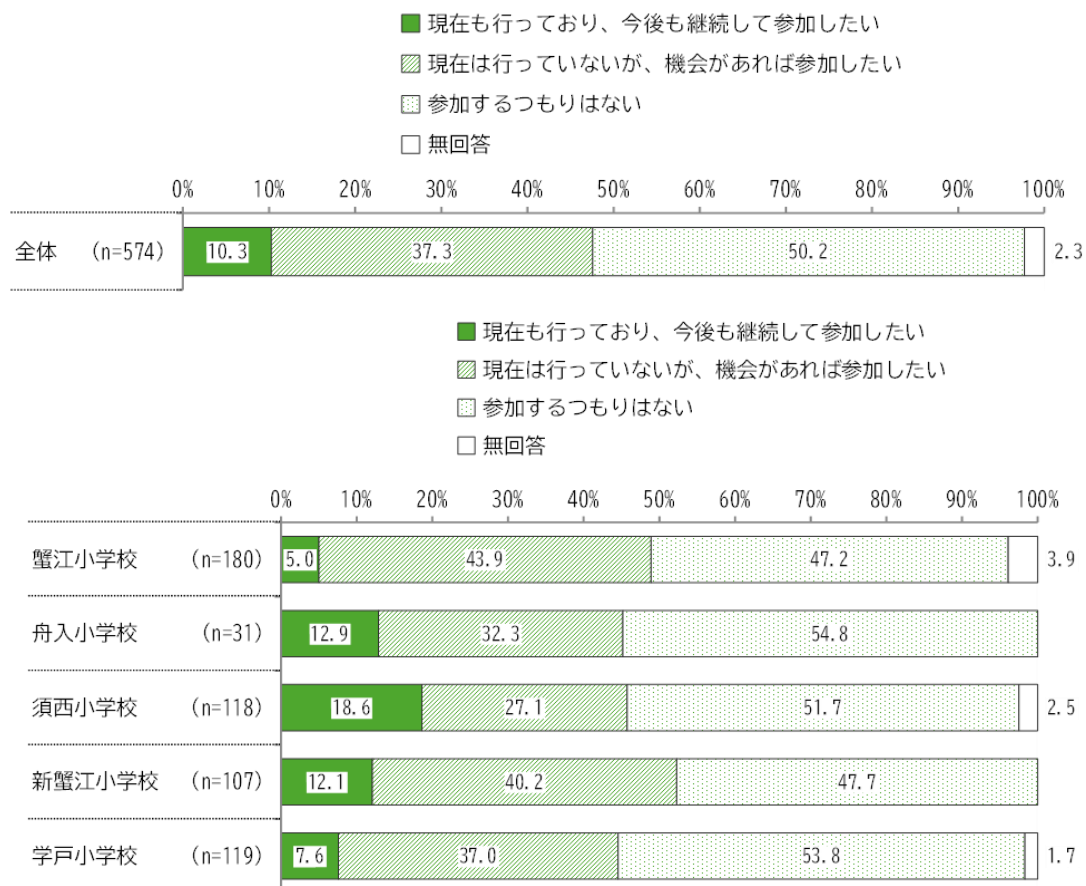
◎生活課題を抱えている人：各項目とも「いない」が8割前後



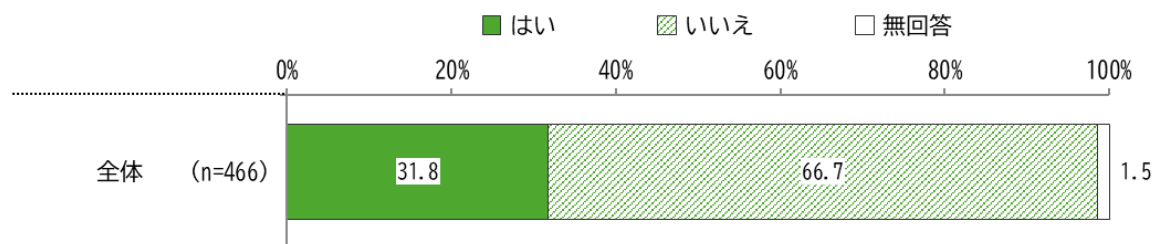
◎家庭の困りごとを相談できる場所の有無：「はい」が6割強



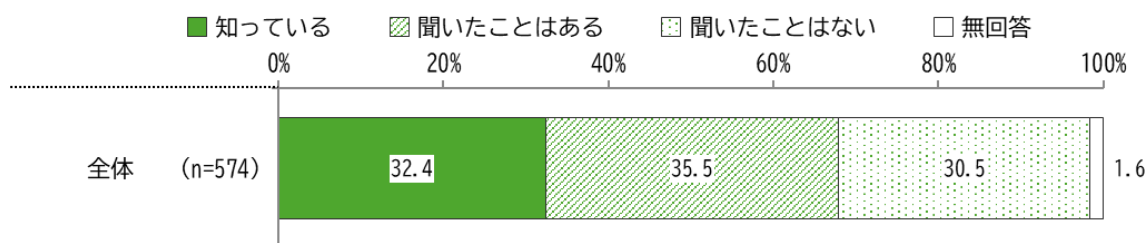
◎ボランティア活動参加意向：「参加するつもりはない」が最も多い



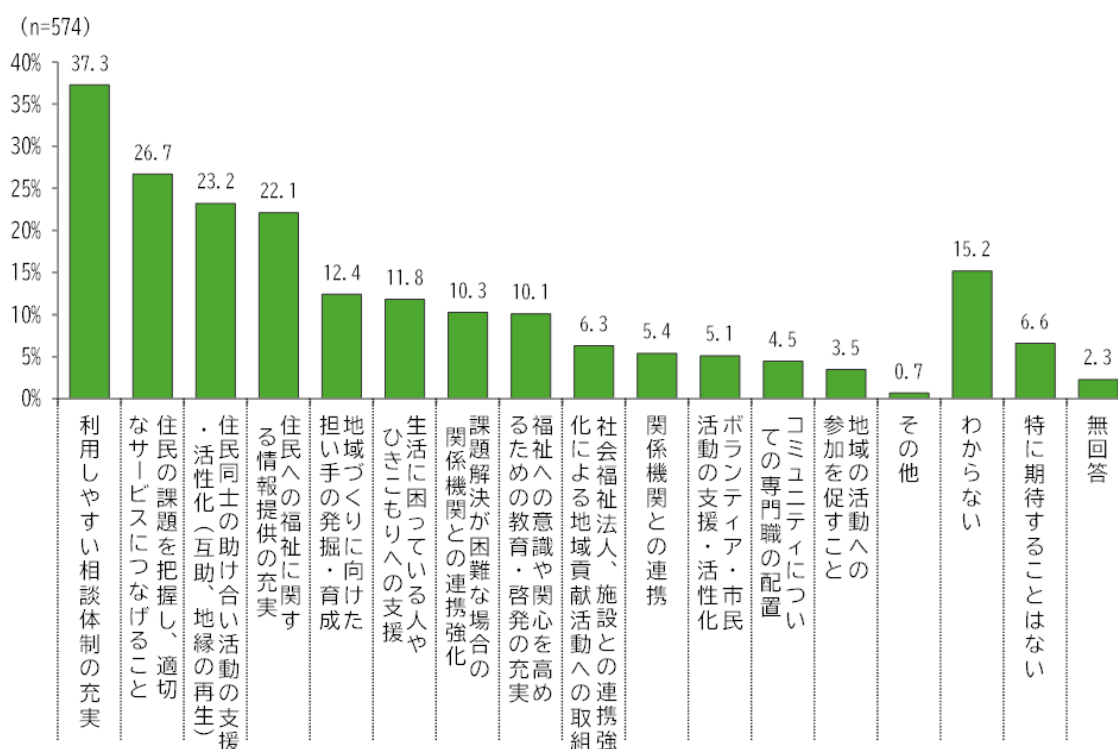
◎民生委員・児童委員の認知度：「はい」が3割強



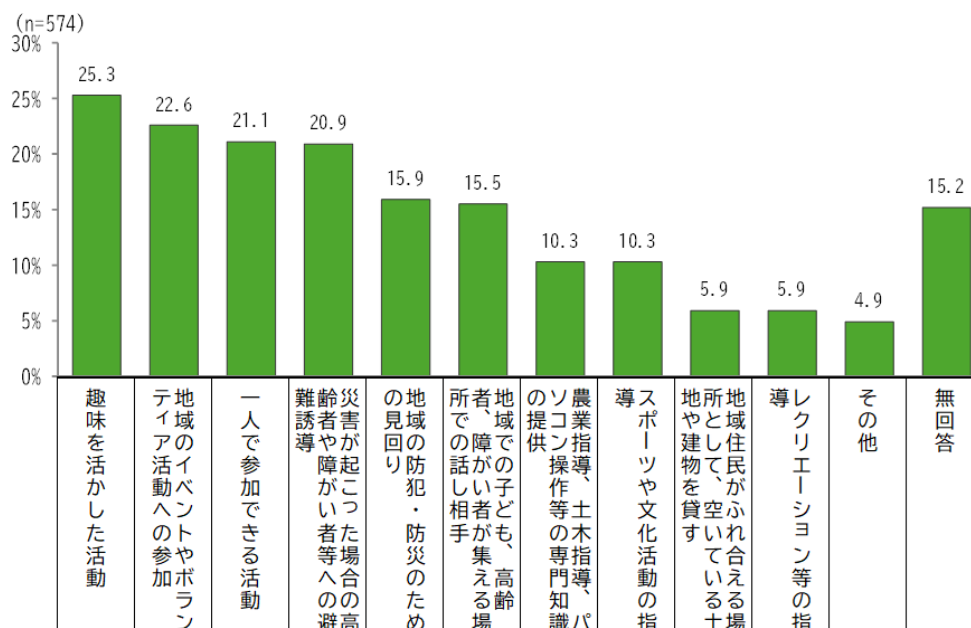
◎社会福祉協議会の認知度：「知っている」が3割強



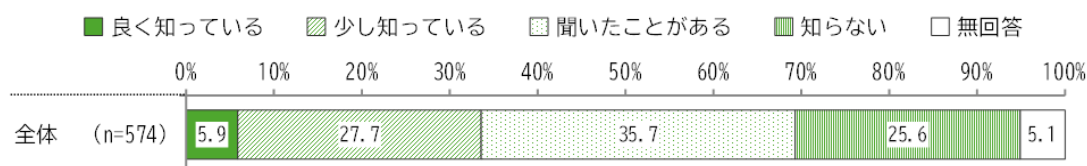
◎社会福祉協議会への期待：「利用しやすい相談体制の充実」が最も多い



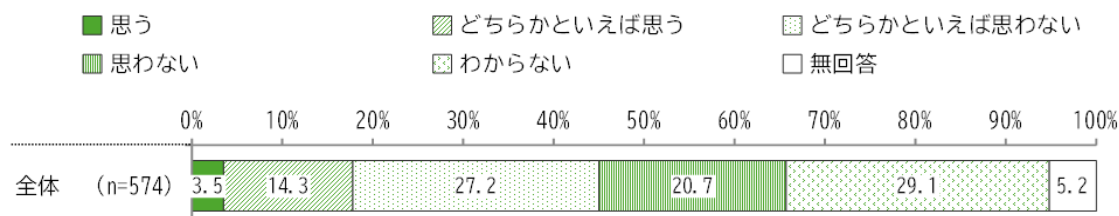
◎今後参加したい活動：「趣味を活かした活動」が最も多い



◎成年後見制度の認知度：「聞いたことがある」が3割強



◎犯罪者の立ち直りへの協力：「わからない」が最も多く、「どちらかといえば思わない」が3割弱





9 社会福祉法（抜粋）

第十章 地域福祉の推進

第一節 包括的な支援体制の整備

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その

他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第二節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第一百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第一百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第三節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第3次蟹江町 地域福祉計画・地域福祉活動計画

ともにいきる つながりのまち かにえ

令和8年度（2026）～令和13年度（2031）

発行日 令和8年3月

蟹江町介護福祉課

〒497-8601

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

TEL：0567(95)1111

社会福祉法人 蟹江町社会福祉協議会

〒497-0052

愛知県海部郡蟹江町大字西之森字海山326番地3

TEL：0567(96)2940

